

京丹後市一般廃棄物処理基本計画 (第2次・中期)

現行

見直し(案)

(第2章「地域の概況」は巻末)

令和2年 月

京 丹 後 市

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

わが国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を見直し、持続可能な循環型社会を形成していくために、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月施行）を制定し、循環型社会を推進していくための基本的枠組みを定めた。

一方、平成24年4月に閣議決定された第四次環境基本計画においては、持続可能な社会は「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」と定義された。これを実現する上で、ごみの発生抑制および再生利用、並びに適正な処理やエネルギー回収といった取り組み等、住民一人ひとりや事業者、ごみ行政に課せられた役割は大きくなっている。

こういったことを背景に、京丹後市（以下「本市」という。）では、平成19年3月に「京丹後市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向けた様々な施策に取り組んできたところである。

今回、前回の「京丹後市一般廃棄物処理基本計画」より7年が経過し、すでに中間目標年度を経過していること、また、近年の法整備や循環型社会形成に向けた各種計画などに対応するためこれを見直し、第2次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定する。

本計画は、排出抑制・再利用を行うことで物質の循環を図り、環境に与える負荷を軽減し、長期的展望に立ったごみ処理のあるべき姿と方向性を示すものとする。同時に、循環型社会の構築に向けもっとも重要な「発生抑制」について、住民・事業者・行政がパートナーシップの下に取り組むための行動指針とする。

また生活排水処理については、公共用水域の水質保全のため、公共下水道や合併処理浄化槽等による水洗化率の向上を図り、生活排水の適正な処理のあるべき姿と方向性を示すものとする。

2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、一般廃棄物に関して行政が策定するマスタープランである。

本計画は、次に示すような法体系の中に位置付けられている。

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

わが国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を見直し、持続可能な循環型社会を形成していくために、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月施行）を制定し、循環型社会を推進していくための基本的枠組みを定めた。

一方、平成24年4月に閣議決定された第四次環境基本計画においては、持続可能な社会は「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」と定義された。これを実現する上で、ごみの発生抑制および再生利用、並びに適正な処理やエネルギー回収といった取り組み等、住民一人ひとりや事業者、ごみ行政に課せられた役割は大きくなっている。

こういったことを背景に、京丹後市（以下「本市」という。）では、平成19年3月に「京丹後市一般廃棄物処理基本計画」を、平成27年3月に第2次計画を策定し、循環型社会の形成に向けた様々な施策に取り組んできたところである。

今回、前回の「第2次京丹後市一般廃棄物処理基本計画」より5年が経過し、中間目標年次となったこと、また、5年毎に適宜見直しを行うこととしているためこれを見直し、第2次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を改定する。

本計画は、排出抑制・再利用を行うことで物質の循環を図り、環境に与える負荷を軽減し、長期的展望に立ったごみ処理のあるべき姿と方向性を示すものとする。同時に、循環型社会の構築に向けもっとも重要な「発生抑制」について、住民・事業者・行政がパートナーシップの下に取り組むための行動指針とする。

また生活排水処理については、公共用水域の水質保全のため、公共下水道や合併処理浄化槽等による水洗化率の向上を図り、生活排水の適正な処理のあるべき姿と方向性を示すものとする。

2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、一般廃棄物に関して行政が策定するマスタープランである。

本計画は、次に示すような法体系の中に位置付けられている。

3. 関連計画および関連条例

本計画に関連する法令および計画は、以下に示すとおりである。

(1) 関連計画

- ・ 第2次京丹後市総合計画（以下「総合計画」という。）
- ・ 京丹後市一般廃棄物処理基本計画（平成19年3月）
- ・ 京丹後市環境基本計画（平成22年2月）
- ・ 京丹後市バイオマスタウン構想（平成19年11月）
- ・ 京都府ごみ処理広域化計画（平成11年3月）
- ・ 京都府循環型社会形成計画（第2期）（平成24年3月）

(2) 関連条例

1) 本市の例規

- ・ 京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
（平成16年4月1日 条例第157号）
- ・ 京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
（平成16年4月1日 規則第120号）
- ・ 京丹後市下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する計画推進検討委員会規程（平成16年7月1日 訓令第28号）
- ・ 京丹後市一般廃棄物処理施設設置条例
（平成16年4月1日 条例第158号）
- ・ 京丹後市古紙回収団体補助金交付要綱
（平成16年4月1日 告示第97号）
- ・ 京丹後市浄化槽の設置等に関する要綱
（平成16年4月1日 告示第99号）
- ・ 京丹後市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱
（平成16年4月1日 告示第100号）
- ・ 京丹後市し尿くみ取運搬車貸付規則
（平成16年4月1日 規則第122号）
- ・ 京丹後市美しいふるさとづくり条例
（平成16年4月1日 条例第162号）
- ・ 京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則
（平成16年4月1日 規則第123号）
- ・ 京丹後市エコエネルギーセンター条例
（平成21年10月8日 条例第42号）
- ・ 京丹後市環境基本計画推進委員会設置要綱
（平成22年8月26日 告示第160号）

3. 関連計画および関連条例

本計画に関連する法令および計画は、以下に示すとおりである。

(1) 関連計画

- ・ 第2次京丹後市総合計画（以下「総合計画」という。）
- ・ 京丹後市一般廃棄物処理基本計画（平成19年3月）
- ・ 京丹後市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月）
- ・ 第2期京丹後市環境基本計画（平成31年3月）
- ・ 京丹後市バイオマスタウン構想（平成19年11月）
～平成31年3月 バイオマス産業都市 構想辞退～
- ・ 京都府ごみ処理広域化計画（平成11年3月）
- ・ 京都府循環型社会形成計画（第2期）（平成24年3月）

(2) 関連条例

1) 本市の例規

- ・ 京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
（平成16年4月1日 条例第157号）
- ・ 京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
（平成16年4月1日 規則第120号）
- ・ 京丹後市下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する計画推進検討委員会規程（平成16年7月1日 訓令第28号）
- ・ 京丹後市一般廃棄物処理施設設置条例
（平成16年4月1日 条例第158号）
- ・ 京丹後市古紙回収団体補助金交付要綱
（平成16年4月1日 告示第97号）
- ・ 京丹後市浄化槽の設置等に関する要綱
（平成16年4月1日 告示第99号）
- ・ 京丹後市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱
（平成16年4月1日 告示第100号）
- ・ 京丹後市し尿くみ取運搬車貸付規則
（平成16年4月1日 規則第122号）
- ・ 京丹後市美しいふるさとづくり条例
（平成29年3月30日 条例第15号）
- ・ 京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則
（平成29年3月30日 規則第14号）
- ・ 京丹後市美しいふるさとづくり推進事業費補助金交付要綱
（平成29年3月30日 告示第80号）
- ・ 京丹後市エコエネルギーセンター条例 ～平成29年10月31日条例廃止～
（平成21年10月8日 条例第42号）
- ・ 京丹後市環境基本計画推進委員会設置要綱
（平成22年8月26日 告示第160号）

- ・ 京丹後市環境基本計画庁内調整委員会設置規程
（平成 22 年 8 月 26 日 訓令第 14 号）
- ・ 京丹後市海岸漂着物対策会議設置規程
（平成 25 年 5 月 27 日 訓令第 9 号）
- ・ 京丹後市最終処分場管理規則
（平成 26 年 3 月 5 日 規則第 3 号）

4. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、京丹後市全域とする。

5. 計画期間および計画目標年次

本計画の計画期間は、長期的な視点からの計画を考慮し、計画策定時の次年度を初年度とする平成 27 年度から平成 41 年度の 15 年間とする。

計画目標年次は、5 年目の平成 31 年度を「中間目標年次」とし、15 年目の平成 41 年度を「計画目標年次」とする。

また、本計画は概ね 5 年ごと、もしくは、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に、適宜見直しを行うものとする。

計画期間：平成 27 年度～平成 41 年度 中間目標年次：平成 31 年度（5 年後） 計画目標年次：平成 41 年度（15 年度）

6. 総合計画におけるごみ・廃棄物対策

総合計画では、ごみ・廃棄物対策について以下のとおり記載されている。

（１）現状と課題

【現状】

- ・ ごみの総排出量は、人口の減少に伴い減少傾向にありますが、市民一人あたりの排出量は同水準で推移しています。
- ・ 雑がみ、生ごみ等、未だ分別不十分で再資源化可能な廃棄物があります。
- ・ 峰山クリーンセンターの延長稼働について、周辺関係区と調整を進めています。
- ・ 市内 4 か所の最終処分場は埋立てが進行しています。
- ・ 市内 3 か所のし尿処理施設は、老朽化が進行しています。
- ・ 不法投棄や不法焼却といった廃棄物の不適正処理が後を絶ちません。

- ・ 京丹後市環境基本計画庁内調整委員会設置規程
（平成 22 年 8 月 26 日 訓令第 14 号）
- ・ 京丹後市海岸漂着物対策会議設置規程
（平成 25 年 5 月 27 日 訓令第 9 号）
- ・ 京丹後市最終処分場管理規則
（平成 26 年 3 月 5 日 規則第 3 号）

4. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、京丹後市全域とする。

5. 計画期間および計画目標年次

本計画の計画期間は、長期的な視点からの計画を考慮し、計画策定時の次年度を初年度とする平成 27 年度から令和 11 年度までの 15 年間とする。

計画目標年次は、15 年目の令和 11 年度とし、5 年目の令和元年度及び 10 年目の令和 6 年度を「中間目標年次」とする。

また、本計画は概ね 5 年ごと、もしくは、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に、適宜見直しを行うものとする。

計画期間：平成 27 年度～ <u>令和 11 年度</u> 中間目標年次（5 年目）： <u>令和元年度</u> 中間目標年次（10 年目）： <u>令和 6 年度</u> 計画目標年次 ： <u>令和 11 年度</u>

6. 総合計画におけるごみ・廃棄物対策

総合計画では、ごみ・廃棄物対策について以下のとおり記載されている。

（１）現状と課題

【現状】

- ・ ごみの総排出量は、人口の減少に伴い減少傾向にありますが、市民一人あたりの排出量は同水準で推移しています。
- ・ 雑がみ、生ごみ等、未だ分別不十分で再資源化可能な廃棄物があります。
- ・ 峰山クリーンセンターの延長稼働について、周辺関係区と調整を進めています。
- ・ 市内 4 か所の最終処分場は埋立てが進行しています。
- ・ 市内 3 か所のし尿処理施設は、老朽化が進行しています。
- ・ 不法投棄や不法焼却といった廃棄物の不適正処理が後を絶ちません。

【課題】

- ・生ごみ等、未分別ごみの分別排出・処理の体制づくりが必要です。
- ・ごみの発生抑制及び分別排出の徹底など、再資源化に向けた意識啓発が必要です。
- ・現在は焼却し埋め立て処分している下水汚泥等の資源化を検討していくことが必要です。
- ・水洗化率向上に伴い、し尿処理施設の運営方法の見直しが必要となります。
- ・既存廃棄物処理施設の長寿命化及び延命化に向けた取り組みに加え、新施設整備に向けた検討が必要です。
- ・不法投棄などの不適切処理の防止に向けた取り組みが必要です。

総合計画で示されている目指す目標は、以下のとおりである。

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
一般廃棄物総排出量（年）※し尿・浄化槽汚泥を除く	t	27,894（H25）	22,844
一般廃棄物焼却量（年）※し尿・浄化槽汚泥を除く	t	18,808（H25）	13,477
ごみの再資源化率	%	16.9（H25）	27.6

（２）施策方針

市民一人ひとりが廃棄物の「排出者責任」を自覚しながら「４Ｒ（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）」に取り組める環境づくりを進めるとともに、廃棄物処理施設の適正かつ効率的な整備・運用を図ります。

行政の主な取組

①ごみの最終処分量削減と再資源化の推進

- 生ごみ分別・資源化の拡大とそのためのインフラ整備、普及啓発に努めます。
- 雑がみの分別排出を推進します。
- 廃プラスチック、金属類の分別処理を検討します。

②廃棄物処理体制等の充実

- 既存廃棄物処理施設の長寿命化と次期施設の整備計画の検討を進めます。
- 不法投棄、不法焼却の防止対策に努めます。
- し尿汚泥の資源化活用を検討します。また、し尿処理施設の運営方法の見直しを検討します。

市民等の役割

- 廃棄物処理量削減のための４Ｒの実践に努めます。
- ごみの減量、資源化に向けた分別を推進します。

【課題】

- ・生ごみ等、未分別ごみの分別排出・処理の体制づくりが必要です。
- ・ごみの発生抑制及び分別排出の徹底など、再資源化に向けた意識啓発が必要です。
- ・現在は焼却し埋め立て処分している下水汚泥等の資源化を検討していくことが必要です。
- ・水洗化率向上に伴い、し尿処理施設の運営方法の見直しが必要となります。
- ・既存廃棄物処理施設の長寿命化及び延命化に向けた取り組みに加え、新施設整備に向けた検討が必要です。
- ・不法投棄などの不適切処理の防止に向けた取り組みが必要です。

総合計画で示されている目指す目標は、以下のとおりです。

指標名	単位	策定時（H26）	参考（H30）	目標値（H36）
一般廃棄物総排出量（年）※し尿・浄化槽汚泥を除く	t	27,894（H25）	25,177	22,844
一般廃棄物焼却量（年）※し尿・浄化槽汚泥を除く	t	18,808（H25）	16,814	13,477
ごみの再資源化率	%	16.9（H25）	20.6	27.6

（２）施策方針

市民一人ひとりが廃棄物の「排出者責任」を自覚しながら「４Ｒ（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）」に取り組める環境づくりを進めるとともに、廃棄物処理施設の適正かつ効率的な整備・運用を図ります。

行政の主な取組

①ごみの最終処分量削減と再資源化の推進

- 生ごみ分別・資源化の拡大とそのためのインフラ整備、普及啓発に努めます。
- 雑がみの分別排出を推進します。
- 廃プラスチック、金属類の分別処理を検討します。

②廃棄物処理体制等の充実

- 既存廃棄物処理施設の長寿命化と次期施設の整備計画の検討を進めます。
- 不法投棄、不法焼却の防止対策に努めます。
- し尿汚泥の資源化活用を検討します。また、し尿処理施設の運営方法の見直しを検討します。

市民等の役割

- 廃棄物処理量削減のための４Ｒの実践に努めます。
- ごみの減量、資源化に向けた分別を推進します。

7. 総合計画における循環型社会の構築

総合計画では、循環型社会の構築について以下のとおり記載されている。

（１）現状と課題

【現状】

- ・食品残さを原料にして生成された液肥を利用した循環型農業の普及推進により、水稻での液肥利用は増加しており、液肥利用農作物「環のちから」のブランド化に取り組んでいます。
- ・地域における生ごみ資源化モデル事業を実施しているほか、市内保育所、小中学校の生ごみ（給食残さ）をエコエネルギーセンターで処理し、資源化しています。
- ・木質バイオマスをボイラー燃料やバイオプラスチック等の原料として利用する施設・設備の導入を図っています。
- ・小型廃家電やビン、缶、ペットボトル、廃プラ、金属類等を分別処理により資源化しているほか、古紙回収団体への活動支援を行っています。
- ・民間団体等により、空き缶や古紙類等のリサイクル活動が行われています。
- ・NPO団体が、家庭や事業者から出る廃食用油を回収し、再資源化されたバイオディーゼル燃料を一部の給食配送車等で利用しています。

【課題】

- ・市内全域での生ごみ分別・資源化に向け、市民への意識啓発と分別収集体制の構築及び受け入れ施設の整備が必要となっています。
- ・液肥散布量の拡大に向けた畑作物への利用技術の確立と普及が必要です。
- ・環境学習の場として、エコエネルギーセンターのさらなる有効活用が必要です。
- ・木質バイオマスや下水汚泥等の未利用資源の有効活用をより一層進める必要があります。

総合計画で示されている目指す目標は、以下のとおりである。

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
液肥利用量（年）	t	3,882（H25）	7,000
すべてのごみの資源化量（年）	t	4,720（H25）	6,300
生ごみ資源化の対象世帯数	世帯	200（H25）	全世帯
生ごみの資源化量（年）	t	14.1（H25）	1,400

（２）施策方針

ごみの資源化について、普及啓発を行うとともに、生ごみ等地域バイオマスの利活用による廃棄物の少ない資源循環型社会の構築をめざします。

行政の主な取組

①循環型社会環境の整備

7. 第２期京丹後市環境基本計画の策定

平成31年3月、第２期環境基本計画を以下のとおり策定した。

（１）計画の期間

令和元年度 ～ 令和6年度

（２）計画の前提

- ① 持続的な環境資源の「利用」
- ② 環境・社会・経済 ３側面の「共生」
- ③ 気候変動等環境変化への「適応」

（３）連携と協調

- ① 持続可能な開発目標「SDGs」の考え方を活用（社会動向との協調）
- ② 市既存施策への環境側面の補完（総合計画との連携）

（４）基本理念

「社会」「経済」へ“環境価値”の統合
～自然・ひと・活動が共生し、環をなすまちづくり～

（５）基本方針

- Ⅰ【保護と活用】自然環境
～ 自然環境と共生する豊かな市民生活の実現 ～
- Ⅱ【緩和と適応】地球温暖化
～ 脱炭素型地域社会の構築と気候変動への適応 ～
- Ⅲ【抑制と処理】廃棄物・生活衛生
～ つくる責任・すてる自覚 抑制と適正処理 ～
- Ⅳ【循環と再生】限りある資源
～ 自立した持続可能な循環型社会の形成 ～
- Ⅴ【選択と転換】社会環境
～ 環境にやさしい選択、モノから質へ 価値観の転換 ～

（６）Ⅲ 廃棄物・生活衛生

環境ターゲット

- 「廃棄物発生抑制」に取り組みましょう
- 「廃棄物処理体制」の維持・強化を進めましょう
- 「生活排水処理」の適正化に努めましょう

- ごみの排出抑制と資源化の取り組みに関する意識啓発を推進します。
- 廃食用油回収及び資源化の取り組みを支援します。
- 循環型社会の構築に向けた環境学習の機会を充実します。
- 生ごみ資源化のための設備整備、収集運搬体制の確立に努めます。
- エコエネルギーセンターの安定的な運営体制の確立に努めます。
- 下水汚泥等の未利用資源の有効活用を推進します。

②循環型産業の育成

- 液肥利用技術の確立と普及啓発に努めます。
- 木材、米ぬか等のバイオマスを原料としたバイオプラスチック製品を製造するなど、環境配慮製品を扱う事業者の取り組みを支援します。

市民等の役割

- 化学肥料の利用削減に努め、液肥や堆肥等の利用により資源循環型農業の実践に努めます。
- 市が行う生ごみ資源化施策へ協力します。

8. 1 次計画の課題と成果

(1) 排出抑制、減量化、資源化

排出されたごみに対する資源化を行うだけでなく、ごみの排出量そのものを減らす施策を重点的に行うことが必要であるため、ごみ処理の現状について、施設見学や職員出前講座などを通じて、啓発を行ってきたが、目標としていた排出量や資源化率などは達成できていないため、今後においても広報誌などを通じて幅広く市民の方への排出抑制に繋がる施策のなどの情報提供を行う必要がある。

(2) 収集運搬

収集運搬については、合併後においても旧町時の収集体制が継続されていたことにより、地域によって収集回収が異なるなどの課題があったが、平成 22 年 4 月に収集方法や収集回数などの統一を実施した。また、事業者などから発生する事業系ごみの一部が、家庭系ごみの収集ルート（市委託収集）に排出されているケースがあるため、広報誌などを活用し周知する必要がある。

(3) 中間処理

焼却施設・資源化施設については、平成 21 年 10 月から行ってきた 2 市 2 町による丹後地区ごみ広域処理研究会の結論を踏まえ、本市単独での処理を継続する。

峰山クリーンセンターについては、現在、平成 28 年度までとなっている施設の使用年限が、地元区との合意により、15 年間の延長が可能となったため、平成 4

重点施策

- 自発的で積極的な 3R の推進
- 既存焼却施設に係る長寿命化対策
- 次期焼却施設に係る方策検討と候補地選定
- 次期最終処分地選定と整備
- 災害ごみ等に係る方針の検討
- 生活排水処理に係る合理化、水洗化の推進

SDGs 協調項目



8. 1 次計画及び第 2 次計画前期の実績と課題

(1) 排出抑制、減量化、資源化

排出されたごみに対する資源化を行うだけでなく、ごみの排出量そのものを減らす施策を重点的に行うことが必要であるため、ごみ処理の現状について、施設見学や職員出前講座などを継続して行っている。1 次計画期間では、目標としていた排出量や資源化率などは達成できず、2 次計画では、今後においても幅広く食品ロス対策や資源化、減量化など、市民の方への情報提供を行うとともに、資源化・減量化施策を進める必要がある。

(2) 収集運搬

収集運搬については、合併後、1 次計画期間、2 次計画前期を通し収集方法や収集回数などの統一を図りつつ、市の処理責任に基づき効率的かつ合理的な収集体制を維持継続してきている。また、事業者などから発生する事業系ごみの一部が、家庭系ごみの収集ルート（市委託収集）に排出されているケースがあるため、広報誌などを活用し周知する必要がある。

(3) 中間処理

2 次計画策定時において、本市単独での処理を継続することとしている。

峰山クリーンセンターについては、2 次前期において令和 13 年度までの 15 年間の延長決定とともに、施設の長寿命化を目的として基幹的設備改良工事を実施し、

3年度まで引き続き活用するものとする。これに伴い、施設の長寿命化を目的とした基幹的設備改良工事の実施を検討する必要がある。

(4) 最終処分

最終処分場は限られた空間を利用した施設であり、最終処分量を極力削減し、施設の延命化に努める必要があることから、金属類や廃家電品が持込まれた際に分別保管、持出し処理を行って処分場の延命化に努めてきたが、最終処分量の大幅な削減とはならないため、新たな分別品目の追加や処理方法の見直しを行うなど、更なる直接埋立ごみの削減が必要である。

また、合併以来、施設ごとに異なっていた開設日（持込可能日）については、ごみ処理事業の効率化と利用機会不均衡の是正の観点から、平成26年4月1日から、表1-8-1のとおり変更を行った。

表 1-8-1 最終処分場の開設曜日の変更（H26・4月から）

	月	火	水	木	金	土	日曜日					増減
							第1	第2	第3	第4	第5	
峰山最終処分場		●		●						●		+1
大宮最終処分場	●	×	◎	×	●		◎			×		-1
網野最終処分場		●	●		●				●			-
久美浜最終処分場	●	×	×	●	×	●		●		×	●	-4

「×」は受入れ中止、「◎」は新たに受入れ開始

(5) 処理コスト

ごみの多様化、処理の複雑化等により、今後も維持管理費は増大する可能性がある。これまでから、業務発注の際には、一括発注や長期契約をすることで維持管理に係る歳出抑制を行ってきたが、今後においても引き続き、処理・処分に係る経費などの削減に努める必要がある。

また、処理コスト縮減につながる具体的な成果として、次のような取組を行ってきた。

- ①平成21年10月：不燃ごみ袋の有料化
- ②平成23年～26年：最終処分場管理運営の外部委託
- ③平成25年11月：小型廃家電分別回収・処理
- ④平成26年4月：雑がみの分別回収
- ⑤平成26年4月：最終処分場の開設日の変更
- ⑥平成26年7月：告示産業廃棄物（解体ごみ）受入れの中止

(6) その他

平成17年度に「京丹後市地球温暖化対策実行計画」を策定しており、地球温暖化対策の一環として、エコドライブの導入や市役所内での事務・事業に起因する温室効果ガスの排出削減について取組を実施している。

令和元年度中の完成を予定として中間処理体制の維持と強化を図っている。これに伴い、本計画期間中での次期施設の候補地選定を検討する必要がある。

(4) 最終処分

4 施設の延命化を図るため、金属類や廃家電品が持込まれた際に分別保管、持出し処理を行って処分場の延命化に努める中、1 施設が終末期を迎えている。今後においても最終処分量の大幅な削減は難しく、新たな分別品目の追加や処理方法の見直しを継続するなど、引き続き直接埋立ごみの削減を図る方策の検討を要するほか、新最終処分場の早期の整備が必要である。

また、施設ごとの開設日（持込可能日）については、平成26年4月1日変更の表1-8-1のとおり現行体制を維持するものとし、施設数の減少等処理体制の変化に応じて見直しを行うものとする。

表 1-8-1 最終処分場の開設曜日（H26・4月から）

	月	火	水	木	金	土	日曜日				
							第1	第2	第3	第4	第5
峰山最終処分場		●		●						●	
大宮最終処分場	●		●		●		●				
網野最終処分場		●	●		●				●		
久美浜最終処分場	●			●		●		●			●

(5) 処理コスト

ごみの多様化、処理の複雑化等により、今後も維持管理費は増大する可能性がある。これまでから、業務発注の際には、一括発注や長期契約をすることで維持管理に係る歳出抑制を行ってきたが、今後においても引き続き、処理・処分に係る経費などの削減に努める必要がある。

また、処理コスト縮減につながる具体的な成果として、次のような取組を行ってきた。

- ①平成21年10月：不燃ごみ袋の有料化
- ②平成23年～26年：最終処分場管理運営の外部委託
- ③平成25年11月：小型廃家電分別回収・処理
- ④平成26年4月：雑がみの分別回収
- ⑤平成26年4月：最終処分場の開設日の変更
- ⑥平成26年7月：告示産業廃棄物（解体ごみ）受入れの中止
- ⑦令和元年10月：ごみ処理手数料改定

(6) その他

「京丹後市地球温暖化対策実行計画 事務事業編」に加え、令和元年度に「同計画 区域施策編」を策定し、また、峰山クリーンセンターにおいては二酸化炭素排出抑制対策事業活用施設であり、地球温暖化対策として事業に起因する温室効果ガスの排出削減について取組を実施している。

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理体系の概要

(1)ごみ処理体系

平成 25 年度のごみ処理体系を図 3-1-1 に示す。

平成25年度

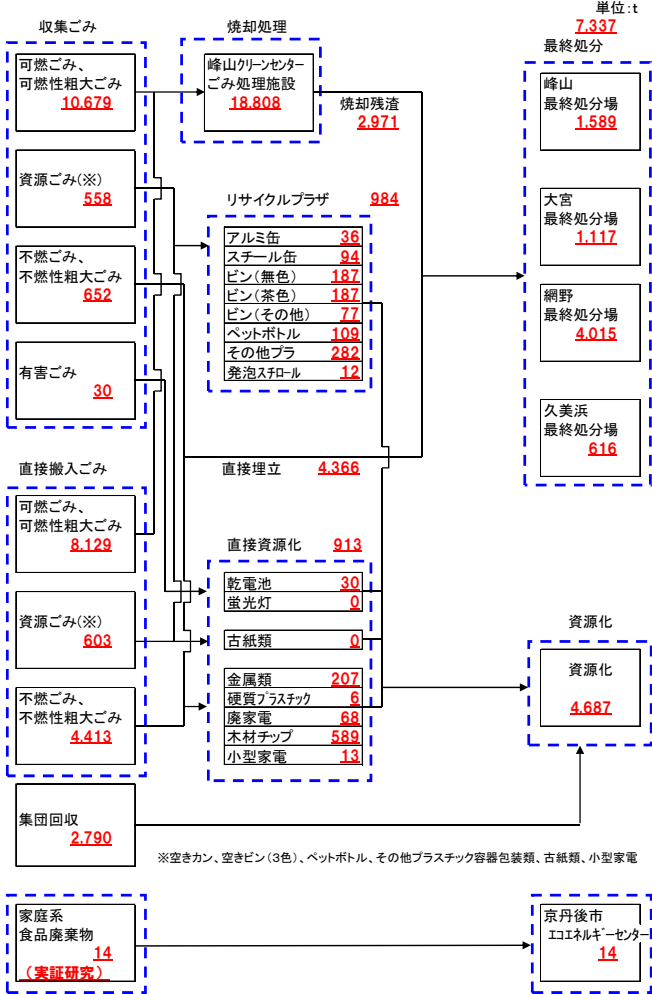


図 3-1-1 ごみ処理体系

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理体系の概要

(1)ごみ処理体系

平成 30 年度のごみ処理体系を図 3-1-1 に示す。

平成30年度

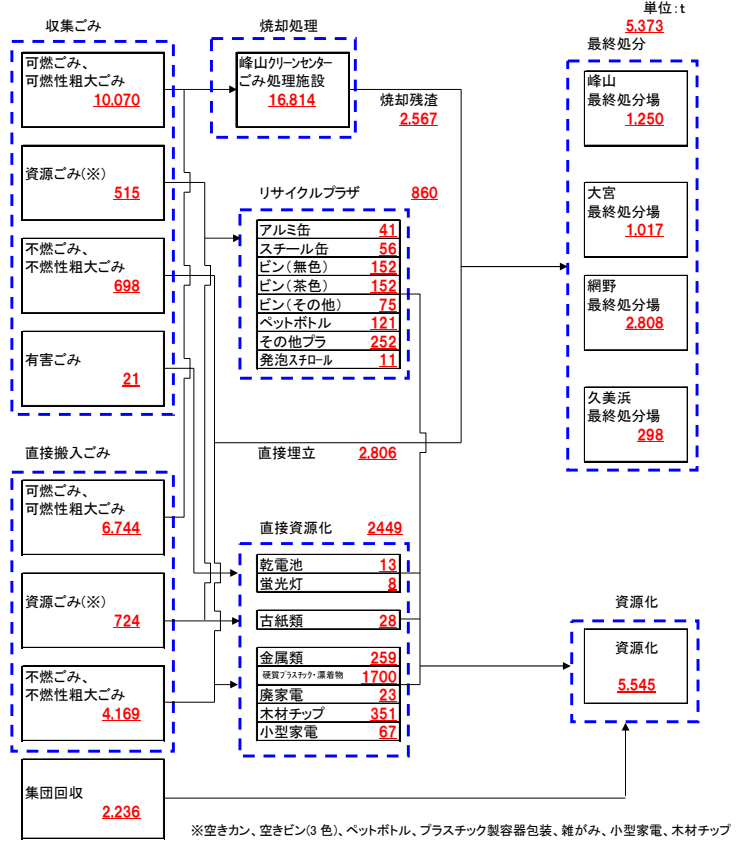


図 3-1-1 ごみ処理体系

(2)組織体制

本市における廃棄物処理組織体系を図 3-1-2 に示す。

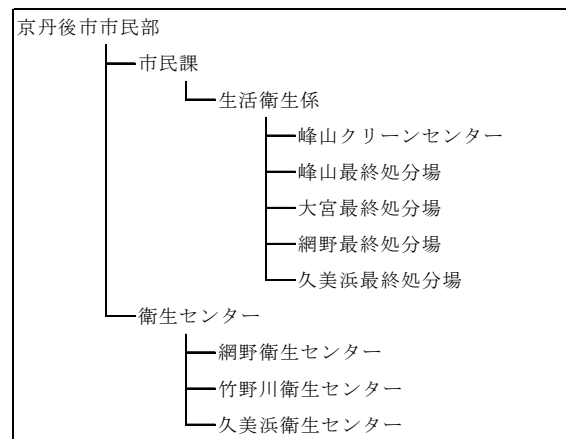
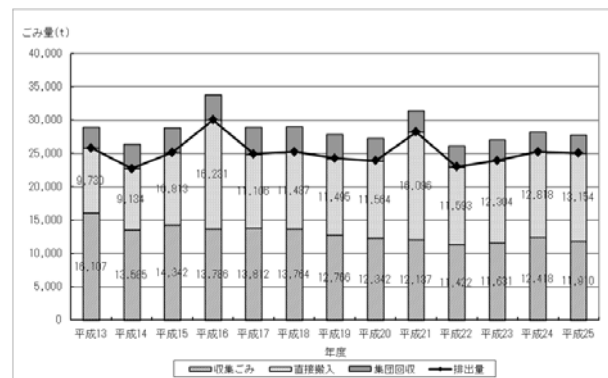


図 3-1-2 廃棄物処理組織体系（平成 26 年 4 月現在）

2. ごみ排出量の推移

本市におけるごみ量の実績の推移を図 3-2-1 および表 3-2-1 に示す。ごみの排出量は、台風などによる災害があった平成 16 年度、平成 21 年度を除き、平成 13 年度以降 25,000t/年程度でほぼ横ばいで推移している。

排出量の内訳を見ると、収集ごみが減少傾向であるのに対し、直接搬入ごみが増加傾向にある。



(2)組織体制

本市における廃棄物処理組織体系を図 3-1-2 に示す。

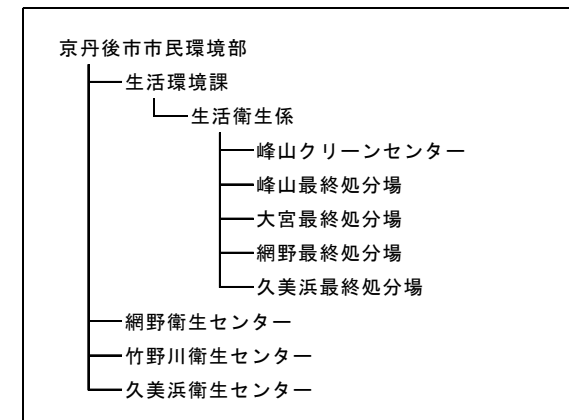


図 3-1-2 廃棄物処理組織体系（令和 2 年 3 月現在）

2. ごみ排出量の推移

本市におけるごみ量の実績の推移を図 3-2-1 および表 3-2-1 に示す。ごみの排出量は、台風などによる災害があった平成 16 年度、平成 21 年度を除き、平成 13 年度以降 25,000t/年程度でほぼ横ばいで推移している。

排出量の内訳を見ると、収集ごみが減少傾向であるのに対し、直接搬入ごみが増加傾向にある。

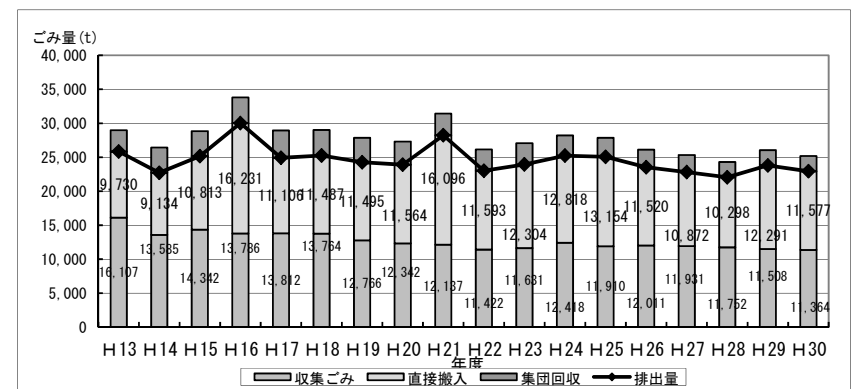


図 3-2-1 ごみ量の実績の推移

表 3-2-1 ごみ量の実績の推移

基 礎 項 目	項 目	単位	実績																
			13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
基礎項目	A 行政区域内人口	人	66,689	66,315	65,822	65,129	64,289	63,521	62,828	62,172	61,592	60,784	60,070	59,633	58,881				
	a1 計画処理区域内人口		66,689	66,315	65,822	65,129	64,289	63,521	62,828	62,172	61,592	60,784	60,070	59,633	58,881				
	a2 計画処理外人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	a3 自家処理人口		33	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	a4 未回収人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	B 生活系ごみ原単位	g/人・日	779.3	705.5	705.3	820.9	690.2	707.5	626.6	612.0	653.7	615.9	640.4	1,344.3	655.3				
	b1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	508.3	504.3	496.0	494.3	508.8	1,105.9	536.9				
	b2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	57.7	57.3	109.5	78.7	91.1	163.1	81.4				
	b3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	44.2	39.4	45.9	31.7	31.5	56.3	28.4				
	b4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	16.4	10.9	14.4	11.2	9.0	19.0	8.7				
	b5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
	C 事業系ごみ	t/年	6,862	5,643	8,209	10,506	8,721	8,829	9,891	10,633	13,537	9,350	9,893	10,696	10,996				
	c1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	6,362	6,164	6,005	5,652	5,748	6,936	7,270				
	c2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	2,495	2,378	6,216	2,752	3,177	2,576	2,617				
	c3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	425	377	429	362	353	353	381				
	c4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	609	136	189	138	125	134	119				
	c5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	978	698	448	488	488	697				
	D a1 集団回収量	g/人・日	128.9	152.3	153.7	158.3	171.7	162.4	157.2	150.3	141.7	141.3	142.5	139.3	129.8				

表 3-2-1 ごみ量の実績の推移

	項目	単位	実績																											
			13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30										
基礎項目	A 行政区域内人口	人	66,689	66,315	65,822	65,129	64,289	63,521	62,828	62,172	61,592	60,784	60,070	59,633	58,881	58,648	57,783	58,448	56,993	54,888										
	a1 計画処理区域内人口		66,689	66,315	65,822	65,129	64,289	63,521	62,828	62,172	61,592	60,784	60,070	59,633	58,881	58,648	57,783	58,448	56,993	54,888										
	a2 計画処理外人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
	a3 自家処理人口		33	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
	a4 未回収人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
	B 生活系ごみ原単位	g/人・日	779.5	705.5	705.3	820.8	690.2	707.5	673.0	660.6	699.3	662.2	684.8	687.7	655.5	639.2	633.7	632.4	654.7	638.3										
	b1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	555.9	553.3	539.5	540.9	553.0	549.2	536.8	533.0	532.6	530.0	531.4	534.2										
	b2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	57.4	57.3	102.8	78.7	91.1	81.0	81.4	68.1	65.7	62.8	67.8	64.3										
	b3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	44.2	39.5	42.6	31.7	31.5	28.0	28.4	28.4	24.4	24.4	24.1	27.1										
	b4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	16.4	10.9	14.4	11.2	9.0	9.5	8.7	8.6	9.1	9.2	9.3	12.5										
	b5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0										
	C 事業系ごみ	t/年	6,862	5,643	8,209	10,506	8,721	8,829	10,273	10,326	13,883	9,847	10,204	10,891	10,877	9,847	9,437	8,905	10,394	10,199										
	c1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	6,744	6,457	6,295	5,949	6,059	6,931	7,270	6,660	6,369	6,204	6,404	6,151										
	c2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	2,495	2,378	6,272	2,752	3,177	2,576	2,618	2,127	1,938	1,793	2,916	1,534										
	c3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	425	377	429	362	353	353	381	382	375	394	349	343										
	c4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	609	136	189	138	125	134	119	97	183	178	378	1,820										
	c5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	978	698	448	488	488	697	589	581	571	338	347	351									
	D a1 集団回収量	g/人・日	128.8	153.1	153.7	159.3	171.7	162.4	157.2	150.3	141.7	141.3	142.5	139.3	129.8	120.7	120.2	108.4	106.5	112.0										
排出量（生活系）	E 排出ごみ	t/年	13,833	13,389	14,601	13,527	13,568	13,746	13,851	13,467	13,142	12,958	12,600	12,412	11,910	12,011	11,931	11,752	11,568	11,364										
	e1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	12,116	11,851	11,481	11,464	11,280	11,143	10,679	10,723	10,634	10,424	10,202	10,030										
	e2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	727	719	763	599	655	684	652	624	682	652	662	695										
	e3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	972	854	913	651	626	565	558	567	579	626	589	609										
	e4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	36	43	41	43	30	20	21	67	68	75	98	81										
	e5 粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
	F 資源再生入量	t/年	5,142	3,687	2,545	5,984	2,629	2,658	1,604	1,531	2,559	2,239	2,411	2,122	2,178	1,673	1,435	1,383	1,897	1,378										
	f1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	1,404	1,024	1,608	1,443	812	839	947	599	546	594	609											
	f2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	590	581	1,541	1,151	1,343	1,065	1,097	633	633	735	1,135	588										
	f3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	42	42	49	53	56	44	57	36	27	31	31	30										
	f4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	341	204	283	205	167	186	165	117	106	117	93	169										
	f5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
	G 排出ごみ	t/年	18,975	17,076	18,946	19,511	16,197	16,404	15,458	14,996	16,720	14,692	15,458	14,540	14,088	13,694	13,268	13,146	13,303	12,744										
	g1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	12,747	12,555	12,127	11,894	12,125	11,935	11,538	11,410	11,233	11,016	10,800	10,663										
	g2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	1,317	1,300	2,306	1,748	1,998	1,764	1,749	1,457	1,385	1,305	1,797	1,284										
	g3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	1,014	886	962	704	691	609	615	635	556	632	537	544										
	g4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	377	247	324	248	197	206	186	194	192	182	191	250										
	g5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
H 資源再生入量	t/年	2,492	2,811	3,231	3,559	4,052	4,226	4,430	4,300	4,112	3,753	3,787	3,933	4,118	4,209	4,404	4,331	4,232	4,161											
h1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	4,183	3,990	3,721	3,544	3,522	3,661	3,833	3,914	3,971	3,834	3,985	3,779											
h2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	134	51	107	64	41	55	58	183	300	271	269	167											
h3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	254	225	257	201	197	186	200	205	184	207	188	193											
h4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	57	34	47	34	27	31	27	37	17	19	15	28											
h5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
I 資源再生入量	t/年	4,370	2,832	4,972	6,948	4,989	4,603	5,843	6,028	9,751	5,894	6,417	6,758	6,859	5,508	4,965	4,734	6,072	6,032											
i1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	2,559	2,467	2,574	2,495	2,537	3,270	3,437	2,748	2,398	2,730	2,554	2,372											
i2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	2,361	2,327	6,165	2,688	3,136	2,521	2,560	1,944	1,639	1,522	2,647	1,367											
i3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	171	152	172	161	158	167	181	177	191	177	181	150											
i4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	152	105	105	142	104	98	102	158	158	158	158	176											
i5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	978	698	448	488	487	589	581	571	338	347	351											
J 排出ごみ	t/年	6,862	5,643	8,209	10,506	8,721	8,829	10,273	10,326	13,883	9,847	10,204	10,891	10,877	9,847	9,437	8,905	10,394	10,199											
j1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	6,744	6,457	6,295	5,949	6,059	6,931	7,270	6,660	6,369	6,204	6,404	6,151											
j2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	2,495	2,378	6,272	2,752	3,177	2,576	2,618	2,127	1,938	1,793	2,916	1,534											
j3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	425	377	429	362	353	353	381	382	375	394	349	343											
j4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	609	136	189	138	125	134	119	97	183	178	378	1,820											
j5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	978	698	448	488	488	697	589	581	571	338	347	351										
排出量（事業系）	K 排出ごみ	t/年	18,820	18,200	17,430	17,083	17,820	17,872	18,481	17,767	17,293	16,206	16,387	16,345	16,028	16,350	16,402	16,083	15,830	15,531										
	k1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	16,301	15,641	15,163	14,618	14,602	14,804	14,512	14,637	14,605	14,258	14,092	13,849										
	k2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	81	772	672	606	606	759	781	772	962	923	911	905										
	k3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	1,228	1,075	1,170	875	825	751	756	802	713	688	808	594										
	k4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	93	77	0	0	0	57	51	48	104	103	94	113	109									
	k5 粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
	L 資源再生入量	t/年	7,017	6,159	7,725	12,832	7,286	7,261	7,247	7,557	12,310	8,133	8,828	8,880	9,037	7,181	6,400	5,967	7,969	7,744										
	l1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	3,062	3,171	3,260	3,325	3,382	3,462	3,496	3,453	2,987	2,962	3,376	2,840										
	l2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	2,951	2,890	7,196	3,839	4,474	4,601	3,675	2,777	2,342	2,175	3,725	1,853										
	l3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	213	194	221	214	214	211	238	213	218	218	192	180										
	l4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	893	306	425	309	265	286	257	177	272	276	456	1,561										
	l5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	978	698	448	488	487	589	581	571	338	347	351										
	排出量（生活系＋事業系）	M 排出ごみ	t/年	25,827	22,710	25,165	26,101	24,018	25,233	25,769	25,323	29,603	24,533	25,265	25,633	25,303	24,863	25,023	24,766	24,844	24,314									
		m1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	19,812	19,812	19,812	19,812	19,812	19,812	19,812	19,812	19,812	19,812	19,812	19,812									
		m2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	4,530	3,590	3,845	3,873	3,855	3,998	3,812	3,678	3,578	4,498	5,175	4,340									
		m3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	1,139	1,855	1,656	1,614	1,624	1,532	1,439	1,273	1,391	1,066	1,046	962									
		m4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	436	611	632	904	694	744	686	368	513	388	322	340									
		m5 粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	0	983	902	448	488	488	697	589	581	571	338	347	351									
N 資源再生入量		t/年	11,710	7,706	9,685	13,810	4,008	7,366	9,605	9,411	11,319	11,315	12,525	12,525	12,525	12,525	12,525	12,525	12,525	12,525	12,525									
n1 可燃ごみ			-	-	-	-	-	-	9,780	698	448	488	488	697	589	581	571	338	347	351										
n2 不燃ごみ			-	-	-	-	-	-	1,317	1,300	2,306	1,748	1,998	1,764	1,749	1,457	1,385	1,305	1,797	1,284										
n3 資源ごみ			-	-	-	-	-	-	1,014	886	962	704	691	609	615	635	556	632	537	544										
n4 その他ごみ			-	-	-	-																								

	項 目	単位	実績																	
			13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
排出量（生活系ごみ）	E 収集ごみ量	t/年	13,833	13,389	14,401	13,527	13,968	13,746	13,851	13,487	13,181	12,453	12,600	12,412	11,910	12,011	11,931	11,752	11,508	11,394
	e1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	12,118	11,851	11,442	11,164	11,289	11,143	10,879	10,723	10,634	10,424	10,242	10,070
	e2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	727	719	719	595	655	684	652	624	652	652	662	650
	e3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	972	854	913	651	635	565	558	597	529	601	506	515
	e4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	36	43	41	43	30	20	21	67	86	75	88	81
	e5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	F 直接搬入ごみ量	t/年	5,142	3,687	2,545	5,984	2,629	2,858	1,604	1,531	2,559	2,239	2,411	2,122	2,178	1,873	1,435	1,393	1,387	1,378
	f1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	631	704	688	830	843	912	859	687	599	592	638	593
	f2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	590	581	1,541	1,151	1,343	1,080	1,097	833	703	653	1,135	586
	f3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	42	42	49	53	56	44	57	36	27	31	31	30
	f4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	341	204	283	209	187	186	165	117	106	117	93	189
	f5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	G 排出ごみ量	t/年	18,975	17,076	16,946	19,511	16,197	16,404	15,455	14,998	15,720	14,692	15,011	14,534	14,089	13,684	13,369	13,145	14,005	12,742
	g1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	12,747	12,555	12,238	11,994	12,125	11,955	11,538	11,410	11,233	11,016	10,880	10,663
	g2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	1,317	1,300	2,306	1,746	1,998	1,764	1,749	1,457	1,385	1,305	1,797	1,284
	g3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	1,014	896	982	704	691	609	615	633	558	632	537	545
	g4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	377	247	324	248	197	206	186	184	192	193	191	250
	g5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排出量（事業系ごみ）	H 収集ごみ量	t/年	2,492	2,811	3,237	3,558	4,052	4,272	4,630	4,300	4,132	3,753	3,777	3,933	4,118	4,339	4,472	4,331	4,322	4,187
	h1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	4,185	3,990	3,721	3,454	3,522	3,661	3,833	3,914	3,971	3,834	3,850	3,779
	h2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	134	31	107	94	41	35	58	183	305	271	289	187
	h3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	254	225	257	201	197	186	200	295	184	207	188	193
	h4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	57	34	47	34	27	31	27	37	37	17	19	15
	h5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	I 直接搬入ごみ量	t/年	4,370	2,832	4,972	6,948	4,689	4,603	5,642	6,028	9,751	5,894	6,417	6,758	6,899	5,508	4,965	4,574	6,072	6,032
	i1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	2,598	2,467	2,574	2,495	2,537	3,270	3,437	2,746	2,398	2,730	2,554	2,372
	i2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	2,381	2,327	6,151	2,688	3,138	2,521	2,580	1,944	1,833	1,522	2,847	1,387
	i3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	171	152	172	161	158	167	181	177	191	187	181	150
	i4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	552	102	142	104	88	103	92	80	166	159	383	1,792
	i5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J 排出ごみ量	t/年	6,862	5,643	8,209	10,506	8,721	8,829	10,273	10,326	13,835	9,647	10,204	10,691	10,977	9,847	9,437	8,905	10,934	10,199	
j1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	8,744	8,457	8,289	5,949	6,059	6,931	7,270	6,880	6,369	6,204	8,604	6,151	
j2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	249	237	622	272	317	257	268	218	198	1,783	2,178	1,820	
j3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	429	377	427	369	355	352	381	369	345	345	345	345	
j4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	609	138	189	138	125	134	118	87	183	178	378	1,524	
j5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
排出量（事業系10事業系）	K 収集ごみ量	t/年	18,820	18,200	17,430	17,085	17,820	17,872	18,481	17,787	17,293	16,208	16,387	16,345	16,028	16,350	16,403	16,033	18,320	15,531
	k1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	16,301	15,841	15,163	14,618	14,802	14,804	14,512	14,837	14,605	14,258	14,902	13,849
	k2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	881	778	817	658	698	731	719	827	862	823	831	805
	k3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	1,228	1,075	1,170	852	832	751	758	809	812	808	694	708
	k4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	93	77	77	57	51	48	104	103	94	113	109	
	k5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	L 直接搬入ごみ量	t/年	7,017	6,159	7,725	12,832	7,298	7,261	7,247	7,557	12,310	8,133	8,828	8,888	9,037	7,181	6,400	5,567	7,989	7,741
	l1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	6,159	5,380	3,325	3,392	3,082	2,961	3,425	2,661	2,262	2,611	3,125	2,925
	l2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	2,851	2,988	7,793	3,838	4,479	3,601	3,657	2,777	2,942	2,175	3,782	1,853
	l3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	213	194	221	214	214	211	238	218	218	218	192	188
	l4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	893	306	425	309	265	288	257	177	272	276	456	1,561
	l5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排出量（事業系10事業系）	M 排出ごみ量	t/年	25,837	22,716	25,155	30,017	24,818	25,233	25,728	25,346	29,603	24,533	25,113	24,885	23,510	23,863	22,593	24,243	28,727	26,273
	m1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	21,924	19,813	17,963	16,208	16,387	16,345	16,028	16,350	16,403	16,033	18,320	15,531
	m2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	4,538	3,590	2,845	1,823	3,855	3,998	3,812	3,678	3,578	4,498	5,175	3,430
	m3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	1,139	1,855	1,656	1,614	1,784	1,532	1,439	1,273	1,381	1,066	1,046	962
	m4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	436	611	632	940	694	674	686	382	333	328	322	340
	m5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	N 排出資源量	t/年	1,170	3,706	3,685	3,281	4,008	3,766	4,095	3,411	3,198	1,135	1,258	1,278	787	3,588	2,588	2,738	2,947	2,733
	n1 可燃ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	n2 不燃ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	n3 資源ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	n4 その他ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	n5 粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

季節別では、冬季に厨芥類の割合が多くなる傾向にある。

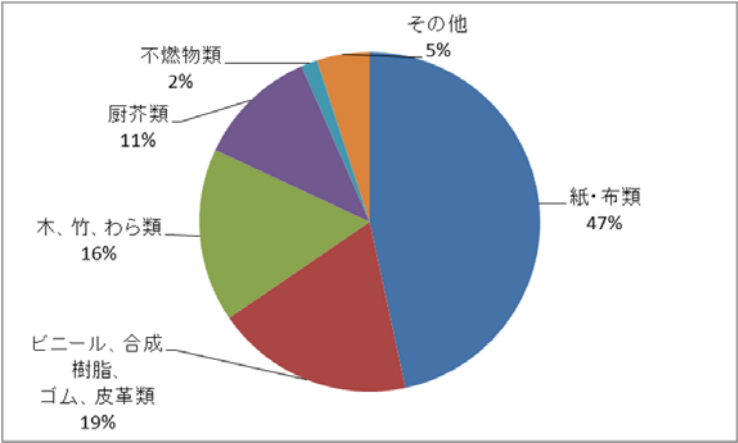


図 3-3-1 ごみの平均組成比

表 3-3-1 ごみの平均組成比

	ごみの種類・組成					
	紙・布類	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	木、竹、わら類	厨芥類	不燃物類	その他
総平均値	46.6	18.8	16.5	11.5	1.54	5.01

4. ごみの減量化・再資源化の現状

(1)分別収集の現況

本市では、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」の4種に分別し収集を行っている。このうち、「資源ごみ」については、「空きカン」、「空きビン（無色・茶色・

季節別では、冬季に厨芥類の割合が多くなる傾向にある。

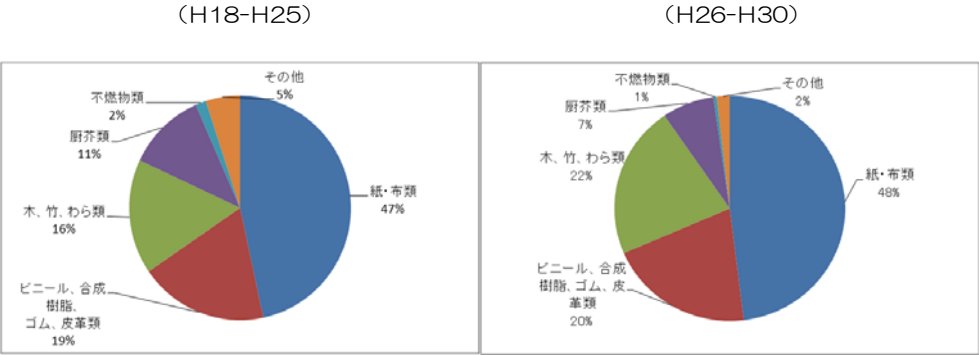


図 3-3-1 ごみの平均組成比

表 3-3-1 ごみの平均組成比

	ごみの種類・組成					
	紙・布類	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	木、竹、わら類	厨芥類	不燃物類	その他
総平均値	46.6	18.8	16.5	11.5	1.54	5.01

	ごみの種類・組成					
	紙・布類	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	木、竹、わら類	厨芥類	不燃物類	その他
総平均値	47.2	20.1	21.5	7.2	0.4	1.8

4. ごみの減量化・再資源化の現状

(1)分別収集の現況

本市では、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」の4種に分別し収集を行っている。このうち、「資源ごみ」については、「空きカン」、「空きビン（無色・茶色・

その他色)」、「ペットボトル」、「その他プラスチック容器包装類」の分別収集を行っている。

一方、施設への直接搬入を行う場合は、前述の分別収集区分に加えて、「可燃性粗大ごみ」、「不燃性粗大ごみ」、「発泡スチロール（大量に排出する場合のみ）」の分別を行うこととしている。また、平成 25 年度から使用済小型電子機器のボックスによる拠点回収を行っている。

(2)分別区分

本市の分別区分は、表 3-4-1 のとおりである。

表 3-4-1 分別区分

区分	ごみの種類	備考
可燃ごみ	可燃ごみ	生ごみ、生花、少量の枝木、てんぷら油(※)、古着類、再生のできない紙くず、ぬいぐるみ、紙おむつ、貝類、ゴム製品・皮製品、靴、保冷剤、乾燥剤、アルミホイール(台所用)、歯磨き等のチューブ類 ●市指定ごみ袋に入れて出すこと。 ●生ごみは、よく水を切ってから出すこと。 ●てんぷら油は、原則、NPO法人等が行う資源回収に出すこと。(困難な場合は、固めたり、新聞紙等にしみこませたうえで可燃ごみとして出す。)
	可燃性粗大ごみ(直接持込)	タンス、じゅうたん、たたみ、ふすま、障子、ふとん、毛布、木製の机、座椅子、ソファ(スプリングなどは取り外して) ●粗大ごみは、壊してからクリーンセンターへ持ち込む。 ●建具などに入っているガラス及びスプリング等は、外すこと。
資源ごみ	空きカン	飲料用のカン(アルミ、スチール)、菓子カン、缶詰のカン、塗料以外のスプレー缶(穴をあけて)、殺虫剤のカン ●すすいでから出すこと。 ●スプレー缶は、使い切って穴を開けてから出す ●空きカンの中に、たばこ等は入れないこと。
	空きビン	飲料、食品、調味料、飲み薬などのビン「無色・透明」、「茶」、「黒・その他」の3色分別 ●すすいでから出すこと。 ●化粧品のビン及びガラスコップ類は、不燃ごみの3色分別 ●キャップやフタなどは、必ず取り外して出すこと。
	ペットボトル	清涼飲料、しょうゆ、酒類のペットボトル ●すすいでから出すこと。 ●キャップは、必ず取り外しその他ブラに出すこと。 ●ラベルの取り外しは、不要。
	その他プラスチック容器包装類	トレイ、カップ、チューブ、袋類、容器のキャップ、少量の発泡スチロール、ペットボトル以外のボトル ●すすいでから出すこと。 ●商品の容器・包装類が対象となりますので、それ以外の硬質プラスチック製品は、不燃ごみに出すこと。 ●分別困難なものは、可燃ごみに出すこと。
	発泡スチロール(直接持込)	発泡スチロール、トロ箱 ●すすいでから出すこと。 ●大量の発泡スチロールは、クリーンセンターへ ●汚れのひどいものは、可燃ごみに出すこと。
	古紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、紙バック、雑誌がみ ●古紙回収団体が行う古紙回収に出すこと。
	小型家電	政令指定28品目(携帯電話、ゲーム機器、デジカメ、パソコン等) ●回収ボックスへ投入すること。
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス製の食器類、ガラス、飲料用以外のビン、ビデオテープ、フロッピーディスク、CD、鍋、やかん、フライパン、使い捨てカイロ、ブランター、小型の家電製品、傘、ポット、ハンガー、プラスチック製の玩具、硬質プラスチック雑貨品 ●50cm以上のものは、収容困難物となりますので、直接最終処分場へ持込むこと。 ●カミソリ・割れ物などは、新聞紙に包んで出すこと。
	不燃性粗大ごみ(直接持込)	大型の家電製品(ビデオデッキ、ステレオ、ラジカセ、ファンヒーター、ストーブ、扇風機、掃除機、炊飯器、布団乾燥機、電気毛布・カーペット、電子レンジなど) ●直接持込が困難な場合は、買い替えのときに業者に引き取ってもらうこと。 ●平日の開設日持込が困難な方は、休日の開設日を利用して持込むこと。
	有害ごみ	ボタン電池、乾電池、蛍光灯、水銀入り体温計、電子体温計 ●蛍光灯などは、破損しないように出すこと。
	受入しないもの	家電5品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・冷凍庫)、自動車部品、廃タイヤ(ホイール含む)、原動機付自転車以上、廃油、バッテリー、ガスボンベ、消化器、農機具(部品も含む)、農業用ビニール類、農業等の劇薬、医療廃棄物、ピアノ、オルガ、耐火金庫、ドラム缶、ボイラ等の給湯器 ●購入店または販売店に相談のこと。 ●専門業者での処理。

その他色)」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」の分別収集を行っている。

一方、施設への直接搬入を行う場合は、前述の分別収集区分に加えて、「可燃性粗大ごみ」、「不燃性粗大ごみ」、「発泡スチロール（大量に排出する場合のみ）」の分別を行うこととしている。また、平成 25 年度から使用済小型電子機器のボックスによる拠点回収を行っている。

(2)分別区分

本市の分別区分は、表 3-4-1 のとおりである。

表 3-4-1 分別区分

区分	ごみの種類	備考
可燃ごみ	可燃ごみ	生ごみ、生花、少量の枝木、廃食用油、古着類、再生のできない紙くず、ぬいぐるみ、紙おむつ、貝類、ゴム製品・皮製品、靴、保冷剤、乾燥剤、アルミホイール(台所用)、歯磨き等のチューブ類 ●市指定ごみ袋に入れて出すこと。 ●生ごみは、よく水を切ってから出すこと。 ●廃食用油は、回収団体に出すこと。(困難な場合は、固めたり、新聞紙等にしみこませたうえで可燃ごみとして出す。)
	可燃性粗大ごみ(直接持込)	タンス、じゅうたん、たたみ、ふすま、障子、ふとん、毛布、木製の机、座椅子、ソファ(スプリングなどは取り外して) ●粗大ごみは、壊してからクリーンセンターへ持ち込む。 ●建具などに入っているガラス及びスプリング等は、外すこと。
資源ごみ	空きカン	飲料用のカン(アルミ、スチール)、菓子カン、缶詰のカン、塗料以外のスプレー缶(穴をあけて)、殺虫剤のカン ●すすいでから出すこと。 ●スプレー缶は、使い切って穴を開けてから出すこと。 ●空きカンの中に、たばこ等は入れないこと。
	空きビン	飲料、食品、調味料、飲み薬などのビン「無色・透明」、「茶」、「黒・その他」の3色分別 ●すすいでから出すこと。 ●ガラスコップ類は、不燃ごみに出すこと。 ●キャップやフタなどは、必ず取り外して出すこと。
	ペットボトル	清涼飲料、しょうゆ、酒類のペットボトル ●すすいでから出すこと。 ●キャップは、必ず取り外しその他ブラに出すこと。 ●ラベルの取り外しは、不要。
	プラスチック製容器包装	トレイ、カップ、チューブ、袋類、容器のキャップ、少量の発泡スチロール、ペットボトル以外のボトル ●すすいでから出すこと。 ●商品の容器・包装類が対象、それ以外の硬質プラスチック製品は、不燃ごみに出すこと。 ●分別困難なものは、可燃ごみに出すこと。
	発泡スチロール(直接持込)	発泡スチロール、トロ箱 ●すすいでから出すこと。 ●大量の発泡スチロールは、クリーンセンターへ ●汚れのひどいものは、可燃ごみに出すこと。
	古紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、紙バック、雑誌がみ ●古紙回収団体が行う古紙回収に出すこと。
	小型家電	政令指定28品目(携帯電話、ゲーム機器、デジカメ、パソコン等) ●回収ボックスへ投入すること。
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス製の食器類、ガラス、飲料用以外のビン、ビデオテープ、フロッピーディスク、CD、鍋、やかん、フライパン、使い捨てカイロ、ブランター、小型の家電製品、傘、ポット、ハンガー、プラスチック製の玩具、硬質プラスチック雑貨品 ●50cm以上のものは、収容困難物とるため、直接最終処分場へ持込むこと。 ●カミソリ・割れ物などは、新聞紙に包んで出すこと。
	不燃性粗大ごみ(直接持込)	大型の家電製品(ビデオデッキ、ステレオ、ラジカセ、ファンヒーター、ストーブ、扇風機、掃除機、炊飯器、布団乾燥機、電気毛布・カーペット、電子レンジなど) ●直接持込が困難な場合は、買い替えのときに業者に引き取ってもらうこと。 ●平日の開設日持込が困難な方は、休日の開設日を利用して持込むこと。
	有害ごみ	ボタン電池、乾電池、蛍光灯、水銀入り体温計 ●蛍光灯などは、破損しないように出すこと。
	受入しないもの	家電5品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・冷凍庫)、自動車部品、廃タイヤ(ホイール含む)、原動機付自転車以上、廃油、バッテリー、ガスボンベ、消化器、農機具(部品も含む)、農業用ビニール類、農業等の劇薬、医療廃棄物、ピアノ、耐火金庫、ドラム缶、ボイラ等の給湯器、廃船 ●購入店または販売店に相談すること。 ●専門業者での処理。

(3)資源回収の現状

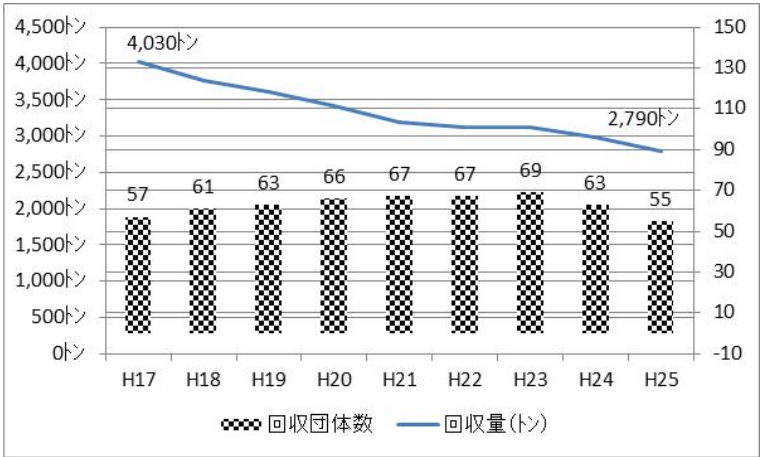
1) 集団回収の現状

本市では、市民のごみ問題への社会意識の高揚および再資源化を図り、ごみ減量化の促進に資するため、古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑誌み）の回収を行う団体（自治会、婦人会、PTA、子供会、老人会その他営利を目的としない団体）に対し補助金の交付を行っている。集団回収量及び回収団体数の推移を表 3-4-2 ならびに図 3-4-1 に示す。回収量は平成 17 年度をピークに年々減少しており、回収団体数との間に相関関係は見られない。

表 3-4-2 集団回収量及び回収団体数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
集団回収量(トン)	4,030	3,766	3,605	3,411	3,186	3,135	3,125	2,978	2,790
回収団体数(団体)	57	61	63	66	67	67	69	63	55

図 3-4-1 集団回収量及び回収団体数の推移



※集団回収量減少の要因としては、次のことが考えられる。

- ・ 民間独自による古紙回収の取組み拡大
- ・ 情報媒体のペーパーレス化
- ・ 人口減少、景況等による古紙類排出量の減少

2) 市による資源回収の現状

本市による資源化量の推移を表 3-4-3 及び図 3-4-2 に示す。市による資源化量は平

(3)資源回収の現状

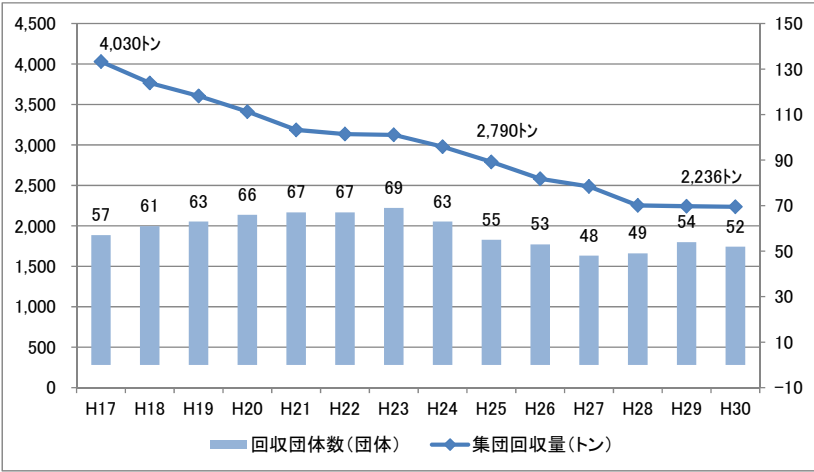
1) 集団回収の現状

本市では、市民のごみ問題への社会意識の高揚および再資源化を図り、ごみ減量化の促進に資するため、古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑誌み）の回収を行う団体（自治会、婦人会、PTA、子供会、老人会その他営利を目的としない団体）に対し補助金の交付を行っている。集団回収量及び回収団体数の推移を表 3-4-2 ならびに図 3-4-1 に示す。回収量は平成 17 年度をピークに年々減少しており、回収団体数との間に相関関係は見られない。

表 3-4-2 集団回収量及び回収団体数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
集団回収量(トン)	4,030	3,766	3,605	3,411	3,186	3,135	3,125	2,978	2,790	2,582	2,487	2,253	2,242	2,236
回収団体数(団体)	57	61	63	66	67	67	69	63	55	53	48	49	54	52

図 3-4-1 集団回収量及び回収団体数の推移



※集団回収量減少の要因としては、次のことが考えられる。

- ・ 民間独自による古紙回収の取組み拡大
- ・ 情報媒体のペーパーレス化
- ・ 人口減少、景況等による古紙類排出量の減少

2) 市による資源回収の現状

本市による資源化量の推移を表 3-4-3 及び図 3-4-2 に示す。市による資源化量は平

成 21 年度まで、2,600 t / 年前後で推移していたが、平成 22 年度に大幅に減少している。これは、次のことが原因であると考えられる。

- ・平成 22 年度から、市による大宮町地域の紙類の収集を廃止し、民間の取り組みへ移行したこと。
- ・金属類の高騰により、民間の回収が拡大したこと。
- ・缶、ビン、PET ボトルなど容器類の軽量化が進んだこと。
- ・木材チップ、廃家電品の持ち込み量が減少したこと。

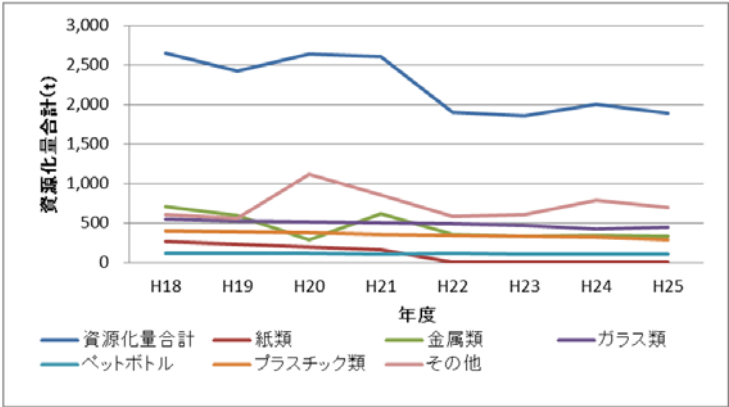
表 3-4-3 市による資源化量の推移

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
資源化量合計	2,655	2,425	2,634	2,602	1,898	1,856	1,999	1,891
紙類	261	234	199	166	4	4	3	0
金属類	710	593	294	615	353	331	347	337
ガラス類	551	524	512	502	490	468	426	451
ペットボトル	122	119	123	108	120	104	111	109
プラスチック類	406	389	385	359	345	340	320	294
布類	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	605	566	1,121	852	586	609	792	700

資料：一般廃棄物処理事業実施調査（集団回収を除く）

※「その他」は「木材チップ」、「廃家電品（小型家電含む）」、「乾電池」、「蛍光灯」の資源化量である。

図 3-4-2 資源化量の推移



(4) 排出抑制・減量化・資源化施策の現状と実績

1) 生ごみの自家処理の現状

本市では、環境保全およびごみの減量対策の一環として、生ごみの自家処理およびごみの減量化の促進を図るため、生ごみ処理容器等（コンポスト、有用微生物群使用容器および電気式生ごみ処理機）の設置に対し補助金の交付を行ってきた（平成 17 年度で

成 21 年度まで、2,600 t / 年前後で推移していたが、平成 22 年度に大幅に減少している。これは、次のことが原因であると考えられる。

- ・平成 22 年度から、市による大宮町地域の紙類の収集を廃止し、民間の取り組みへ移行したこと。
- ・金属類の高騰により、民間の回収が拡大したこと。
- ・缶、ビン、PET ボトルなど容器類の軽量化が進んだこと。
- ・木材チップ、廃家電品の持ち込み量が減少したこと。

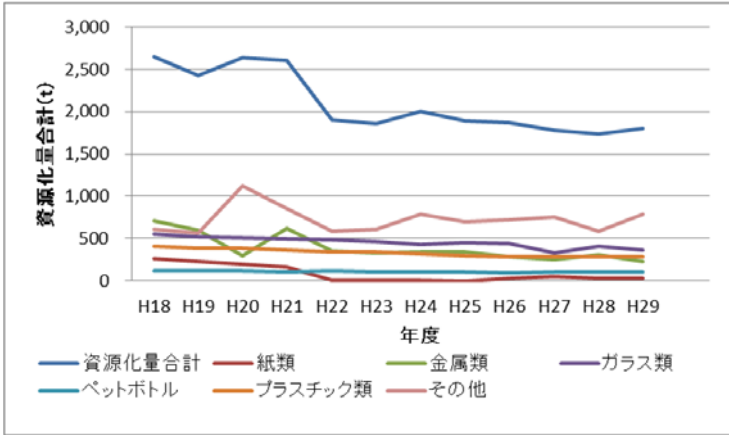
表 3-4-3 市による資源化量の推移

項目	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
資源化量合計	2,655	2,425	2,634	2,602	1,898	1,856	1,999	1,891	1,871	1,782	1,732	1,802
紙類	261	234	199	166	4	4	3	0	32	48	30	31
金属類	710	593	294	615	353	331	347	337	285	254	311	229
ガラス類	551	524	512	502	490	468	426	451	441	328	409	362
ペットボトル	122	119	123	108	120	104	111	109	98	103	110	109
プラスチック類	406	389	385	359	345	340	320	294	289	291	281	282
布類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	605	566	1,121	852	586	609	792	700	726	758	591	789

資料：一般廃棄物処理事業実施調査（集団回収を除く）

※「その他」は「木材チップ」、「廃家電品（小型家電含む）」、「乾電池」、「蛍光灯」の資源化量である。

図 3-4-2 資源化量の推移



(4) 排出抑制・減量化・資源化施策の現状と実績

1) 生ごみの自家処理の現状

本市では、環境保全およびごみの減量対策の一環として、生ごみの自家処理およびごみの減量化の促進を図るため、生ごみ処理容器等（コンポスト、有用微生物群使用容器および電気式生ごみ処理機）の設置に対し補助金の交付を行ってきた（平成 17 年度で

終了)。生ごみ処理容器等設置費補助台数を表 3-4-4 に示す。平成 4 年度以降、平成 17 年度までに、累計 3,977 台の設置補助を行ってきた。

表 3-4-4 生ごみ処理容器等設置費補助台数の推移

単位：台				
年度	コンポスト	有用微生物群 使用容器	電気式 生ごみ処理機	合計
平成 4	650	0	0	650
平成 5	587	0	0	587
平成 6	332	0	0	332
平成 7	251	0	0	251
平成 8	125	0	0	125
平成 9	220	3	0	223
平成 10	151	4	10	165
平成 11	121	1	2	124
平成 12	138	14	187	339
平成 13	62	17	87	166
平成 14	131	27	308	466
平成 15	27	20	70	117
平成 16	20	52	178	250
平成 17	43	31	108	182
	2, 858	169	950	3, 977

2) ごみ処理手数料の現状

本市の収集ごみのうち、可燃ごみ・不燃ごみは指定袋による有料化を実施しており、粗大ごみは、市指定シールによる有料化を実施している。

直接搬入ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみ・粗大ごみ）は、20kg ごとに 100 円の手数料を徴収している。

表 3-4-5 ごみ処理手数料の一覧表

区分		金額	備考
市が収集する場合	可燃ごみ	指定ごみ袋大（45リットル）	30円／枚
		指定ごみ袋小（30リットル）	20円／枚
		指定ごみ袋ミニ（20リットル）	15円／枚
	不燃ごみ	指定ごみ袋大（45リットル）	30円／枚
		指定ごみ袋小（30リットル）	20円／枚
	粗大ごみ	市指定シール1枚 （1個につき）	500円／個
直接搬入の場合	可燃ごみ	指定ごみ袋大（45リットル）	30円／枚 指定ごみ袋での持ち込みは無料
		指定ごみ袋小（30リットル）	20円／枚 指定ごみ袋での持ち込みは無料
		指定ごみ袋ミニ（20リットル）	15円／枚 指定ごみ袋での持ち込みは無料
		上記以外は20kgごとに	100円 納入通知書による納入
	不燃ごみ	指定ごみ袋大（45リットル）	30円／枚 指定ごみ袋での持ち込みは無料
		指定ごみ袋小（30リットル）	20円／枚 指定ごみ袋での持ち込みは無料
		上記以外は20kgごとに	100円 納入通知書による納入
	資源ごみ	20kgごとに	100円 納入通知書による納入
	有害ごみ	20kgごとに	100円 納入通知書による納入
	粗大ごみ	20kgごとに	100円 納入通知書による納入

※ 平成26年4月1日現在

終了)。平成 30 年度には、家庭系食品残さの分別回収の終了を受け、自立循環型の資源利活用に向けて再資源化システム（電気式処理機）を補助対象とした。生ごみ処理容器等設置費補助台数を表 3-4-4 に示す。平成 4 年度以降、平成 17 年度までに、累計 3,977 台の設置補助を行ってきた。

表 3-4-4 生ごみ処理容器等設置費補助台数の推移

単位：台				
年度	コンポスト	有用微生物群 使用容器	電気式 生ごみ処理機	合計
平成 4	650	0	0	650
平成 5	587	0	0	587
平成 6	332	0	0	332
平成 7	251	0	0	251
平成 8	125	0	0	125
平成 9	220	3	0	223
平成 10	151	4	10	165
平成 11	121	1	2	124
平成 12	138	14	187	339
平成 13	62	17	87	166
平成 14	131	27	308	466
平成 15	27	20	70	117
平成 16	20	52	178	250
平成 17	43	31	108	182
平成4－17計	2, 858	169	950	3, 977
平成30	－	－	1	1

2) ごみ処理手数料の現状

本市の収集ごみのうち、可燃ごみ・不燃ごみは指定袋による有料化を実施しており、粗大ごみは、市指定シールによる有料化を実施している。（令和元年 10 月改定）

直接搬入ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみ・粗大ごみ）は、最初の 20kg まで 220 円、10kg 超過ごとに 110 円の手数料を徴収している。

表 3-4-5 ごみ処理手数料の一覧表（令和 2 年 3 月現在）

区分		金額	備考
市が収集する場合	可燃ごみ	指定ごみ袋大（45リットル）	45円／枚
		指定ごみ袋小（30リットル）	30円／枚
		指定ごみ袋ミニ（20リットル）	20円／枚
	不燃ごみ	指定ごみ袋大（45リットル）	45円／枚
		指定ごみ袋小（30リットル）	30円／枚
	粗大ごみ	市指定シール1枚 （1個につき）	550円／個
直接搬入の場合	可燃ごみ	指定ごみ袋大（45リットル）	45円／枚 指定ごみ袋での持ち込みは無料
		指定ごみ袋小（30リットル）	30円／枚 指定ごみ袋での持ち込みは無料
		指定ごみ袋ミニ（20リットル）	20円／枚 指定ごみ袋での持ち込みは無料
		20kg以下の場合220円 10kg超過ごとに110円ずつ加算	納入通知書による納入
	不燃ごみ	指定ごみ袋大（45リットル）	45円／枚 指定ごみ袋での持ち込みは無料
		指定ごみ袋小（30リットル）	30円／枚 指定ごみ袋での持ち込みは無料
	資源ごみ	20kg以下の場合220円 10kg超過ごとに110円ずつ加算	納入通知書による納入
		20kg以下の場合220円 10kg超過ごとに110円ずつ加算	納入通知書による納入
	有害ごみ	20kg以下の場合220円 10kg超過ごとに110円ずつ加算	納入通知書による納入
		20kg以下の場合220円 10kg超過ごとに110円ずつ加算	納入通知書による納入

5. 収集運搬の状況

(1)分別収集区分

本市の家庭系ごみの分別収集区分は、大別すると「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ（空きカン・空きビン・PETボトル・その他プラスチック容器包装類）」、「有害ごみ（蛍光灯・乾電池）」の4種の分別収集を実施している。

(2)収集体制

本市の家庭系ごみの収集は、全て民間委託で行っている。

(3)収集方法

本市の家庭系ごみの収集方法および収集回数を表3-5-1に示す。

収集回数は、可燃ごみは週2回、不燃ごみは月1回、資源ごみ（空きカン、空きビン、PETボトル、その他プラスチック容器包装類）は月2回、有害ごみ（乾電池、蛍光灯）は月1回である。

表3-5-1 各地区の収集方法

区分	収集方法（上段）、収集回数（下段）				
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	有害ごみ	粗大ごみ
市内全域	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	直接搬入
	週2回	月1回	月2回	月1回	—

※平成22年4月に統一

5. 収集運搬の状況

(1)分別収集区分

本市の家庭系ごみの分別収集区分は、大別すると「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ（空きカン・空きビン・PETボトル・プラスチック製容器包装）」、「有害ごみ（蛍光灯・乾電池）」の4種の分別収集を実施している。

(2)収集体制

本市の家庭系ごみの収集は、全て民間委託で行っている。

(3)収集方法

本市の家庭系ごみの収集方法はステーション収集としている。方法および収集回数を表3-5-1に示す。

収集回数は、可燃ごみは週2回、不燃ごみは月1回、資源ごみ（空きカン、空きビン、PETボトル、容器包装プラスチック）は月2回、有害ごみ（乾電池、蛍光灯）は月1回である。

表3-5-1 各地区の収集方法

区分	収集方法（上段）、収集回数（下段）				
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	有害ごみ	粗大ごみ
市内全域	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	直接搬入
	週2回	月1回	月2回	月1回	—

※平成22年4月に統一

6. 中間処理の現況

(1) 中間処理施設の概要

1) 峰山クリーンセンター（ごみ処理施設）

本市で発生する可燃ごみは、平成 9 年 4 月から峰山クリーンセンターで焼却処理を行っている。

ごみ処理施設の概要を表 3-6-1 に示す。また、ごみ処理施設の位置を図 3-7-1 に示す。

表 3-6-1 ごみ処理施設の概要

施設名称		峰山クリーンセンター	
所在地		京丹後市峰山町内記 908 番地	
竣工年月		平成 9 年 3 月 (増設) 平成 14 年 3 月	
公称能力		24t/日 (24t/24h×2 炉交互運転) + 42t/日 (21t/24h×2 炉) 合計 66t/日	
燃焼方式		全連続燃焼式焼却炉	
主要設備概要	受入供給設備	ピットアンドクレーン方式	
	燃焼設備	ストーカ式	
	ガス冷却設備	水噴射式	
	集じん設備	乾式バグフィルタ方式	
	飛灰処理設備	加熱脱塩素化処理+キレート灰固形式	
	灰出設備	水封式+バンカ方式	
運営管理		委託	
施設の公害防止等計画値(※)	ばいじん	g/Nm ³	0.01
	SO _x	ppm	50
	NO _x	ppm	70
	HCl	ppm	100
	CO	ppm	30 (4 時間平均値)
	ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	0.1

2) 峰山クリーンセンター（リサイクルプラザ）

本市で発生する資源ごみは、平成 14 年 4 月から稼働を開始している峰山クリーンセンターリサイクルプラザで処理を行っている。

リサイクルプラザの概要を表 3-6-2 に示す。

6. 中間処理の現況

(1) 中間処理施設の概要

1) 峰山クリーンセンター（ごみ処理施設）

本市で発生する可燃ごみは、平成 9 年 4 月から峰山クリーンセンターで焼却処理を行っている。

ごみ処理施設の概要を表 3-6-1 に示す。また、ごみ処理施設の位置を図 3-7-1 に示す。

表 3-6-1 ごみ処理施設の概要

施設名称		峰山クリーンセンター	
所在地		京丹後市峰山町内記 908 番地	
竣工年月		平成 9 年 3 月 (増設) 平成 14 年 3 月 (改良) 令和 2 年 3 月	
公称能力		21t/日 (21t/24h × 2 炉交互運転) 42t/日 (21t/24h × 2 炉) 合計 63t/日	
燃焼方式		全連続燃焼式焼却炉	
主要設備概要	受入供給設備	ピットアンドクレーン方式	
	燃焼設備	ストーカ式	
	ガス冷却設備	水噴射式	
	集じん設備	乾式バグフィルタ方式	
	飛灰処理設備	加熱脱塩素化処理＋キレート灰固形式	
	灰出設備	水封式＋バンカ方式	
運営管理		委託	
施設の公害防止等計画値(※)	ばいじん	g/Nm ³	0.01
	SO _x	ppm	50
	NO _x	ppm	70
	HCl	ppm	100
	CO	ppm	30 (4 時間平均値)
	ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	0.1

2) 峰山クリーンセンター（リサイクルプラザ）

本市で発生する資源ごみは、平成 14 年 4 月から稼働を開始している峰山クリーンセンターリサイクルプラザで処理を行っている。

リサイクルプラザの概要を表 3-6-2 に示す。

表 3-6-2 リサイクルプラザの概要

施設名称	峰山クリーンセンターリサイクルプラザ	
所在地	京丹後市峰山町内記 908 番地	
竣工年月	平成 14 年 3 月	
公称能力	6.7t/日 (6.7t/5h)	
処理方式	缶類	磁力選別、アルミ選別、圧縮
	プラスチック	圧縮梱包
	ペットボトル	圧縮梱包
	発泡スチロール	減容
	ビン	3 種分別
運営管理	委託	

表 3-6-2 リサイクルプラザの概要

施設名称	峰山クリーンセンターリサイクルプラザ	
所在地	京丹後市峰山町内記 908 番地	
竣工年月	平成 14 年 3 月	
公称能力	6.7t/日 (6.7t/5h)	
処理方式	缶類	磁力選別、アルミ選別、圧縮
	プラスチック	圧縮梱包
	ペットボトル	圧縮梱包
	発泡スチロール	減容
	ビン	3種分別
運営管理	委託	

7. 最終処分の現況

(1)最終処分場の概要

本市では、峰山・大宮・網野・久美浜最終処分場の4箇所の最終処分場を有しており、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、焼却処理に伴って発生する焼却残渣等の埋立処分を行っている。

最終処分場の概要を表 3-7-1 から～表 3-7-4 に示す。また、最終処分場の位置を図 3-7-1 に示す。

※埋立期間は、施設設置届による当初の計画期間である。

表 3-7-1 最終処分場の概要

施設名称	峰山最終処分場
所在地	京丹後市峰山町内記 800 番地
埋立対象物	不燃ごみ、焼却残渣
埋立期間	平成 13 年 4 月～平成 28 年 3 月
埋立面積	10,000m ²
埋立容量	43,000m ³
埋立残容量	17,500m ³ (H25.7 月現在)
計量機の有無	有
浸出水処理設備	有
管理体制	委託

7. 最終処分の現況

(1)最終処分場の概要

本市では、峰山・大宮・網野・久美浜最終処分場の4箇所の最終処分場を有しており、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、焼却処理に伴って発生する焼却残渣等の埋立処分を行っている。

最終処分場の概要を表 3-7-1 から～表 3-7-4 に示す。また、最終処分場の位置を図 3-7-1 に示す。

※埋立期間は、施設設置届による当初の計画期間である。

表 3-7-1 最終処分場の概要

施設名称	峰山最終処分場
所在地	京丹後市峰山町内記 800 番地
埋立対象物	不燃ごみ、焼却残渣
埋立期間	平成 13 年 4 月～ <u>令和 5 年 3 月</u>
埋立面積	10,000m ²
埋立容量	43,000m ³
埋立残容量	<u>8,200m³(R1.10 月現在)</u>
計量機の有無	有
浸出水処理設備	有
管理体制	委託

表 3-7-2 最終処分場の概要

施設名称	大宮最終処分場
所在地	京丹後市大宮町三坂 5 番地の 1
埋立対象物	不燃ごみ
埋立期間	昭和 58 年 4 月～平成 35 年 3 月
埋立面積	11,700m ²
埋立容量	86,300m ³
埋立残容量	28,500m ³ (H25.7 月現在)
計量機の有無	有
浸出水処理設備	有
管理体制	委託

表 3-7-3 最終処分場の概要

施設名称	網野最終処分場
所在地	京丹後市網野町三津 378 番地の 1
埋立対象物	不燃ごみ、焼却残渣
埋立期間	平成 14 年 4 月～平成 29 年 3 月
埋立面積	12,000m ²
埋立容量	75,000m ³
埋立残容量	22,000m ³ (H25.7 月現在)
計量機の有無	有
浸出水処理設備	有
管理体制	委託

表 3-7-2 最終処分場の概要

施設名称	大宮最終処分場
所在地	京丹後市大宮町三坂 5 番地の 1
埋立対象物	不燃ごみ
埋立期間	昭和 58 年 4 月～ <u>令和 5 年 3 月</u>
埋立面積	11,700m ²
埋立容量	86,300m ³
埋立残容量	<u>23,146m³(R1.10 月現在)</u>
計量機の有無	有
浸出水処理設備	有
管理体制	委託

表 3-7-3 最終処分場の概要

施設名称	網野最終処分場
所在地	京丹後市網野町三津 378 番地の 1
埋立対象物	不燃ごみ、焼却残渣
埋立期間	平成 14 年 4 月～ <u>令和 3 年 3 月</u>
埋立面積	12,000m ²
埋立容量	75,000m ³
埋立残容量	<u>6,680m³(R1.10 月現在)</u>
計量機の有無	有
浸出水処理設備	有
管理体制	委託

表 3-7-4 最終処分場の概要

施設名称	久美浜最終処分場
所在地	京丹後市久美浜町 98 番地の 1
埋立対象物	不燃ごみ、焼却残渣
埋立期間	平成 17 年 4 月～平成 27 年 3 月
埋立面積	3,250m ²
埋立容量	24,800m ³
埋立残容量	13,500m ³ (H25.7 月現在)
計量機の有無	有
浸出水処理設備	有
管理体制	委託

表 3-7-4 最終処分場の概要

施設名称	久美浜最終処分場
所在地	京丹後市久美浜町 98 番地の 1
埋立対象物	不燃ごみ、焼却残渣
埋立期間	平成 17 年 4 月～ <u>令和 7 年 3 月</u>
埋立面積	3,250m ²
埋立容量	24,800m ³
埋立残容量	<u>8,700m³ (R1.10 月現在)</u>
計量機の有無	有
浸出水処理設備	有
管理体制	委託

図 3-7-1 ごみ処理施設、最終処分場の位置

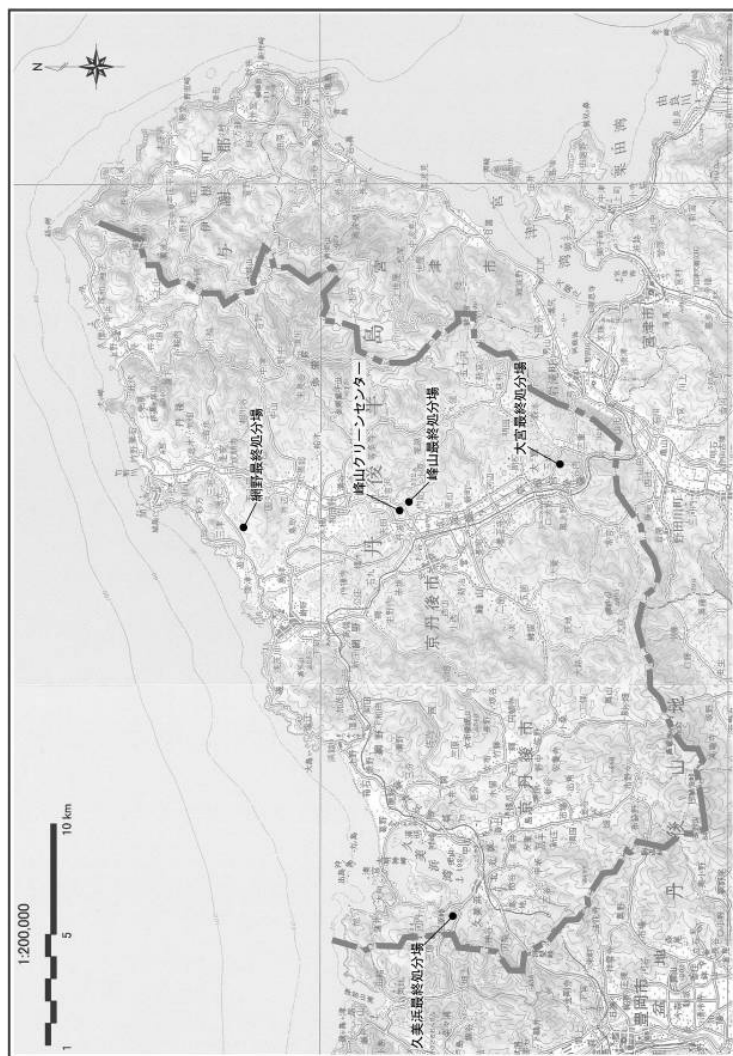
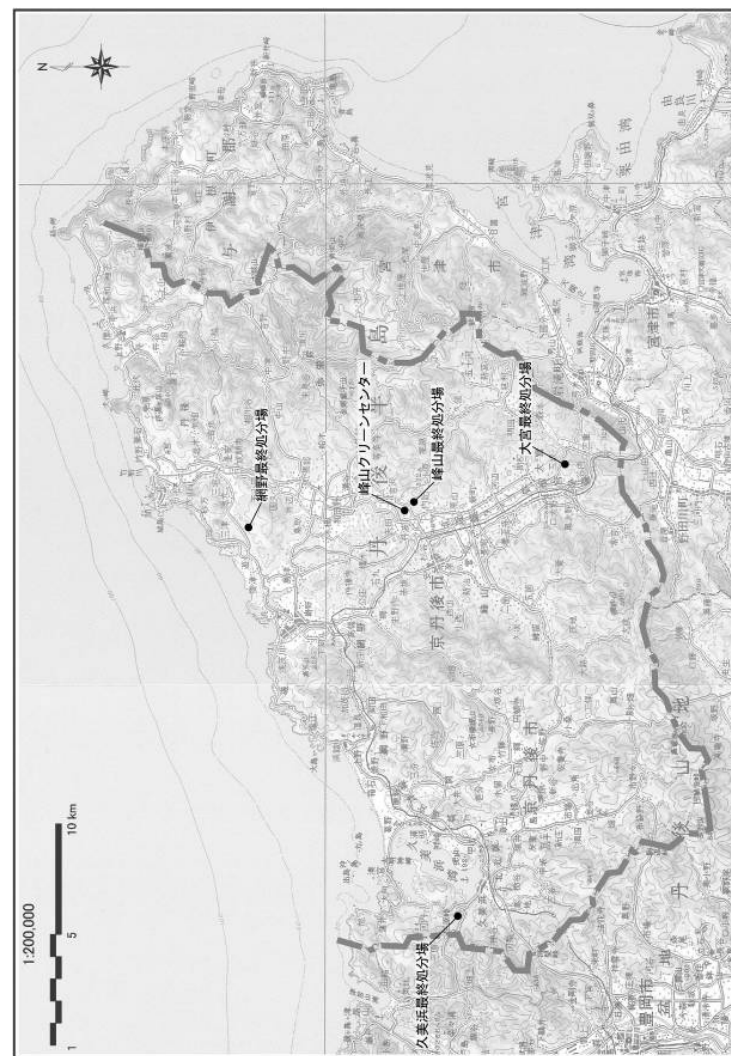


図 3-7-1 ごみ処理施設、最終処分場の位置



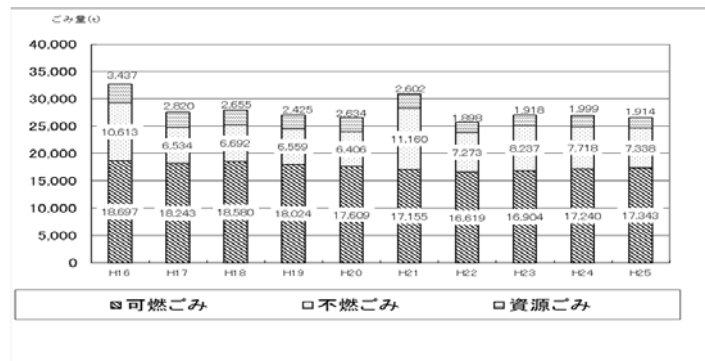
8. ごみ処理実績

本市におけるごみ処理実績の推移を表 3-8-1 及び図 3-8-1 及びに示す。焼却処理量は平成 13 年度以降、概ね減少傾向を示している。最終処分量（焼却残渣含む）をみると、平成 16 年度・平成 21 年度は台風災害などにより直接埋立量が増加しているが、概ね 6,000 t /年から 7,000 t /年前後で推移している。資源化量は、容器包装類の軽量化などにより平成 16 年度を境に減少傾向にある。

表 3-8-1 ごみ処理実績の推移

項 目	単位	実績									
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
0 焼却施設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
o1 焼却処理量	t/年	18,697	18,243	18,580	18,024	17,609	17,155	16,619	16,904	17,240	17,343
o11 可燃ごみ（焼却）		18,697	18,243	18,580	18,024	17,609	17,155	16,619	16,904	17,240	17,343
o12 燃大ごみ残渣（焼却）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
o13 資源化を行う施設からの残渣（焼却）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
o14 その他の施設からの残渣（焼却）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
o2 搬出量		2,730	2,679	2,694	2,747	2,728	2,684	2,775	3,062	3,378	2,972
o21 焼却残渣（埋立）		2,730	2,679	2,694	2,747	2,728	2,684	2,775	3,062	3,378	2,972
P その他の中間処理施設+直接資源化		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
p1 搬入量	t/年	3,437	2,820	2,655	2,425	2,634	2,602	1,898	1,918	1,999	1,914
p11 燃大ごみ処理施設		0	502	449	381	978	698	446	488	697	589
p12 資源化施設		1,355	1,380	1,271	1,205	1,074	1,225	1,062	1,042	958	983
p13 その他の施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
p14 直接資源化		2,082	938	935	839	582	679	390	398	344	342
p2 搬出量		1,355	1,882	1,720	1,586	2,052	1,923	1,508	1,530	1,655	1,572
p21 焼却残渣（焼却）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
p22 焼却残渣（埋立）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
p23 中間処理後の再利用率		1,355	1,882	1,720	1,586	2,052	1,923	1,508	1,530	1,655	1,572
0 資源化		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
o1 資源化量	t/年	7,224	6,930	6,421	6,030	6,045	5,788	5,033	5,043	4,977	4,704
o11 直接資源化量		2,092	938	935	839	582	679	390	398	344	342
o12 中間処理後の再利用率		1,355	1,882	1,720	1,586	2,052	1,923	1,508	1,530	1,655	1,572
o13 集団回収量		3,787	4,030	3,766	3,605	3,411	3,188	3,135	3,125	2,978	2,790
o2 リサイクル率（集団回収含む）	%	21.4%	23.7%	22.1%	21.6%	22.1%	18.4%	19.2%	18.6%	17.6%	16.9%
R 最終処分		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
r1 最終処分量	t/年	10,613	6,534	6,692	6,559	6,406	11,160	7,273	8,237	7,718	7,338
r11 直接埋立		7,883	3,855	3,999	3,812	3,678	8,476	4,498	5,175	4,340	4,366
r12 焼却残渣		2,730	2,679	2,694	2,747	2,728	2,684	2,775	3,062	3,378	2,972
r13 焼却残渣		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

図 3-8-1 ごみ処理実績の推移（グラフ）



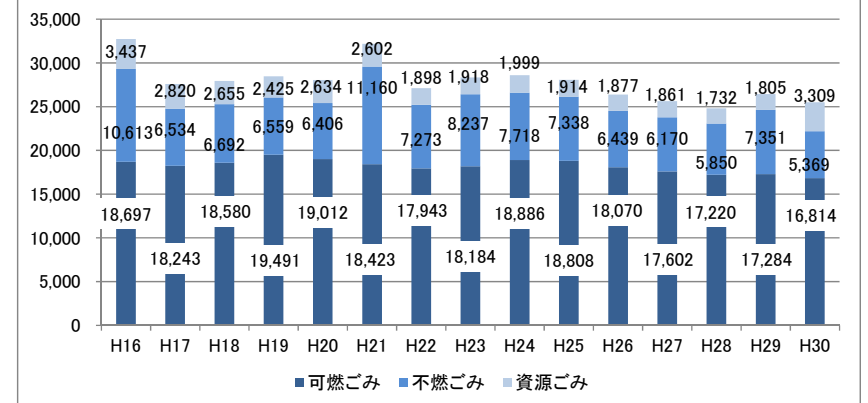
8. ごみ処理実績

本市におけるごみ処理実績の推移を表 3-8-1 及び図 3-8-1 及びに示す。焼却処理量は平成 13 年度以降、概ね減少傾向を示している。最終処分量（焼却残渣含む）をみると、平成 16 年度・平成 21 年度は台風災害などにより直接埋立量が増加しているが、概ね 6,000 t /年から 7,000 t /年前後で推移している。資源化量は、容器包装類の軽量化などにより平成 16 年度を境に減少傾向にある。なお、最終処分量及び資源化量には、災害（天災・火災）や海岸漂着分の廃棄物が含まれるが、近年の大雨被害や火災の発生状況を受け本計画期間内では大きな変動要因となっている。

表 3-8-1 ごみ処理実績の推移

項 目	単位	実績									
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
0 焼却施設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
o1 焼却処理量	t/年	19,724	16,813	19,022	18,697	18,243	18,580	19,491	19,012	18,423	17,943
o11 可燃ごみ（焼却）		19,724	16,813	19,022	18,697	18,243	18,580	19,491	19,012	18,423	17,943
o12 燃大ごみ残渣（焼却）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
o13 資源化を行う施設からの残渣（焼却）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
o14 その他の施設からの残渣（焼却）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
o2 搬出量		2,753	2,249	2,664	2,729	2,679	2,694	2,747	2,728	2,684	2,775
o21 焼却残渣（埋立）		2,753	2,249	2,664	2,729	2,679	2,694	2,747	2,728	2,684	2,775
P その他の中間処理施設+直接資源化		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
p1 搬入量	t/年	1,575	2,350	2,320	3,437	2,820	2,655	2,425	2,634	2,602	1,898
p11 燃大ごみ処理施設		0	0	0	502	449	381	978	698	446	488
p12 資源化施設		318	1,461	1,435	1,355	1,380	1,271	1,205	1,074	1,225	1,062
p13 その他の施設		118	150	0	0	0	0	0	0	0	0
p14 直接資源化		1,139	729	885	2,082	938	935	839	582	679	390
p2 搬出量		404	1,565	1,455	1,355	1,882	1,720	1,586	2,052	1,923	1,508
p21 焼却残渣（焼却）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
p22 焼却残渣（埋立）		118	104	0	0	0	0	0	0	0	0
p23 中間処理後の再利用率		318	1,461	1,435	1,355	1,882	1,720	1,586	2,052	1,923	1,508
0 資源化		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
o1 資源化量	t/年	4,592	5,943	6,012	7,224	6,850	6,421	6,030	6,045	5,788	5,033
o11 直接資源化量		1,139	729	885	2,082	938	935	839	582	679	390
o12 中間処理後の再利用率		318	1,461	1,435	1,355	1,882	1,720	1,586	2,052	1,923	1,508
o13 集団回収量		3,135	3,786	3,692	3,787	4,030	3,766	3,605	3,411	3,188	3,135
o2 リサイクル率（集団回収含む）	%	15.8%	22.3%	20.8%	21.4%	23.7%	22.1%	20.6%	21.0%	17.7%	18.3%
R 最終処分		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
r1 最終処分量	t/年	7,409	5,943	6,509	10,613	6,534	6,692	6,559	6,406	11,160	7,273
r11 直接埋立		4,538	3,590	3,845	7,883	3,855	3,999	3,812	3,678	8,476	4,498
r12 焼却残渣		2,753	2,249	2,664	2,729	2,679	2,694	2,747	2,728	2,684	2,775
r13 焼却残渣		118	104	0	0	0	0	0	0	0	0

図 3-8-1 ごみ処理実績の推移（グラフ）



9. ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移を表 3-9-1 に示す。処理及び維持管理費は、中間処理費、収集運搬委託費、中間処理委託費が経費の大半を占めている。

表 3-9-1 ごみ処理経費の推移

【歳入】		単位：千円				
項 目		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定財源	国庫支出金	0	0	0	0	62,000
	都道府県支出金	4,200	34,500	21,148	40,000	9,581
	地方債	40,700	67,300	56,000	41,700	0
	使用料および手数料	56,134	47,888	47,620	52,765	55,795
	その他	93,321	86,171	88,482	87,230	97,331
	一般財源	656,374	637,768	659,884	639,164	651,258
合計		850,729	873,627	873,134	860,859	875,965

【歳出】		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
建設・改良費	項目					
	工事費	0	0	0	0	0
	最終処分場	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	調査費	0	0	0	0	0
	組合分担金	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費	40,305	27,279	20,938	20,666	20,518
	収集運搬費	0	0	0	0	0
	中間処理費	200,280	254,192	229,281	231,552	239,466
	最終処分費	59,024	61,086	71,519	63,754	65,935
	車両等購入費	0	0	0	0	0
	委託費	176,176	181,648	185,138	183,410	183,410
	中間処理費	249,396	240,852	249,385	249,246	249,686
	最終処分費	58,200	62,847	67,712	64,431	67,336
	その他委託費	3,818	3,925	3,681	2,636	1,655
	組合分担金	0	0	0	0	0
	調査研究費	2,250	0	0	0	0
	その他	61,280	41,798	45,480	45,164	47,959
	小計	850,729	873,627	873,134	860,859	875,965
合計	850,729	873,627	873,134	860,859	875,965	

9. ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移を表 3-9-1 に示す。処理及び維持管理費は、中間処理費、収集運搬委託費、中間処理委託費が経費の大半を占めている。

表 3-9-1 ごみ処理経費の推移

【歳入】		単位：千円									
項 目		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
特定財源	国庫支出金	0	0	0	0	62,000	0	18,554	38,475	28,556	253,804
	都道府県支出金	4,200	34,500	21,148	40,000	9,581	0	0	0	0	0
	地方債	40,700	67,300	56,000	41,700	0	0	0	0	27,200	515,000
	使用料および手数料	56,134	47,888	47,620	52,765	55,795	42,318	41,500	37,853	112,403	107,973
	その他	93,321	86,171	88,482	87,230	97,331	120,408	22,762	81,679	69,753	68,502
一般財源		656,374	637,768	659,884	639,164	651,258	742,782	860,658	792,929	694,947	628,703
合計		850,729	873,627	873,134	860,859	875,965	905,508	943,474	950,936	932,859	1,573,982

【歳出】		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
建設・改良費	中間処理施設	0	0	0	0	0	0	0	77,976	113,248	754,888
	工事費	0	0	0	0	0	0	0	55,481	25,911	31,309
	最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	133,457	139,159	786,197
	人件費	40,305	27,279	20,938	20,666	20,518	30,843	30,565	39,442	26,802	27,134
	収集運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理費	200,280	254,192	229,281	231,552	239,466	233,755	209,363	99,841	106,591	99,932
	最終処分費	59,024	61,086	71,519	63,754	65,935	69,232	93,598	48,915	44,957	52,359
	車両等購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収集運搬費	176,176	181,648	185,138	183,410	183,410	188,650	213,231	217,709	221,030	220,546
	中間処理費	249,396	240,852	249,385	249,246	249,686	255,637	259,635	274,672	258,047	274,968
	最終処分費	58,200	62,847	67,712	64,431	67,336	76,796	82,222	84,095	86,713	62,672
	その他委託費	3,818	3,925	3,681	2,636	1,655	3,403	5,156	2,778	2,683	0
	組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調査研究費	2,250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	61,280	41,798	45,480	45,164	47,959	47,192	49,704	50,027	46,877	50,174
	小計	850,729	873,627	873,134	860,859	875,965	905,508	943,474	817,479	793,700	787,785
合計	850,729	873,627	873,134	860,859	875,965	905,508	943,474	950,936	932,859	1,573,982	

10. 関係法令・計画等

(1) 国の廃棄物処理行政の動向

今までの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済の仕組みを見直し、循環型社会の構築による持続可能な発展を行うために、「第2次環境基本計画」が策定され、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）が施行された。同計画、法では廃棄物・リサイクル対策として第一に発生抑制（リデュース）、第二に適正な再利用（リユース）、第三に回収されたものを再生して利用する再生利用（マテリアルリサイクル）、第四に焼却し熱、電力等を回収する熱回収（サーマルリサイクル）を行い、やむを得ず循環利用が行なわれないものについては、適正な処分を行うことが記されている。

国の廃棄物処理に関する施策、方針については、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、改正平成17年5月26日環境省告示第43号）に示されており、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、広域的取組等、適正かつ最適な循環利用と処分システムの構築が求められている。

一般廃棄物の減量化の目標量に関しては、平成19年度に対し、平成27年度において、排出量を約5%削減し、再生利用率を約25%に増加させるとともに、最終処分量を約22%削減することとしている。（表3-10-1）

表3-10-1 一般廃棄物の減量化の目標（国）

	目標数値	備考
排出量	約5%削減	平成19年度比
再生利用率	約25%に増加	
最終処分量	約22%削減	平成19年度比

(2) 京都府の廃棄物処理行政の動向

京都府は、平成24年3月に「京都府循環型社会形成計画(第2期)」を策定し、京都府が推進する地球温暖化対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向けた幅広い取り組みと連携しながら、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくため、施策を推進している。同計画は、循環型社会形成推進法に基づく計画であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県廃棄物処理計画として位置付けられるものである。

「京都府循環型社会形成計画(第2期)」では、京都府が目指すべき持続可能な社会を形成して行くため、次の施策の基本方針を定めている。

- ①3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
- ②廃棄物資源化の推進

10. 関係法令・計画等

(1) 国の廃棄物処理行政の動向

循環型社会の構築による持続可能な発展を行うため「第2次環境基本計画」が策定され、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）が施行された。同計画、法では廃棄物・リサイクル対策として第一に発生抑制（リデュース）、第二に適正な再利用（リユース）、第三に回収されたものを再生して利用する再生利用（マテリアルリサイクル）、第四に焼却し熱、電力等を回収する熱回収（サーマルリサイクル）を行い、やむを得ず循環利用が行なわれないものについては、適正な処分を行うことが記されている。

第五次環境基本計画（平成30年4月）では、人口の地域的偏在の加速化等を捉え、環境・経済・社会における課題の連関性と複雑化に触れ、今後の環境維持に警鐘を鳴らすとともに、これを受けた第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）では、「我々の生存、経済そして社会は地球なしには成立しない。」とし、大量生産・大量消費型社会を構築する過程における様々な影響や問題を受け、資源生産性の高い循環型社会の構築を標ぼうすることとなっている。

入口側で天然資源の投入量を削減し、出口側で循環利用を促進していくことを目指す等「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」と「適正処理の更なる推進と環境再生」が求められることとなっている。

一般廃棄物の減量化の目標量に関しては、平成24年度に対し、令和2年度において、排出量を約12%削減し、再生利用率を約27%に増加させるとともに、最終処分量を約14%削減することとしている。（表3-10-1）

表3-10-1 一般廃棄物の減量化の目標（国）令和2年度

	一般廃棄物
排出量	約12%削減 (平成24年度比)
再生利用率	約21%（平成24年度）から 約27%に増加させる
最終処分量	約14%削減 (平成24年度比)

(2) 京都府の廃棄物処理行政の動向

京都府では、「京都府循環型社会形成計画(第2期)」(平成29年3月)を策定し、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を示している。同計画は、循環型社会形成推進法に基づく計画であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県廃棄物処理計画として位置付けられるものである。

同計画では、目標達成のため、次の3つの視点から施策を推進することとしている。

- ①3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

③廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり

④不法投棄対策の徹底

一般廃棄物の減量化の目標量に関しては、一般廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量等が設定されている（表3-10-2～表3-10-5）。

表3-10-2 排出量の目標

単位:万トン/年

	H22年 (実績)	H27年 (中間目標)	H32年 (目標)
実績・目標	90	78.8	70.5

【具体的な内容】

一般廃棄物を平成32年度には平成27年度比で約10.5%削減

表3-10-3 再生利用率の目標

単位：％

	H22年 (実績)	H27年 (中間目標)	H32年 (目標)
実績・目標	14.0	16.2	18.3

【具体的な内容】

再生利用率を平成32年度には平成27年度比で約2.1%増加

表3-10-4 減量化率の目標

単位：％

	H22年 (実績)	H27年 (中間目標)	H32年 (目標)
実績・目標	72.3	75.0	77.5

表3-10-5 最終処分量の目標

単位：万トン/年

	H22年 (実績)	H27年 (中間目標)	H32年 (目標)
実績・目標	12	10.8	9.2

(3)関係法令、計画等

近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量の逼迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきた。これらの問題に対応するため、近年、数次にわたる廃棄物処理法の改正及び

②廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり

③非常災害時における廃棄物処理体制の構築

一般廃棄物の減量化の目標量に関しては、一般廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量等が設定されている（表3-10-2～表3-10-5）。

表3-10-2 排出量の目標

単位:万トン/年

	平成27年		令和2年
	中間目標	実績値	目標
実績・目標	78.8	84.3	70.5

【計画ベースにおける具体的な内容】

一般廃棄物を令和2年度には平成27年度比で約10.5%削減

表3-10-3 再生利用率の目標

単位：％

	平成27年		令和2年
	中間目標	実績値	目標
実績・目標	16.2	15.6	18.3

【計画ベースにおける具体的な内容】

再生利用率を令和2年度には平成27年度比で約2.1%増加

表3-10-4 減量化率の目標

単位：％

	平成27年		令和2年
	中間目標	実績値	目標
実績・目標	75.0	71.4	77.5

表3-10-5 最終処分量の目標

単位：万トン/年

	平成27年		令和2年
	中間目標	実績値	目標
実績・目標	10.8	11.0	9.2

(3)関係法令、計画等

近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量の逼迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきた。これらの問題に対応するため、近年、数次にわたる廃棄物処理法の改正及び

リサイクルの推進に係る諸法の制定等の対応が図られている。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和 45 年法律第 137 号）

廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正な処理によって、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律である。廃棄物の適正処理を確保し、適正な循環的利用をより一層促進するため、平成 22 年 5 月に改正され、平成 23 年 4 月から施行されている。今回の改正では、産業廃棄物の処理に関する責任者を明確にし、その責任の強化・徹底を図りながら、廃棄物の適正処理の確保、廃棄物の適正な循環利用という視点から、制度の見直しが行われている。

具体的には、以下の項目が改正されている。

- （１）廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化
- （２）廃棄物処理施設の維持管理対策の強化
- （３）廃棄物処理業の優良化の推進
- （４）排出抑制の徹底
- （５）適正な循環的利用の確保
- （６）焼却時の熱利用の促進

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（平成 7 年法律第 112 号）

平成 7 年に施行された同法は施行後 10 年を経過し、規定により見直しが行なわれた。排出抑制に向けた取組の強化、分別回収等の進展による再商品化費用の低減に伴い、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、義務を果たさない事業者への罰則の強化、容器包装廃棄物の再商品化のために事業者への円滑な引渡しを行うこと等の改正がなされ、平成 19 年 4 月に施行された。

具体的には以下の項目が改正されている。

- （１）容器包装廃棄物の排出抑制の促進
- （２）質の高い分別収集・再商品化の促進
- （３）事業者間の公平性の確保
- （４）容器包装廃棄物の円滑な再商品化

○循環型社会形成推進交付金制度

一般廃棄物処理施設の整備において、3Rの推進や広域的処理の観点から、いままでの補助金制度に代り、平成 17 年 4 月、循環型社会形成推進交付金制度が創設、施行された。一部例外地域を除き人口 5 万人以上または面積 400km²以上の広域的地域を対象とし、熱回収を行わない焼却施設等、循環型社会にふさわしくない施設に対する交付金の補助は、行われないことになった。

○京丹後市地球温暖化対策実行計画

本市では、市のすべての事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を行

リサイクルの推進に係る諸法の制定等の対応が図られている。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和 45 年法律第 137 号）

廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正な処理によって、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律である。廃棄物の適正処理を確保し、適正な循環的利用をより一層促進するため、平成 22 年 5 月に改正され、平成 23 年 4 月から施行されている。今回の改正では、産業廃棄物の処理に関する責任者を明確にし、その責任の強化・徹底を図りながら、廃棄物の適正処理の確保、廃棄物の適正な循環利用という視点から、制度の見直しが行われている。

具体的には、以下の項目が改正されている。

- （１）廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化
- （２）廃棄物処理施設の維持管理対策の強化
- （３）廃棄物処理業の優良化の推進
- （４）排出抑制の徹底
- （５）適正な循環的利用の確保
- （６）焼却時の熱利用の促進

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（平成 7 年法律第 112 号）

平成 7 年に施行された同法は施行後 10 年を経過し、規定により見直しが行なわれた。排出抑制に向けた取組の強化、分別回収等の進展による再商品化費用の低減に伴い、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、義務を果たさない事業者への罰則の強化、容器包装廃棄物の再商品化のために事業者への円滑な引渡しを行うこと等の改正がなされ、平成 19 年 4 月に施行された。

具体的には以下の項目が改正されている。

- （１）容器包装廃棄物の排出抑制の促進
- （２）質の高い分別収集・再商品化の促進
- （３）事業者間の公平性の確保
- （４）容器包装廃棄物の円滑な再商品化

○循環型社会形成推進交付金制度

一般廃棄物処理施設の整備において、3Rの推進や広域的処理の観点から、いままでの補助金制度に代り、平成 17 年 4 月、循環型社会形成推進交付金制度が創設、施行された。一部例外地域を除き人口 5 万人以上または面積 400km²以上の広域的地域を対象とし、熱回収を行わない焼却施設等、循環型社会にふさわしくない施設に対する交付金の補助は、行われないことになった。

○京丹後市地球温暖化対策実行計画

本市では、市のすべての事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を行

うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、平成 18 年 2 月に「京丹後市地球温暖化対策実行計画（第 1 期計画）」を策定し、平成 26 年度に改定した第 2 期計画では、平成 30 年度までに、本市の事務・事業活動に伴う温室効果ガス排出量を平成 24 年度比で 7.0%以上削減することを目標としている。

11. 問題点の整理と課題の抽出

(1)発生抑制、資源化、焼却量、最終処分量

本市から発生するごみの年間量は、平成 22 年度で 23,015 t であり、1 次計画の中間目標年度の目標値（平成 22 年度：22,478 t）に達していない。また、平成 25 年度においても 25,104 t（集団回収を除く）、27,894t（集団回収を含む）と平成 22 年度より増加しており、今後、更なる発生抑制を目指すことが課題である。

リサイクル率は平成 22 年度で 19.2%であり、平成 17 年度以降、低下傾向にある。集団回収についても同様の傾向である。1 次計画の中間目標年度の目標値（平成 22 年度：25%）に達しておらず、また、平成 25 年度においても 16.8%と低下しており、リサイクル率の向上を目指し、市民と事業者、行政が一体となった施策の実行が課題である。

峰山クリーンセンターで焼却処理されている可燃ごみは、平成 22 年度で 16,619 t であり、1 次計画の中間目標年度の目標値（平成 22 年度：17,107 t）に達しているが、平成 25 年度においては 17,343 t と増加に転じているため、生ごみの分別、紙ごみの分別などを積極的に取り組み、今後更なる焼却量の抑制を図ることが必要である。

不燃ごみは、ガラス製の食器類、プラスチック製の玩具、硬質プラスチック雑貨等を直接埋立しており、平成 22 年度の最終処分量は 7,273 t であり、1 次計画の中間目標年度の目標値（平成 22 年度：5,119 t）に大幅に達していない。また平成 25 年度においても、7,464t と減少していないことから、不燃ごみの直接埋立の方法を改め、再資源化が可能なごみを分別回収し、再利用できるものは資源化することが課題となる。

(2)収集運搬

収集運搬については、地域ごとに異なっていた収集回数を平成 22 年 4 月より統一したが、以下の課題がある。

- ・事業所等から発生する事業系ごみの一部が、家庭系ごみの収集ルート（市委託収集）に排出されているケースがある。
- ・収集回数や品目等については、継続的な検討が必要である。

うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、平成 18 年 2 月に「京丹後市地球温暖化対策実行計画（第 1 期計画）」を策定し、平成 26 年度に改定した第 2 期計画では、平成 30 年度までに、本市の事務・事業活動に伴う温室効果ガス排出量を平成 24 年度比で 7.0%以上削減することを目標としている。

11. 問題点の整理と課題の抽出

(1)発生抑制、資源化、焼却量、最終処分量

本市から発生するごみの年間量は、平成 22 年度で 23,015 t であり、第 1 次計画の中間目標年度の目標値（平成 22 年度：22,478 t）に達していなかったが、第 2 次計画の前期では平成 30 年度において 20,782 tとしており、今後も、更なる発生抑制を目指すことが課題である。

リサイクル率は平成 22 年度で 19.2%であり、第 2 次計画前期でも低下傾向にある。集団回収についても同様の傾向である。2 次中期ではリサイクル率と目的意識の向上を目指し、市民と事業者、行政が一体となった施策の実行が課題である。

峰山クリーンセンターで焼却処理されている可燃ごみは、平成 30 年度で 13,895 t であり、2 次計画前期の中間目標値に達しているが、紙おむつ等新たなごみ質の増加もあり、プラスチック製容器包装や紙ごみの分別徹底などを積極的に取り組み、今後更なる焼却量の抑制を図ることが必要である。

不燃ごみは、直接埋立していたガラス製の食器類、プラスチック製の玩具、硬質プラスチック雑貨等のうち、硬質プラスチック類を分別受取りとする体制に変更し、平成 30 年度の最終処分量は 4,738 t であり、2 次計画前期の中間目標値に達する結果となっている。今後も不燃ごみの直接埋立の方法を見直しつつ、再資源化が可能なごみを分別回収し、再利用できるものは資源化することが課題である。

(2)収集運搬

収集運搬については、地域ごとに異なっていた収集回数を平成 22 年 4 月より統一し、継続している。現状課題を以下にあげる。

- ・事業所等から発生する事業系ごみの一部が家庭系ごみの収集ルート（市委託収集）に排出されているケースがある。
- ・指定日・時間以外の排出があり、不正の防止に関する広報啓発など収集運搬体制について継続的な検討が必要である。
- ・残置物や畳、産業廃棄物に該当するごみなどについては、無許可での収集運搬や違法処理とならないよう、廃棄物処理に関する指導・啓発に努める必要がある。
- ・引き続き、市の処理責任と業務の確実な履行を重視した体制整備が必要である。
- ・排出者による直接搬入に係る運搬にあっては、市が認める特段の理由のない限りは排出者自らが運搬し持ち込むものとする。

(3) 中間処理

中間処理については、峰山クリーンセンターでの焼却処理及びリサイクルプラザでの資源化処理が行われている。今後も安定した中間処理を行っていく上で、以下の課題がある。

- ・現焼却施設の使用期限が平成43年度まで15年間延長されたことを踏まえ、長寿命化を目的とした基幹的設備改良工事を実施する必要がある。
- ・告示産廃（解体ごみ）の受入中止や、今後の生ごみの資源化の拡大を踏まえ、焼却ごみの組成変化に合わせた運転管理が必要となる。

(4) 最終処分

最終処分場は限られた空間を利用した施設である。このため、不燃ごみの直接埋立を見直すなど最終処分量を極力削減し、施設の延命化に努める必要がある。

- ・最終処分場の延命化に向け、計画的かつ有効な事業計画の検討が必要である。（最終処分場再生事業等の検討を含む。）
- ・次期施設を見据えた整備計画の検討が必要となる。

(5) 処理コスト

ごみの多様化、処理施設の老朽化等により、今後も維持管理費は増大する可能性がある。このため、ごみの収集運搬や施設整備に関する合理化を図り、維持管理費の削減に努める必要がある。

(3) 中間処理

中間処理については、峰山クリーンセンターでの焼却処理及びリサイクルプラザでの資源化処理が行われている。今後も安定した中間処理を行っていく上で、以下の課題がある。

- ・現焼却施設の使用期限を令和13年度まで15年間延長し、基幹的設備の改良を行ったことから、次期施設を見据えつつ今後の安定稼働を図る必要がある。
- ・受入れを中止した旧告示産業廃棄物（解体ごみ）※の周知徹底とルール整備、受入中止に伴う対応強化が必要となる。
- ・焼却ごみの組成変化に合わせた運転管理が必要となる。

※告示産業廃棄物（一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物）

本市では、条例により「一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理する」として、産業廃棄物である家屋等の解体ごみ等についても、「告示産業廃棄物」として受入処理を行ってきた。

平成26年6月、家屋等の解体に伴うごみや畳等においては、告示産業廃棄物の指定から外れ、「告示産業廃棄物」は令和2年度3月現在で災害ごみと海岸漂着ごみのみであり、当該廃棄物以外は本市一般廃棄物処理施設において受け入れない。

(4) 最終処分

最終処分場は限られた空間を利用した施設である。このため、不燃ごみの直接埋立を見直すなど最終処分量を極力削減し、施設の延命化に努める必要がある。

- ・最終処分場の延命化に向け、計画的かつ有効な事業計画の検討が必要である。
- ・次期施設を見据えた処理計画の検討が必要となる。

(5) 処理コスト

ごみの多様化、処理施設の老朽化等により、今後も維持管理費は増大する可能性がある。このため、ごみの処理体制における合理化を図り、維持管理費の削減に努める必要がある。

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

総合計画では、「ひと みず みどり 市民総参加で飛躍するまち・北近畿新時代へ和のちから輝く 京丹後」を目指す将来像とし、それに向けて、次の7つのまちづくりの目標を掲げている。

- ①歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち
 - ②美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち
 - ③健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち
 - ④安全で安心して暮らせるまち
 - ⑤お互いに支え合い、助け合うまち
 - ⑥次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまち
 - ⑦誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち
- この目標を受けて、本計画の基本方針を以下のように定める。

この目標を受けて、本計画の基本方針を以下のように定める。

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するためには、市民一人ひとりが地球市民としての自覚を持ち行動することが必要である。市民・事業者・行政が一体となって、暮らしの中で環境保全意識を醸成し、4R「リフューズ（購入拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」の推進に努め、いのちが輝き、資源が循環する自然と共生した環境循環都市を目指す。

2. 将来人口の推計

総合計画では、将来人口の推計は国勢調査による人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所が発表するコーホート要因法による将来人口推計が採用されている。

しかしながら、平成22年に行われた国勢調査による実績値と、住民基本台帳における本市人口には、2,200人程度のかい離があることに加え、廃棄物処理施策に関しては、国及び京都府等への毎年の実績報告は、住民基本台帳による人口を基に行っていることから、本計画における将来人口推計については、住民基本台帳による人口を基に国立社会保障・人口研究所が発表するコーホート要因法による将来人口推計を採用する。

- ・総合計画との本計画の将来人口推計方法の違いを表4-2-1に示す。
- ・参考として、総合計画と本計画におけるそれぞれの推計値を図4-2-1に示す。
- ・本計画で採用する平成13～41年度の人口推計を表4-2-2及び図4-2-2に示す。

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

総合計画では、「ひと みず みどり 市民総参加で飛躍するまち・北近畿新時代へ和のちから輝く 京丹後」を目指す将来像とし、それに向けて、次の7つのまちづくりの目標を掲げている。

- ①歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち
 - ②美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち
 - ③健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち
 - ④安全で安心して暮らせるまち
 - ⑤お互いに支え合い、助け合うまち
 - ⑥次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまち
 - ⑦誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち
- この目標を受けて、本計画の基本方針を以下のように定める。

この目標を受けて、本計画の基本方針を以下のように定める。

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するためには、市民一人ひとりが地球市民としての自覚を持ち行動することが必要である。市民・事業者・行政が一体となって、暮らしの中で環境保全意識を醸成し、4R「リフューズ（購入拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」の推進に努め、いのちが輝き、資源が循環する自然と共生した環境循環都市を目指す。

2. 将来人口の推計

総合計画では、将来人口の推計は国勢調査による人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所が発表するコーホート要因法による将来人口推計が採用されている。

しかしながら、平成22年に行われた国勢調査による実績値と、住民基本台帳における本市人口には、2,200人程度のかい離があることに加え、廃棄物処理施策に関しては、国及び京都府等への毎年の実績報告は、住民基本台帳による人口を基に行っていることから、本計画における将来人口推計については、住民基本台帳による人口を基に国立社会保障・人口研究所が発表するコーホート要因法による将来人口推計を採用する。

- ・総合計画との本計画の将来人口推計方法の違いを表4-2-1に示す。
- ・参考として、総合計画と本計画におけるそれぞれの推計値を図4-2-1に示す。
- ・本計画で採用する平成13～41年度（策定時）、令和元～15年度（見直し時）の人口推計を表4-2-2及び図4-2-2に示す。

表 4-2-1 総合計画と本計画の将来人口推計方法の違い

総合計画	「国勢調査」を基にし、 コーホート要因法を用いて推計 (国立社会保障・人口問題研究所発表)
本計画	「住民基本台帳の人口」を基にし、 コーホート要因法を用いて推計

図 4-2-1 総合計画と本計画におけるそれぞれの推計値

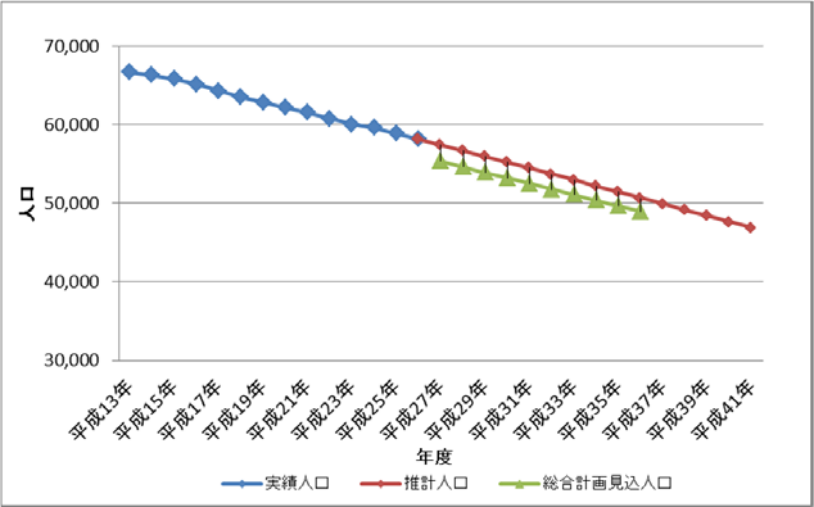


表 4-2-1 総合計画と本計画の将来人口推計方法の違い

総合計画	「国勢調査」を基にし、 コーホート要因法を用いて推計 (国立社会保障・人口問題研究所発表)
本計画	「住民基本台帳の人口」を基にし、 コーホート要因法を用いて推計

図 4-2-1 総合計画と本計画におけるそれぞれの推計値

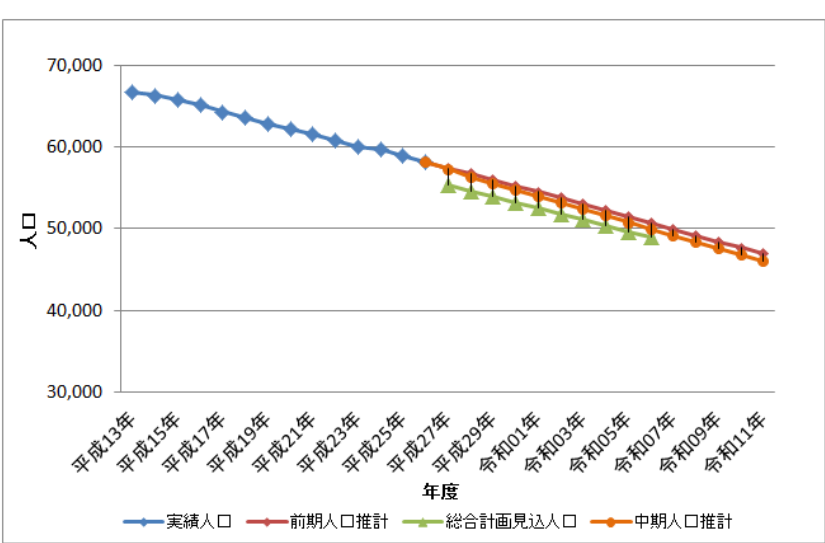


表 4-2-2 本計画で採用する平成 13～41 年度の人口推計

実績	平成13年	66,689
	平成14年	66,315
	平成15年	65,822
	平成16年	65,129
	平成17年	64,289
	平成18年	63,521
	平成19年	62,828
	平成20年	62,172
	平成21年	61,592
	平成22年	60,784
	平成23年	60,070
	平成24年	59,633
	平成25年	58,881
推計	平成26年	58,156
	平成27年	57,431
	平成28年	56,707
	平成29年	55,982
	平成30年	55,257
	平成31年	54,492
	平成32年	53,727
	平成33年	52,962
	平成34年	52,197
	平成35年	51,432
	平成36年	50,675
	平成37年	49,918
	平成38年	49,161
	平成39年	48,404
	平成40年	47,647
	平成41年	46,885

図 4-2-2 本計画で採用する平成 13～41 年度の人口推計

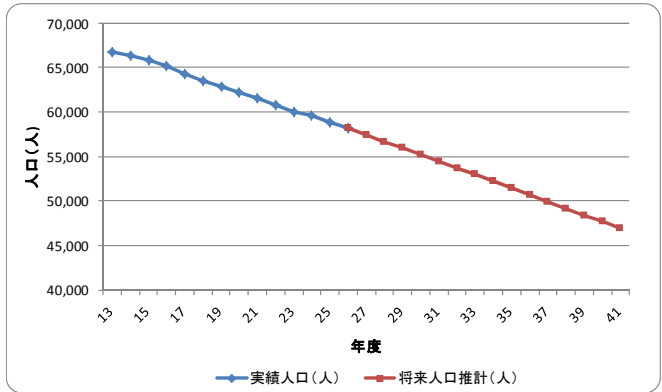
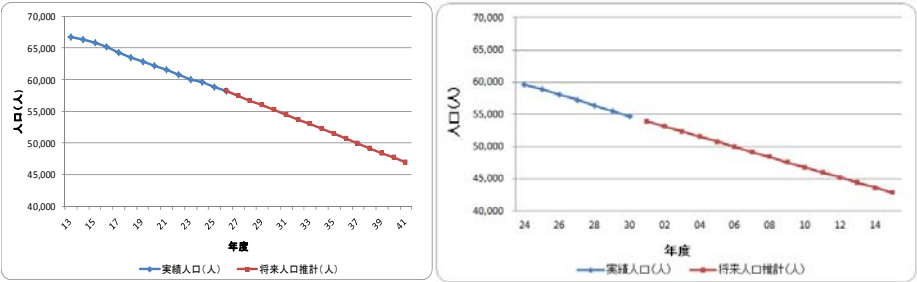


表 4-2-2 本計画で採用する平成 13～41 年度（策定時）、令和 1～15 年度（見直し時）の人口推計

実績	平成13年	66,689	実績	平成24年	59,633
	平成14年	66,315		平成25年	58,881
	平成15年	65,822		平成26年	58,104
	平成16年	65,129		平成27年	57,287
	平成17年	64,289		平成28年	56,337
	平成18年	63,521		平成29年	55,502
	平成19年	62,828		平成30年	54,688
	平成20年	62,172	推計	令和01年	53,903
	平成21年	61,592		令和02年	53,118
	平成22年	60,784		令和03年	52,332
	平成23年	60,070		令和04年	51,547
	平成24年	59,633		令和05年	50,762
	平成25年	58,881		令和06年	49,962
推計	平成26年	58,156		令和07年	49,162
	平成27年	57,431		令和08年	48,362
	平成28年	56,707		令和09年	47,562
	平成29年	55,982		令和10年	46,762
	平成30年	55,257		令和11年	45,975
	平成31年	54,492		令和12年	45,188
	平成32年	53,727		令和13年	44,401
	平成33年	52,962		令和14年	43,614
	平成34年	52,197		令和15年	42,827
	平成35年	51,432			
	平成36年	50,675			
	平成37年	49,918			
	平成38年	49,161			
	平成39年	48,404			
	平成40年	47,647			
	平成41年	46,885			

図 4-2-2 本計画で採用する平成 13～41 年度（策定時）、令和元～15 年度（見直し時）の人口推計



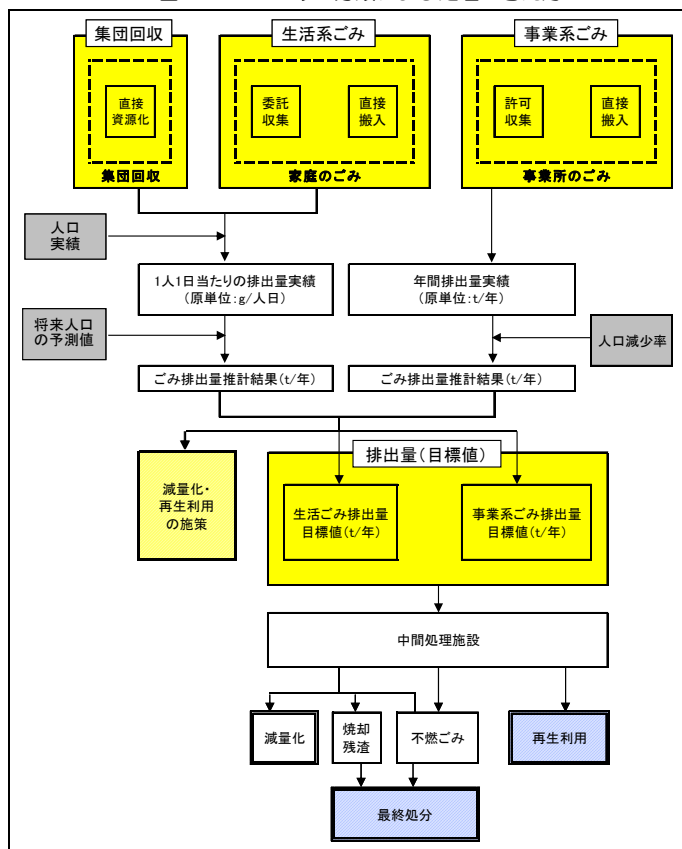
3.ごみの発生量および処理量の見込み

(1) ごみの分類および処理の考え方

本市から排出される一般廃棄物（ごみ）は、本市が委託する業者の収集によって集められたごみ及び市民が直接施設に搬入する「生活系ごみ」と、事業者が直接又は許可業者に依頼して施設へ搬入する「事業系ごみ」、また民間団体による集団回収によって直接資源化業者へ引き渡す「集団回収」に分類される。

本計画では、生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収ごとに将来推計を行い、将来の計画ごみ量を設定する。（※ただし、集団回収については、市が「古紙回収団体補助金」の交付を通して把握している回収量のみとする。）

図 4-3-1 ごみの分類および処理の考え方



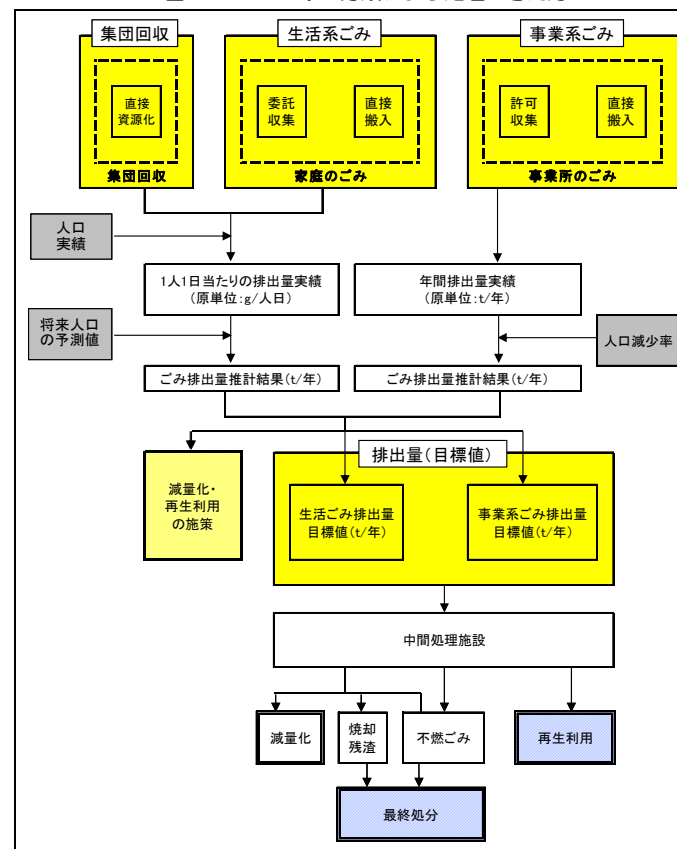
3.ごみの発生量および処理量の見込み

(1) ごみの分類および処理の考え方

本市から排出される一般廃棄物（ごみ）は、本市が委託する業者の収集によって集められたごみ及び市民が直接施設に搬入する「生活系ごみ」と、事業者が直接又は許可業者に依頼して施設へ搬入する「事業系ごみ」、また民間団体による集団回収によって直接資源化業者へ引き渡す「集団回収」に分類される。

本計画では、生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収ごとに将来推計を行い、将来の計画ごみ量を設定する。（※ただし、集団回収については、市が「古紙回収団体補助金」の交付を通して把握している回収量のみとする。）

図 4-3-1 ごみの分類および処理の考え方



(2) ごみの発生量の推計方法

	項目	内容
家庭系ごみ	比較の方法	一般家庭から排出される生活系ごみの発生量の推計方法は、人口の増減と相関関係があることから、 平成25年度の1人1日当たりの排出量 （原単位：g／人・日）を 基準 に推計を行う。
	対象となるごみの種類	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他ごみ（有害ごみ、金属類、廃家電品）
事業系ごみ	比較の方法	事業所から排出される事業系ごみの発生量は、事業所数の増減およびその規模が推計できないなどのことから、1事業所当たりの 排出量を推計できないため、人口の増減に連動して推移すると仮定し、平成25年度実績を基準 に推計を行う。
	対象となるごみの種類	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他ごみ（金属類、廃家電品）、粗大ごみ（木材チップ）
集団回収	比較の方法	集団回収の推計方法は、市に登録のある古紙回収団体から報告のあった回収量を基にして、 平成25年度の1人1日当たりの排出量 （原単位：g／人・日）を 基準 に推計を行う。
	対象となるごみの種類	古紙類

原単位の算出方法

$$\text{原単位（g／人日）} = \frac{\text{排出ごみ量（t／年）}}{\text{人口（人）} \times 365（日）} \times 1,000,000$$

※「集団回収」量も、原則、「排出ごみ量」に含むものとする。

(2) ごみの発生量の推計方法

	項目	内容
家庭系ごみ	比較の方法	一般家庭から排出される生活系ごみの発生量の推計方法は、人口の増減と相関関係があることから、 平成30年度の1人1日当たりの排出量 （原単位：g／人・日）を 基準 に推計を行う。
	対象となるごみの種類	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他ごみ（有害ごみ、金属類、廃家電品）
事業系ごみ	比較の方法	事業所から排出される事業系ごみの発生量は、事業所数の増減およびその規模が推計できないなどのことから、1事業所当たりの 排出量を推計できないため、人口の増減に連動して推移すると仮定し、平成30年度実績を基準 に推計を行う。
	対象となるごみの種類	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他ごみ（金属類、廃家電品）、粗大ごみ（木材チップ）
集団回収	比較の方法	集団回収の推計方法は、市に登録のある古紙回収団体から報告のあった回収量を基にして、 平成30年度の1人1日当たりの排出量 （原単位：g／人・日）を 基準 に推計を行う。
	対象となるごみの種類	古紙類

原単位の算出方法

$$\text{原単位（g／人日）} = \frac{\text{排出ごみ量（t／年）}}{\text{人口（人）} \times 365（日）} \times 1,000,000$$

※「集団回収」量も、原則、「排出ごみ量」に含むものとする。

(3) ごみ発生量推計値の考え方

1) 考え方

計画期間中における将来のごみ発生量推計値は、次の考え方に基づき行った。

○可燃ごみ

ア 生ごみの資源化目標を反映した推計値

イ 雑がみの資源化目標を反映した推計値

ウ 告示産廃（解体ごみ）受入れ中止を反映した推計値

○不燃ごみ

ア 告示産廃（解体ごみ）受入れ中止を反映した推計値

○資源ごみ

ア 生ごみの資源化目標を反映した推計値

○古紙回収

ア 雑がみの資源化目標を反映した推計値

検討ポイント

2) 推計方法（生ごみの資源化による可燃ごみの削減量）

○ H22～23 年度に実施したバイオマス地域利活用高度化調査事業の結果、生ごみ資源化量は「234g／世帯・日」であった。この事業の参加者数から得られた「75.7g／人・日」を、将来推計値に反映した。

○平成 25 年度に設置された「京丹後市生ごみ資源化・ゼロエミッション推進検討委員会」では、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で、次表のとおり生ごみ分別世帯を拡大することが提言された。

生ごみ拡大世帯数の考え方（ゼロエミ委員会からの提言をもとに推計）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
世帯数	500世帯	1,000世帯	5,000世帯	10,000世帯	22,510世帯
構成比	2.2%	4.4%	22.2%	44.4%	100.0%
計算方法	H26年度 推計人口 × 2.2%	H27年度 推計人口 × 4.4%	H28年度 推計人口 × 22.2%	H29年度 推計人口 × 44.4%	H30年度 推計人口 × 100%

3) 推計方法（雑がみの資源化による可燃ごみの削減量）

平成 24 年度に実施した市民課職員の家庭における雑がみ排出量調査において、家庭系可燃ごみに占める雑がみの割合は「8.5%」であった。今後の啓発により、可燃ごみから雑がみ資源化への移行が平成 27 年度から段階的に進むと見込み、次表のとおり採用した。

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
1.7%	3.4%	5.1%	6.8%	8.5%

(3) ごみ発生量推計値の考え方

1) 考え方

計画期間中における将来のごみ発生量推計値は、次の考え方に基づき行った。

○可燃ごみ

ア 生ごみ資源化量を食品ロス等の減量化・再利用推進に伴う削減量に置き換え、反映した推計値

イ 雑がみの資源化目標を反映した推計値

ウ 告示産廃（解体ごみ）受入れ中止の徹底を反映した推計値

○不燃ごみ

ア 告示産廃（解体ごみ）受入れ中止の徹底を反映した推計値

○資源ごみ

ア ごみの資源化（4R 推進）目標を反映した推計値

○古紙回収

ア 雑がみの資源化目標を反映した推計値

2) 生ごみの資源化による可燃ごみの削減量

○本計画策定時、「生ごみの資源化による可燃ごみの削減量」として置いた本項目については、京丹後市エコエネルギーセンターの廃止及びバイオマス産業都市の構想撤退に伴う生ごみ分別回収の終了（平成 29 年度）を受け、削減の対象を「食品ロス削減・その他資源化・減量化の拡充による削減量」に置き換えるものとし、目標値への削減量の算入を継続する。

3) 雑がみの資源化による可燃ごみの削減量

平成 24 年度に実施した職員の家庭における雑がみ排出量調査において、家庭系可燃ごみに占める雑がみの割合は「8.5%」であった。今後の啓発により、可燃ごみから雑がみ資源化への移行が平成 27 年度から段階的に進むと見込み、次表のとおり採用した。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1.7%	3.4%	5.1%	6.8%	<u>8.5%</u>	<u>8.5%</u>	<u>8.5%</u>	<u>8.5%</u>	<u>8.5%</u>

3) 推計方法（告示産廃（解体ごみ）受入れ中止による可燃ごみの削減量）

○可燃ごみ 541 ト/年（H25 年度の持ち込み実績量）

○不燃ごみ 809 ト/年（H25 年度の持ち込み実績量）

《留意点》

○集団回収（古紙回収）について

本市における集団回収（古紙回収）は、市内で発生する廃棄物の 10%程度を占めている。自治体の中には、古紙回収団体による回収量を把握していないところも多くあるが、ごみ排出量に古紙を「含む・含まない」により、「排出量」や「資源化率」には大きな違いが生じることになる。国が示す「ごみ処理基本計画の策定指針」では、「含む」こととされているが、実際に国・府から求められる調査等には、その両方の場合があり、また、本市の「第 1 次計画」及び「平成 23 年度第 2 次計画案」では、「含まない」数字を採用していたことも考慮し、本計画においては、集団回収（古紙回収）を「含む場合」、「含まない場合」の両方で試算することとする。それにより、データ上、次のような影響が出る。

◆ごみ排出量の削減率（H25→H41）

集団回収（古紙回収）を含まない・・・27.5%

集団回収（古紙回収）を含む・・・25.7%

◆リサイクル率（H41）

集団回収（古紙回収）を含まない・・・15.5%

集団回収（古紙回収）を含む・・・27.5%

（4）計画ごみ量の将来推計結果

前述の「考え方」を踏まえ、計画ごみ量の将来推計結果を表 4-3-1 に示す。

4) 告示産廃（解体ごみ）受入れ中止による可燃ごみの削減量

○可燃ごみ 541 ト/年（H25 年度の持ち込み実績量）

○不燃ごみ 809 ト/年（H25 年度の持ち込み実績量）

《留意点》

○集団回収（古紙回収）について

本市における集団回収（古紙回収）は、市内で発生する廃棄物の 10%程度を占めている。自治体の中には、古紙回収団体による回収量を把握していないところも多くあるが、ごみ排出量に古紙を「含む・含まない」により、「排出量」や「資源化率」には大きな違いが生じることになる。国が示す「ごみ処理基本計画の策定指針」では、「含む」こととされているが、実際に国・府から求められる調査等には、その両方の場合があり、また、本市の「第 1 次計画」及び「平成 23 年度第 2 次計画案」では、「含まない」数字を採用していたことも考慮し、本計画においては、集団回収（古紙回収）を「含む場合」、「含まない場合」の両方で試算することとする。それにより、データ上、次のような影響が出る。

◆ごみ排出量の削減率（H25→H41）

集団回収（古紙回収）を含まない・・・27.8%

集団回収（古紙回収）を含む・・・24.2%

◆リサイクル率（H41）

集団回収（古紙回収）を含まない・・・15.6%

集団回収（古紙回収）を含む・・・27.6%

（4）計画ごみ量の将来推計結果

前述の「考え方」を踏まえ、計画ごみ量の将来推計結果を表 4-3-1 に示す。

表 4-3-1 計画ごみ量の将来推計結果

(単位: t)								
	H22	H23	H24	H25	H31	H36	H41	
A 人口(人)	60,784	60,070	59,633	58,881	54,492	50,675	46,885	
B 可燃ごみ	16,619	16,904	18,897	18,808	14,491	13,477	12,469	
C 削減率(対平成25年度比)	-	-	-	-	-23.0%	-28.3%	-33.7%	
D 生活系可燃ごみ	10,967	11,156	11,961	11,538	10,678	9,930	9,187	
D 生活系可燃ごみ	10,967	11,156	11,961	11,538	8,264	7,686	7,111	
E 削減量(生ごみ)	-	-	-	-	1,506	1,400	1,295	
F 削減量(紙類)	-	-	-	-	908	844	781	
G 事業系可燃ごみ	5,652	5,748	6,936	7,270	6,227	5,791	5,358	
H 告示産廃(可燃)	332	328	536	541	501	466	431	
I 不燃ごみ	4,498	5,175	4,340	4,366	3,292	3,061	2,832	
J 削減率(対平成25年度比)	-	-	-	-	-24.6%	-29.9%	-35.1%	
K 家庭系不燃ごみ	1,746	1,998	1,764	1,749	1,619	1,505	1,393	
L 事業系不燃ごみ	2,752	3,177	2,576	2,617	1,673	1,555	1,439	
M 告示産廃(不燃)	360	577	701	809	749	697	645	
N 資源・有害ごみ	1,898	1,856	1,999	1,930	3,292	3,061	2,831	
O 古紙回収	3,129	3,125	2,978	2,790	3,490	3,245	3,003	
P 総排出量	26,144	27,060	28,214	27,894	24,565	22,844	21,135	
Q 削減率(対平成25年度比)	-	-	-	-	-11.9%	-18.1%	-24.2%	

(5) ごみ減量化目標値の設定

1) ごみ排出量(減量化率)

国は、排出量を平成 19 年度実績に対し平成 27 年度で「約 5%」削減することを達成目標としている。

京都府は、排出量を平成 22 年度に対し平成 32 年度で「19.5 万トン/年」削減することを達成目標としている。

総合計画では、ごみの排出量を平成 36 年度で 22,844 t/年(平成 25 年度比△18.1%)とすることを達成目標としている。

表 4-3-2 ごみ排出量(国、府、総合計画)

	基準年度	目標年度	削減目標値
国	H19	H27	約 5%削減
京都府	H22	H32	90 万 t/年→70.5 万 t/年
総合計画(案)	H26	H36	18.1%削減

本計画では、国・京都府・総合計画で示されている目標数値を踏まえ、直近の平成 25 年度のごみ排出量を基に推計した予測値から、以下のとおり削減する目標設定をする。

表 4-3-1 計画ごみ量の将来推計結果

(単位: t)								
	H22	H23	H24	H25	R1	R6	R11	
A 人口(人)	60,784	60,070	59,633	58,881	53,903	49,962	45,975	
B 可燃ごみ	16,619	16,904	18,897	18,808	14,336	13,288	12,227	
C 削減率(対平成25年度比)	-	-	-	-	-23.8%	-29.3%	-35.0%	
D 生活系可燃ごみ	10,967	11,156	11,961	11,538	8,176	7,578	6,973	
E 削減量(積上)	-	-	-	-	1,489	1,380	1,270	
F 削減量(雑がみ)	-	-	-	-	898	832	766	
G 事業系可燃ごみ	5,652	5,748	6,936	7,270	6,160	5,710	5,254	
H 告示産廃(可燃)	332	328	536	541	495	459	422	
I 不燃ごみ	4,498	5,175	4,340	4,366	3,256	3,018	2,777	
J 削減率(対平成25年度比)	-	-	-	-	-25.4%	-30.9%	-36.4%	
K 家庭系不燃ごみ	1,746	1,998	1,764	1,749	1,601	1,484	1,366	
L 事業系不燃ごみ	2,752	3,177	2,576	2,617	1,655	1,534	1,411	
M 告示産廃(不燃)	360	577	701	809	741	687	632	
N 資源・有害ごみ	1,898	1,856	1,999	1,890	3,219	2,984	2,746	
O 古紙回収	3,129	3,125	2,978	2,790	3,452	3,200	2,944	
P 総排出量	26,144	27,060	28,214	27,854	24,263	22,489	20,694	
Q 削減率(対平成25年度比)	-	-	-	-	-12.9%	-19.3%	-25.7%	

(5) ごみ減量化目標値の設定

1) ごみ排出量(減量化率)

国は、排出量を平成 24 年度実績に対し令和 2 年度で「約 12%」削減することを達成目標としている。

京都府は、排出量を平成 22 年度に対し令和 2 年度で「19.5 万トン/年」削減することを達成目標としている。

総合計画では、ごみの排出量を令和 6 年度で 22,844 t/年(平成 25 年度比△18.1%)とすることを達成目標としている。

表 4-3-2 ごみ排出量(国、府、総合計画)

	基準年度	目標年度	削減目標値
国	H24	R2	約 12%削減
京都府	H22	R2	90 万 t/年→70.5 万 t/年
総合計画(案)	H26	R6	18.1%削減

本計画では、国・京都府・総合計画で示されている目標数値を踏まえ、直近の平成 25 年度のごみ排出量を基に推計した予測値から、以下のとおり削減する目標設定をする。

表 4-3-3 年間排出量（集団回収を含む）の目標

	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 41 年度
	(基準年度)	(中間目標年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	46,885 人
年間総排出量(古紙含む)	27,894 t	24,565 t	21,135 t
基準年(H25)からの削減量		3,329 t	6,759 t
基準年(H25)からの削減率		-11.9 %	-24.2 %

表 4-3-4 年間排出量（集団回収を除く）の目標

	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 41 年度
	(基準年度)	(中間目標年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	46,885 人
年間総排出量(古紙除く)	25,104 t	21,075 t	18,132 t
基準年(H25)からの削減量		4,030 t	6,972 t
基準年(H25)からの削減率		-16.1 %	-27.8 %

【参考：上記目標値を「1日1人あたり排出量に換算した場合】

表 4-3-5 1日1人あたりの排出量（集団回収を含む）の目標

	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 41 年度
	(基準年度)	(中間目標年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	46,885 人
1日1人あたり(古紙含む)	1297.9 g	1235.1 g	1235.0 g
基準年(H25)からの削減量		63 g	63 g
基準年(H25)からの削減率		-4.8 %	-4.8 %

表 4-3-6 1日1人あたりの排出量（集団回収を除く）の目標

	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 41 年度
	(基準年度)	(中間目標年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	46,885 人
1日1人あたり(古紙除く)	1168.1 g	1059.6 g	1059.5 g
基準年(H25)からの削減量		109 g	109 g
基準年(H25)からの削減率		-9.3 %	-9.3 %

2) 再生利用率（リサイクル率）

国は、再生利用率を平成 27 年度で「約 25%」とすることを達成目標としている。
 京都府は、再生利用率を平成 32 年度で「約 18%」とすることを達成目標としてい

表 4-3-3 年間排出量（集団回収を含む）の目標

	平成 25 年度	令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
	(基準年度)	(中間年度)	(中間年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	49,962 人	45,975 人
年間総排出量(古紙含む)	27,894 t	24,565 t	22,491 t	20,695 t
基準年(H25)からの削減量		3,329 t	5,365 t	7,160 t
基準年(H25)からの削減率		-11.9 %	-19.3%	-25.7 %

表 4-3-4 年間排出量（集団回収を除く）の目標

	平成 25 年度	令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
	(基準年度)	(中間年度)	(中間年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	49,962 人	45,975 人
年間総排出量(古紙除く)	25,104 t	21,075 t	19,291 t	17,752 t
基準年(H25)からの削減量		4,030 t	5,775 t	7,314 t
基準年(H25)からの削減率		-16.1 %	-23.0%	-29.2 %

【参考：上記目標値を「1日1人あたり排出量に換算した場合】

表 4-3-5 1日1人あたりの排出量（集団回収を含む）の目標

	平成 25 年度	令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
	(基準年度)	(中間年度)	(中間年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	49,962 人	45,975 人
1日1人あたり(古紙含む)	1297.9 g	1235.1 g	1233.3 g	1233.3 g
基準年(H25)からの削減量		63 g	65 g	65 g
基準年(H25)からの削減率		-4.8 %	-5.0%	-5.0 %

表 4-3-6 1日1人あたりの排出量（集団回収を除く）の目標

	平成 25 年度	令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
	(基準年度)	(中間年度)	(中間年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	49,962 人	45,975 人
1日1人あたり(古紙除く)	1168.1 g	1059.6 g	1057.8 g	1057.8 g
基準年(H25)からの削減量		109 g	110 g	110 g
基準年(H25)からの削減率		-9.3 %	-9.4 %	-9.4 %

2) 再生利用率（リサイクル率）

国は、再生利用率を令和 2 年度で「約 27%」とすることを達成目標としている。
 京都府は、再生利用率を令和 2 年度で「約 18%」とすることを達成目標としている。

る。総合計画においては、再生利用率を平成 36 年度で「27.6%」とすることを達成目標としている。

表 4-3-7 リサイクル率（国、府、総合計画）

	目標年度	削減目標値
国	H27	約 25 %
京都府	H32	約 18 %
総合計画	H36	27.6 %

本計画におけるリサイクル率の目標値は、生ごみ分別、雑がみ分別、集団回収の推進などにより、平成 31 年度までにリサイクル率 27.6%までの向上を目指し、目標年度である平成 41 年度まで維持することとする。なお、近年における資源ごみ（PET ボトル、プラスチック類）は、製品本体の軽量化が行われていることに考慮する。

再生利用率：27.6 %

表 4-3-8 リサイクル目標値

	平成 25 年度 （基準年度）	平成 31 年度 （中間目標年度）	平成 41 年度 （目標年度）
再生利用率 （古紙含む）	16.9 %	27.6 %	27.6 %
再生利用率 （古紙除く）	7.7 %	15.6 %	15.6 %

3）焼却処理量

国、京都府は、焼却処理量の設定はしていない。

本計画では、紙ごみの分別、食品系廃棄物の再利用などにより焼却量の抑制を図るため、直近の平成 25 年度のごみ排出量を基準とし、中間目標年度の平成 31 年度において「23.0%減」、計画目標年度の平成 41 年度において「33.7%減」と段階的に削減するよう設定する。

※なお、焼却量については、第 1 次計画では「乾ベース（ごみ貯留ピットから焼却炉へ投入する量）」で統計がとられていたが、本計画では、国の考え方に沿って「湿ベース（施設への搬入量）」に変更しているため、見た目上は数%「増加」となる。

総合計画においては、再生利用率を令和 6 年度で「27.6%」とすることを達成目標としている。

表 4-3-7 リサイクル率（国、府、総合計画）

	目標年度	削減目標値
国	<u>令和 2</u>	<u>約 27 %</u>
京都府	<u>令和 2</u>	約 18 %
総合計画	<u>令和 6</u>	27.6 %

本計画におけるリサイクル率の目標値は、外部処理向け分別、雑がみ分別、集団回収の推進などにより、令和元年度までにリサイクル率 27.6%までの向上を目指し、目標年度である令和 11 年度まで維持することとする。なお、近年における資源ごみ（PET ボトル、プラスチック類）は、製品本体の軽量化が行われていることに考慮する。

再生利用率：27.6 %

表 4-3-8 リサイクル目標値

	平成 25 年度 （基準年度）	<u>令和元</u> 年度 （中間年度）	<u>令和 6</u> 年度 （中間年度）	<u>令和 11</u> 年度 （目標年度）
再生利用率 （古紙含む）	16.9 %	27.6 %	<u>27.6 %</u>	27.6 %
再生利用率 （古紙除く）	7.7 %	15.6 %	<u>15.6 %</u>	15.6 %

3）焼却処理量

国、京都府は、焼却処理量の設定はしていない。

本計画では、紙ごみの分別、食品ロス削減推進などにより焼却量の抑制を図るため、直近の平成 25 年度のごみ排出量を基準とし、中間目標年度の令和元年度において「23.0%減」、計画目標年度の令和 11 年度において「35.0%減」と段階的に削減するよう設定する。

※なお、焼却量については、第 1 次計画では「乾ベース（ごみ貯留ピットから焼却炉へ投入する量）」で統計がとられていたが、本計画では、国の考え方に沿って「湿ベース（施設への搬入量）」に変更しているため、見た目上は数%「増加」となる。

表 4-3-9 焼却量目標値

	平成 25 年度 (基準年度)	平成 31 年度 (中間目標年度)	平成 41 年度 (目標年度)
焼却処理量	18,808 t	14,491 t	12,469 t
削減率	-	23.0 %減	33.7 %減

4) 最終処分量削減率

国は、最終処分量を平成 19 年度実績に対し平成 27 年度で「約 22%」削減することを達成目標としている。

京都府は、最終処分量を平成 22 年度実績に対し平成 32 年度で「約 23%」削減することを達成目標としている。

表 4-3-10 最終処分量目標値（国、府）

	基準年度	目標年度	削減目標値
国	H19	H27	約 22 %削減
京都府	H22	H32	12 万 t/年→9.2 万 t/年
総合計画	—	—	

本計画では、国・京都府で示されている目標数値を踏まえ、直近の平成 25 年度の最終処分量を基準とし、中間目標年度の平成 31 年度において

「24.1%減」、計画目標年度の平成 41 年度において「34.7%減」と段階的に削減するよう設定する。なお、総合計画における最終処分量の設定はされていない。

表 4-3-11 最終処分量目標値

	平成 25 年度 (基準年度)	平成 31 年度 (中間目標年度)	平成 41 年度 (目標年度)
最終処理量	7,464 t	5,669 t	4,871 t
削減率	-	24.1 %減	34.7 %減

（参考）廃プラスチック類の焼却処理について

平成 17 年 5 月、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年環境省告示第 34 号）が、改正の上、告示された。

この方針は、平成 17 年 2 月に中央環境審議会より「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」につき意見具申されたこと等を受け、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、環境大臣が定める基本方針の一部を改正したもの。

表 4-3-9 焼却量目標値

	平成 25 年度 (基準年度)	令和元年度 (中間年度)	令和 6 年度 (中間年度)	令和 11 年度 (目標年度)
焼却処理量	18,808 t	14,491 t	<u>13,288 t</u>	<u>12,227 t</u>
削減率	-	23.0 %減	<u>29.3%減</u>	<u>35.0%減</u>

4) 最終処分量削減率

国は、最終処分量を平成 24 年度実績に対し令和 2 年度で「約 14%」削減することを達成目標としている。

京都府は、最終処分量を平成 22 年度実績に対し令和 2 年度で「約 23%」削減することを達成目標としている。

表 4-3-10 最終処分量目標値（国、府）

	基準年度	目標年度	削減目標値
国	<u>H24</u>	<u>R2</u>	約 <u>14 %削減</u>
京都府	H22	<u>R2</u>	12 万 t/年→9.2 万 t/年

本計画では、国・京都府で示されている目標数値を踏まえ、直近の平成 25 年度の最終処分量を基準とし、中間目標年度の令和元年度において「24.1%減」、計画目標年度の令和 11 年度において「36.0%減」と段階的に削減するよう設定する。なお、総合計画における最終処分量の設定はされていない。

表 4-3-11 最終処分量目標値

	平成 25 年度 (基準年度)	令和元年度 (中間年度)	令和 6 年度 (中間年度)	令和 11 年度 (目標年度)
最終処理量	7,464 t	5,669 t	<u>5,223 t</u>	<u>4,822t</u>
削減率	-	24.1 %減	<u>30.0%減</u>	<u>35.4 %減</u>

（参考）廃プラスチック類の焼却処理について

平成 17 年 5 月、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年環境省告示第 34 号）が、改正の上、告示された。

この方針は、平成 17 年 2 月に中央環境審議会より「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」につき意見具申されたこと等を受け、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、環境大臣が定める基本方針の一部を改正したもの。

この方針の中で、一般廃棄物の処分の最適な方法の例示として、廃プラスチック類について、まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、なお残るものについては直接埋立を行わず、熱回収を行うことが適当であるとしている。

4. ごみ減量化・再生利用促進施策

ごみの減量化、再資源化は、市民・事業者・行政の３者が一体となって、4R「リフューズ（購入拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」を推進する。

(1)市民の役割

市民の役割としては、自らがごみの排出者であることの自覚を持ち、ごみを発生させない、ごみを出さない工夫を行うことが求められる。

①リフューズ（購入拒否）

- ・買い物袋を持参し、レジ袋を断る。
- ・過剰包装や不要な包装を断る。
- ・弁当などの購入の際には、割り箸・スプーンなどを断る。

②リデュース（発生抑制）

- ・食材の買い過ぎや作りすぎに注意する。
- ・安いからといってむやみに物を買わない。使う物、使う量だけ購入する。
- ・使い捨て商品より長く使えるものを購入する。
- ・コンポストによる生ごみ堆肥化等、適正な自家処理に努める。

③リユース（再使用）

- ・洗って何度も使えるリターナブル容器のものを購入する。
- ・壊れたものではできる限り修理して使う。
- ・古くなった木綿製品などは、家庭で雑巾として再利用する。

④リサイクル（再生利用）

- ・「エコマーク」など環境ラベルのついた商品を購入する。
- ・ごみの分別ルールを守り、資源回収に協力する。

(2)事業者の役割

事業者の役割としては、ごみを発生させない、再生しやすい商品の開発や販売を行い、積極的な資源回収への協力を行うことが求められる。

①リフューズ（購入拒否）

- ・商品の過剰包装を抑制・自粛する。

②リデュース（発生抑制）

- ・製品の長寿命化・省資源化に関する開発を行う。
- ・廃棄物となるべく出ない生産工程、製品等への改善を行い、廃棄物発生量の削減に

この方針の中で、一般廃棄物の処分の最適な方法の例示として、廃プラスチック類について、まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、なお残るものについては直接埋立を行わず、熱回収を行うことが適当であるとしている。

4. ごみ減量化・再生利用促進施策

ごみの減量化、再資源化は、市民・事業者・行政の３者が一体となって、4R「リフューズ（購入拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」を推進する。

(1)市民の役割

市民の役割としては、自らがごみの排出者であることの自覚を持ち、ごみを発生させない、ごみを出さない工夫を行うことが求められる。

①リフューズ（購入拒否）

- ・買い物袋を持参し、レジ袋を断る。
- ・過剰包装や不要な包装を断る。
- ・弁当などの購入の際には、割り箸・スプーンなどを断る。

②リデュース（発生抑制）

- ・食材の買い過ぎや作りすぎに注意する。
- ・安いからといってむやみに物を買わない。使う物、使う量だけ購入する。
- ・使い捨て商品より長く使えるものを購入する。
- ・コンポストによる生ごみ堆肥化等、適正な自家処理に努める。

③リユース（再使用）

- ・洗って何度も使えるリターナブル容器のものを購入する。
- ・壊れたものではできる限り修理して使う。
- ・古くなった木綿製品などは、家庭で雑巾として再利用する。

④リサイクル（再生利用）

- ・「エコマーク」など環境ラベルのついた商品を購入する。
- ・ごみの分別ルールを守り、資源回収に協力する。

(2)事業者の役割

事業者の役割としては、ごみを発生させない、再生しやすい商品の開発や販売を行い、積極的な資源回収への協力を行うことが求められる。

①リフューズ（購入拒否）

- ・商品の過剰包装を抑制・自粛する。

②リデュース（発生抑制）

- ・製品の長寿命化・省資源化に関する開発を行う。
- ・廃棄物となるべく出ない生産工程、製品等への改善を行い、廃棄物発生量の削減に

努める。

- ・コピー用紙の両面使用などを行い、オフィスでの紙ごみの発生量を削減する。

③リユース（再使用）

- ・詰替商品の販売を促進する。

④リサイクル（再生利用）

- ・再生原料使用商品の販売を促進する。
- ・古紙類については、古紙再生資源業者などへの引取りを委託し、資源化に努める。
- ・食品残渣のリサイクルに努める。

（3）行政の役割

行政の役割としては、4Rの推進に向けた行動を率先して行うとともに、市内における循環型社会の形成を推進するために必要な施策の展開、啓発等を行うことが求められる。

- ・コピー用紙の両面使用などを行い、庁舎内での紙ごみの発生量を削減する。
- ・グリーン購入を市が率先して行い、庁舎内でのリサイクル商品の利用を推進する。
- ・市広報誌やホームページを活用した定期的な情報発信や、職員まちづくり講座や処分場見学会などの様々な機会を活用した環境教育活動を積極的に推進し、市民、事業者に対して量・質共に訴求力のある4R啓発事業を展開する。
- ・多量排出事業者の把握に努めるとともに、事業者に対する排出抑制・資源化等に関する指導を行う。
- ・集団回収等、地域の取組みに対する助成を必要に応じて行う。
- ・効率的なごみ処理システムの構築を図るための施策の検討を行う。
- ・その他リサイクルの推進、廃棄物の排出抑制策につなげる施策の検討を行う。

（4）市民・事業者・行政の協働取組

市民・事業者・行政の3者が一体となって、4Rを推進する。

- ・市民、事業者、行政のそれぞれが行う4R推進のための取組みに3者それぞれが協力しあう。
- ・4R推進に向けた情報共有や意見交換などが出来る環境づくりを進める。

（5）各種リサイクル関係法令の適用

①資源有効利用促進法

平成13年4月1日から本法に基づき、事業系パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む。）については製造事業者と輸入販売事業者に対して自主回収と再資源化が義務付けられている。

また、家庭系パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む。）についても、平成15年10月から製造事業者と輸入販売事業者に対して自主回収と再資源化が義務付けられた。

努める。

- ・コピー用紙の両面使用などを行い、オフィスでの紙ごみの発生量を削減する。

③リユース（再使用）

- ・詰替商品の販売を促進する。

④リサイクル（再生利用）

- ・再生原料使用商品の販売を促進する。
- ・古紙類については、古紙再生資源業者などへの引取りを委託し、資源化に努める。
- ・食品残渣のリサイクルに努める。

（3）行政の役割

行政の役割としては、4Rの推進に向けた行動を率先して行うとともに、市内における循環型社会の形成を推進するために必要な施策の展開、啓発等を行うことが求められる。

- ・コピー用紙の両面使用などを行い、庁舎内での紙ごみの発生量を削減する。
- ・グリーン購入を市が率先して行い、庁舎内でのリサイクル商品の利用を推進する。
- ・市広報誌やホームページを活用した定期的な情報発信や、職員まちづくり講座や処分場見学会などの様々な機会を活用した環境教育活動を積極的に推進し、市民、事業者に対して量・質共に訴求力のある4R啓発事業を展開する。
- ・多量排出事業者の把握に努めるとともに、事業者に対する排出抑制・資源化等に関する指導を行う。
- ・集団回収等、地域の取組みに対する助成を必要に応じて行う。
- ・効率的なごみ処理システムの構築を図るための施策の検討を行う。
- ・その他リサイクルの推進、廃棄物の排出抑制策につなげる施策の検討を行う。

（4）市民・事業者・行政の協働取組

市民・事業者・行政の3者が一体となって、4Rを推進する。

- ・市民、事業者、行政のそれぞれが行う4R推進のための取組みに3者それぞれが協力しあう。
- ・4R推進に向けた情報共有や意見交換などが出来る環境づくりを進める。

（5）各種リサイクル関係法令の適用

①資源有効利用促進法

平成13年4月1日から本法に基づき、事業系パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む。）については製造事業者と輸入販売事業者に対して自主回収と再資源化が義務付けられている。

また、家庭系パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む。）についても、平成15年10月から製造事業者と輸入販売事業者に対して自主回収と再資源化が義務付けられた。

小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）については電池の製造事業者と輸入販売事業者や、電池使用機器の製造事業者と輸入販売事業者に対して、自主回収と再資源化が義務付けられている。

本市では、小型家電リサイクル法の施行に伴い、表 4-4-1 のとおり、パソコンについては、小型家電回数ボックスによる回収、パソコン各メーカーによる回収を利用、またはパソコン3R 推進センターの回収を利用することとする。

小型二次電池については、排出者自身が製造事業者、輸入・販売事業者等による自主回収を利用することとし、市は市民等に対しパソコンリサイクルの仕組み、小型二次電池回収箱の設置箇所、排出方法などの広報啓発活動を行うこととする。

表 4-4-1 パソコン及び小型二次電池の排出方法

品名	排出方法
パソコン	・パソコン各メーカーの回収または、パソコン3R推進センターの回収を利用する。 ・市の小型家電回収ボックスを利用する。
小型二次乾電池	・小型二次電池の回収箱（リサイクルBOX）による回収を利用する。

②容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

本市では、廃棄物処理法に規定された容器包装廃棄物に対して、京丹後市分別収集計画を策定し、計画的に容器包装廃棄物の分別収集を行っている。京丹後市分別収集計画の見直しは3年ごとに行うこととする。

引き続き同計画に従い、計画的な容器包装廃棄物の分別収集を行っていくこととするが、さらに紙箱や包装紙などの「その他の紙製容器包装」を含め、容器包装の分別収集の拡大について検討していくこととする。

③家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

家電リサイクル法では、家電リサイクル法対象品（エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、小売業者による引取りと製造業者など（製造業者、輸入業者）による再商品化など（リサイクル）が義務付けられている。また、消費者（排出者）は、家電リサイクル法対象品を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどが定められている。

本市では、家電リサイクル法対象品の排出時には、排出者自身が家電販売店などに引取りを依頼することとする。

④食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品リサイクル法では、食品の製造・加工業者、食品の卸売・小売業者、飲食店など

小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）については電池の製造事業者と輸入販売事業者や、電池使用機器の製造事業者と輸入販売事業者に対して、自主回収と再資源化が義務付けられている。

本市では、小型家電リサイクル法の施行に伴い、表 4-4-1 のとおり、パソコンについては、小型家電回収ボックスによる回収、パソコン各メーカーによる回収を利用、またはパソコン3R 推進センターの回収を利用することとする。

小型二次電池については、排出者自身が製造事業者、輸入・販売事業者等による自主回収を利用することとし、市は市民等に対しパソコンリサイクルの仕組み、小型二次電池回収箱の設置箇所、排出方法などの広報啓発活動を行うこととする。

表 4-4-1 パソコン及び小型二次電池の排出方法

品名	排出方法
パソコン	・パソコン各メーカーの回収または、パソコン3R推進センターの回収を利用する。 ・市の小型家電回収ボックスを利用する。
小型二次乾電池	・小型二次電池の回収箱（リサイクルBOX）による回収を利用する。

②容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

本市では、廃棄物処理法に規定された容器包装廃棄物に対して、京丹後市分別収集計画を策定し、計画的に容器包装廃棄物の分別収集を行っている。

引き続き同計画に従い、計画的な容器包装廃棄物の分別収集を行っていくこととするが、さらに紙箱や包装紙などの「その他の紙製容器包装」を含め、容器包装の分別収集の拡大について検討していくこととする。

③家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

家電リサイクル法では、家電リサイクル法対象品（エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、小売業者による引取りと製造業者など（製造業者、輸入業者）による再商品化など（リサイクル）が義務付けられている。また、消費者（排出者）は、家電リサイクル法対象品を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどが定められている。

本市では、家電リサイクル法対象品の排出時には、排出者自身が家電販売店などに引取りを依頼することとする。

④食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品リサイクル法では、食品の製造・加工業者、食品の卸売・小売業者、飲食店など

で発生する食品廃棄物について、事業者による発生抑制・減量化・再生利用などを促進することが示されている。

本市では、事業系食品残渣の排出状況の把握に努め、事業者に対する情報の提供を行うとともに、京丹後市エコエネルギーセンター等を活用した事業系食品残渣の再生利用を促進していく。

⑤建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

建設リサイクル法では、一定規模以上の建設工事について、分別解体や再資源化などを行うことを義務付けている。

本市では、分別解体や再資源化が推進されるよう、事業者に対する情報の提供、啓発を行うこととする。

⑥自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車リサイクル法では、使用済自動車（廃車）から出る有用資源をリサイクルして、環境問題への対応を図るために、自動車メーカーがリサイクルの責任を果たすこととなっている。また、自動車所有者は、使用済自動車を引取り業者に引渡し、リサイクル料金を支払うことなどが定められている。

また、二輪車については、国内メーカー4社と輸入業者12社による「二輪車リサイクルシステム」が自主的に取り組まれており、二輪車所有者は、使用済みとなった二輪車を引取り業者に引渡し、リサイクル料金を負担するシステムとなっている。

本市では、使用済自動車及び使用済自動二輪車の排出時には、排出者自身が引取り業者に引取りを依頼することとする。

⑦小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

本市では、平成25年11月～翌年2月実施の「環境省・実証事業」を契機に平成26年3月以降、市各庁舎、図書館・地域公民館、廃棄物処理施設に小型家電回収ボックスを設置し、拠点回収を行っている。当初の目標量を上回るペースで回収ができていることから、当面、この回収方法を継続することとするが、回収量の推移を検証しつつ、必要に応じて回収方法の見直しも検討することとする。

(6)減量化・再生利用促進施策

①4Rのうち“3つのR”の推進によるごみの発生量の削減

本計画では、「再生利用率の向上」を目標値達成の“柱”として掲げているが、環境負荷の低減には、ごみの発生量そのものを削減することが必要である。

そのためには、市民及び事業者が、日々の生活や事業活動の中で、4Rのうち、まずは“ごみを手に入れない・発生させない”ための3つのR「リフューズ（購入拒否）」、「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」を実践していくことが最も重要となる。市民や事業者が、活動時において常に“排出者としての自覚”と“3つのR実践の

で発生する食品廃棄物について、事業者による発生抑制・減量化・再生利用などを促進することが示されている。

本市では、事業系食品残渣の排出状況の把握に努め、事業者に対する情報の提供を行うとともに事業系食品残渣の削減及び再生利用を促進していく。

⑤建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

建設リサイクル法では、一定規模以上の建設工事について、分別解体や再資源化などを行うことを義務付けている。

本市では、分別解体や再資源化が推進されるよう、事業者に対する情報の提供、啓発を行うこととする。

⑥自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車リサイクル法では、使用済自動車（廃車）から出る有用資源をリサイクルして、環境問題への対応を図るために、自動車メーカーがリサイクルの責任を果たすこととなっている。また、自動車所有者は、使用済自動車を引取り業者に引渡し、リサイクル料金を支払うことなどが定められている。

また、二輪車については、国内メーカー4社と輸入業者12社による「二輪車リサイクルシステム」が自主的に取り組まれており、二輪車所有者は、使用済みとなった二輪車を引取り業者に引渡し、リサイクル料金を負担するシステムとなっている。

本市では、使用済自動車及び使用済自動二輪車の排出時には、排出者自身が引取り業者に引取りを依頼することとする。

⑦小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

本市では、平成25年11月～翌年2月実施の「環境省・実証事業」を契機に平成26年3月以降、市各庁舎、図書館・地域公民館、廃棄物処理施設に小型家電回収ボックスを設置し、拠点回収を行っている。

分別の意識付けとなる一方で、各種のリサイクル費用が一般化する中で新たな課題も生じつつあり、無料回収及び拠点回収のあり方を見直す必要性が生じている。

計画中期では、小型家電の無料回収及び拠点回収について回収形態を再検討する。

(6)減量化・再生利用促進施策

①4Rのうち“3つのR”の推進によるごみの発生量の削減

本計画では、「再生利用率の向上」を目標値達成の“柱”として掲げているが、環境負荷の低減には、ごみの発生量そのものを削減することが必要である。

そのためには、市民及び事業者が、日々の生活や事業活動の中で、4Rのうち、まずは“ごみを手に入れない・発生させない”ための3つのR「リフューズ（購入拒否）」、「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」を実践していくことが最も重要となる。市民や事業者が、活動時において常に“排出者としての自覚”と“3つのR実践の

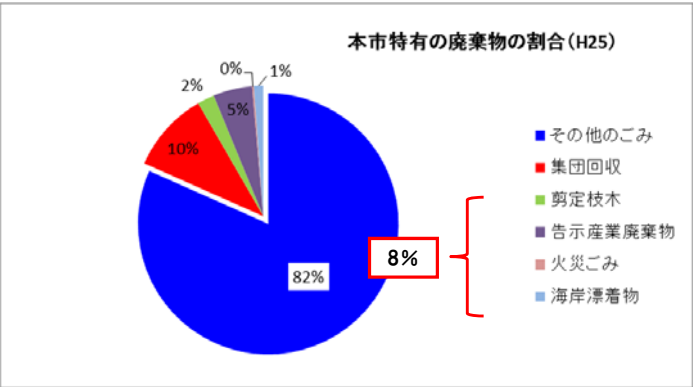
意識”を持続けることができるよう、行政は繰り返し啓発等を行なうこととする。



1) ごみ発生量削減の検証
3つのR「リフューズ」、「リデュース」、「リユース」実践の広報強化によるごみ排出量削減の効果については毎年検証を行うこととするが、その方法については、次の点に留意しつつ行うこととする。

2) 検証上の留意点
本市の場合、他の自治体に比べ、図4-4-1にあるとおり、「剪定枝木」、「告示産廃」、「火災等解体ごみ」、「海岸漂着物」といった、事業系の廃棄物まで広く受入処理を行っていることから、統計上、排出量（処理量）全体が押し上げられるという実態がある。これらのごみは、市民一人一人の発生抑制努力の及ぶものではないことから、検証を行うにあたっては、これらのごみを除いたうえで人口で案分し、「市民1人・1日あたりの排出量」として検証を行うこととする。

図4-4-1 本市特有の受け入れ処理廃棄物



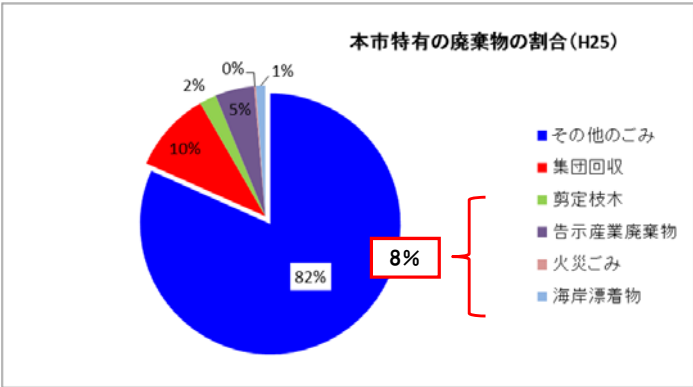
意識”を持続けることができるよう、行政は繰り返し啓発等を行なうこととする。



1) ごみ発生量削減の検証
3つのR「リフューズ」、「リデュース」、「リユース」実践の広報強化によるごみ排出量削減の効果については毎年検証を行うこととするが、その方法については、次の点に留意しつつ行うこととする。

2) 検証上の留意点
本市の場合、他の自治体に比べ、図4-4-1にあるとおり、「剪定枝木」、「告示産廃」、「火災等解体ごみ」、「海岸漂着物」といった、事業系の廃棄物まで広く受入処理を行っていることから、統計上、排出量（処理量）全体が押し上げられるという実態がある。これらのごみは、市民一人一人の発生抑制努力の及ぶものではないことから、検証を行うにあたっては、これらのごみを除いたうえで人口で案分し、「市民1人・1日あたりの排出量」として検証を行うこととする。

図4-4-1 本市特有の受け入れ処理廃棄物



3) 取組効果の目安

前述3-(5)-1)で掲げたごみ排出量(減量化率)目標値とは別に、当面の間「1人1日あたり1,000g」を「目安」として置き、ごみ排出量削減に取り組むこととする。

ごみ排出量削減状況を検証するうえでの「目安」
1人1日あたり 1,000グラム

②分別の徹底

現在の資源ごみの分別方法は、合併前の平成14年4月から実施しており12年間が経過する中で、市域全体として分別は定着しているものと考えられるが、頻繁に転入がある地域もあることから、地域の実情に合わせて引き続き分別方法等の広報が必要と考えられる。

また、不燃ごみについては、収集物の中に空きカン・空きビンなど再資源化可能なものの混入が見受けられるため、適正分別に向けた広報啓発を継続的に行う必要がある。

③分別収集品目の見直し

峰山クリーンセンターにおける平成25年度の可燃ごみのごみ組成分析によると、約49.0%が「紙・布類」であり、約11.7%が「厨芥類」となっている。これらは、資源化可能なごみであることから、雑がみ及び生ごみの分別処理を拡大していくことで、焼却量の抑制、最終処分量の削減を図る。

また、硬質プラスチックは直接埋立を行っているが、リサイクルの向上と最終処分量の削減を目的として、収集品目の見直しを行う。

表 4-4-2 ごみ組成分析

	測定年月日	ごみの種類・組成					
		紙・布類	紙、ビニール、ゴム、皮革類	木、竹、わら類	厨芥類	不燃物類	その他
	単位	%	%	%	%	%	%
平成25年度	H25.6.6	23.5	10.1	54.9	8.0	0.0	3.5
	H25.9.6	59.7	14.8	17.8	6.7	0.0	1.0
	H25.12.25	56.9	16.2	6.0	17.8	1.6	1.5
	H26.3.7	56.0	14.8	7.5	14.4	4.3	3.1
総平均値		49.0	14.0	21.5	11.7	1.5	2.3

3) 取組効果の目安

前述3-(5)-1)で掲げたごみ排出量(減量化率)目標値とは別に、当面の間「1人1日あたり1,000g」を「目安」として置き、ごみ排出量削減に取り組むこととする。

ごみ排出量削減状況を検証するうえでの「目安」
1人1日あたり 1,000グラム

②分別の徹底

現在の資源ごみの分別方法は、合併前の平成14年4月から実施しており12年間が経過する中で、市域全体として分別は定着しているものと考えられるが、頻繁に転入がある地域もあることから、地域の実情に合わせて引き続き分別方法等の広報が必要と考えられる。

また、不燃ごみについては、収集物の中に空きカン・空きビンなど再資源化可能なものの混入が見受けられるため、適正分別に向けた広報啓発を継続的に行う必要がある。

③分別収集品目の見直し

峰山クリーンセンターにおける平成26年度から30年度までの可燃ごみのごみ組成分析によると、約47.2%が「紙・布類」となっている。これらは、資源化・発生抑制可能なごみであることから、雑がみ等の分別行動を拡大していくことで、焼却量の抑制、最終処分量の削減を図る。

また、リサイクルの向上と最終処分量の削減を目的として、継続して収集品目の見直しを行う。

表 4-4-2 ごみ組成分析

	ごみの種類・組成					
	紙・布類	紙、ビニール、ゴム、皮革類	木、竹、わら類	厨芥類	不燃物類	その他
H26-30						
総平均値	47.2	20.1	21.5	7.2	0.4	1.8

④その他の資源化施策

本計画における再生利用率目標「27.6%」は、計画対象期間の最初の5年間で達成を目指すこととしているが、それ以後も、主に次の点を中心施策として想定し、不断の取り組みを推進していくこととする。

- 1) 硬質廃プラスチック類の資源化に向けた外部持ち出し処理
- 2) なべ、やかん等小型の金属類の分別収集
- 3) 古着類の資源化に向けた分別排出の検討
- 4) 下水道及びし尿汚泥の資源化に向けた研究

5. 分別排出計画

(1)家庭系一般廃棄物

現在、家庭系ごみについては、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」の4種に分別し収集を行っている。このうち、「資源ごみ」については、「空きカン」、「空きビン（無色・茶色・その他色）」、「ペットボトル」、「その他プラスチック容器包装類」の分別収集を行っている。

一方、施設への直接搬入を行う場合は、前述の分別収集区分に加えて、「可燃性粗大ごみ」、「不燃性粗大ごみ」、「発泡スチロール（大量に排出する場合のみ）」の分別を行うこととしている。

今後は、再資源化率の向上と最終処分量の削減を目的に、特に以下の項目について積極的に取り組むこととする。

- ・生ごみの分別
- ・雑がみの分別（例：菓子箱、ティッシュ箱、包装紙など）
- ・容器包装を除くプラスチック類の分別及び処理の検討（例：バケツ、収納用ボックスなど）
- ・小型廃家電の分別（例：携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、ゲーム機など）
- ・金属類の分別（例：なべ、やかん、フライパンなど）

(2)事業系一般廃棄物

事業系ごみは、排出者が市の処理施設に排出しようとする際は、家庭系一般廃棄物の分別区分に準じて、事業者自ら運搬することとする。ただし、市の許可を得た一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）に委託することができる。（※①）

また、食品の卸売・小売業者、飲食店などから発生する生ごみで、メタン発酵処理が可能な食品廃棄物については、京丹後市エコエネルギーセンターでの資源化に努める。

市は、事業系ごみの排出実態の把握に努め、多量排出事業者に対する減量化指導を推進していくこととする。

④その他の資源化施策

本計画における再生利用率目標「27.6%」は、計画対象期間の前期で達成を目指すこととしているが、それ以後も、主に次の点を中心施策として想定し、不断の取り組みを推進していくこととする。

- 1) 硬質廃プラスチック類、金属類、家電類の資源化目的の分別搬出処理
- 2) なべ、やかん等小型の金属類の分別収集
- 3) 古着类等繊維系の資源化に向けた分別排出の検討
- 4) 下水道及びし尿汚泥の資源化に向けた研究

5. 分別排出計画

(1)家庭系一般廃棄物

現在、家庭系ごみについては、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」の4種に分別し収集を行っている。このうち、「資源ごみ」については、「空きカン」、「空きビン（無色・茶色・その他色）」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装類」の分別収集を行っている。

一方、施設への直接搬入を行う場合は、前述の分別収集区分に加えて、「可燃性粗大ごみ」、「不燃性粗大ごみ」、「発泡スチロール（大量に排出する場合のみ）」の分別を行うこととしている。

今後は、再資源化率の向上と最終処分量の削減を目的に、特に以下の項目について積極的に取り組むこととする。

- ・雑がみの分別（例：菓子箱、ティッシュ箱、包装紙など）
- ・容器包装を除くプラスチック類の分別及び処理の検討（例：バケツ、収納用ボックスなど）
- ・小型廃家電の分別（例：携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、ゲーム機など）
- ・金属類の分別（例：なべ、やかん、フライパンなど）
- ・処理方法と並行した分別処理の検討（例：剪定枝、紙おむつ、エアゾール製品など）

(2)事業系一般廃棄物

事業系ごみは、排出者が市の処理施設に排出しようとする際は、家庭系一般廃棄物の分別区分に準じて、事業者自ら運搬することとする。ただし、市の許可を得た一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）に委託することができる。（POQ ※（1）②）

市は、事業系ごみの排出実態の把握に努め、多量排出事業者に対する減量化指導を推進していくこととする。

※①一般廃棄物収集運搬業の許可（法第7条第4項）について

市域における一般廃棄物の排出量は年々減少傾向にあり、本許可業者による持込み量も大きな増加は見受けられないことから、現行の業者数で十分充足していると考えられる。

一般廃棄物処理業は本来自由競争にさらされる性質の業務でないことに鑑み、また過当な競争による一般廃棄物の不適切な処理を防ぐことを目的に、一般廃棄物の収集運搬業については、特段の事由が認められない限り、当面の間は、原則、新規許可は行わない。

ただし、国の通知「建築物の解体時における残置物の取扱いについて」（平成26年2月3日付環産発第1402031号）に基づき、建築物の解体時に該当建築物の所有者等が残置した廃棄物の運搬を行う場合に限り引き続き一般廃棄物収集運搬業許可を行うものとする。

(3) 告示産業廃棄物（一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物）

本市では、条例により、「一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理する」として、産業廃棄物である家屋等の解体ごみ等についても、「告示産業廃棄物」として受け入れ処理を行ってきた。

しかしながら、近年、これらのごみが急増し、一般廃棄物の処理及び処理施設の機能に支障を生じてきたことから、平成26年6月末をもって受け入れを中止した。

ただし、災害ごみ、海岸漂着ごみ等については、引き続き告示産業廃棄物として受け入れることとする。

(4) 医療廃棄物及び適正処理困難物

① 医療廃棄物

近年、在宅医療行為の増加に伴い、これまでの医療機関等からのみでなく、一般家庭からも点滴バッグや注射器等の医療廃棄物が排出される状況にある。このため、収集運搬、処理処分に従事する作業員への危険性が懸念されることから、注射針や感染性を有するおそれのある廃棄物については、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ちこみ処理することとする。

一方、病院・診療所等から発生する感染性廃棄物については、専門の許可業者による収集運搬、処理処分を行うこととする。

② 適正処理困難物

廃棄物処理法に基づき環境大臣が指定した適正処理困難物（廃タイヤ、テレビ、冷蔵庫）については、本市の処理施設では受入れを行わないものとする。その他、本市における適正処理困難物として表 4-5-1 に示す品目については、市による収集運搬、

(3) 告示産業廃棄物（一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物）

本市では、条例により、「一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理する」として、産業廃棄物である家屋等の解体ごみ等についても、「告示産業廃棄物」として受け入れ処理を行ってきた。

平成26年6月、家屋等の解体に伴うごみや畳等においては、告示産業廃棄物の指定から外れ、「告示産業廃棄物」は令和2年度3月現在で災害ごみと海岸漂着ごみのみであり、当該廃棄物以外は本市一般廃棄物処理施設において受け入れない。

(4) 医療廃棄物及び適正処理困難物

① 医療廃棄物

近年、在宅医療行為の増加に伴い、これまでの医療機関等からのみでなく、一般家庭からも点滴バッグや注射器等の医療廃棄物が排出される状況にある。このため、収集運搬、処理処分に従事する作業員への危険性が懸念されることから、注射針や感染性を有するおそれのある廃棄物については、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ちこみ処理することとする。

一方、病院・診療所等から発生する感染性廃棄物については、専門の許可業者による収集運搬、処理処分を行うこととする。

② 適正処理困難物

廃棄物処理法に基づき環境大臣が指定した適正処理困難物（廃タイヤ、テレビ、冷蔵庫）については、本市の処理施設では受入れを行わないものとする。その他、本市における適正処理困難物として表 4-5-1 に示す品目については、市による収集運搬、処理処分を行わず、販売店、購入店、専門業者での引取りを依頼することとする。

表 4-5-1 適正処理困難物

区分	品目
各種リサイクル法対象品目	ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
	パソコン（小型電子機器としてのみ受入れ）
	自動車（部品含む）
	オートバイ（部品含む）
危険物（引火性）	廃油、その他引火性の溶剤など
危険物（爆発性）	ガスボンベ（カセットボンベを除く）、消火器
危険物（有害性）	医療廃棄物、毒薬、劇薬（農薬、肥料を含む）
その他処理困難物	廃タイヤ（ホイール含む）、大型農業用機械（部品含む）、バッテリー、ピアノ（電子ピアノを除く）、耐火金庫、ボイラ等の給湯器、廃船、太陽熱温水器、ソーラーパネル

処理処分を行わず、販売店、購入店、専門業者での引取りを依頼することとする。

表 4-5-1 適正処理困難物

区分	品目
各種リサイクル法対象品目	ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
	パソコン（小型電子機器としてのみ受入れ）
	自動車（部品含む）
	オートバイ（部品含む）
危険物（引火性）	廃油、その他引火性の溶剤など
危険物（爆発性）	ガスボンベ（カセットボンベを除く）、消火器
危険物（有害性）	医療廃棄物、毒薬、劇薬（農薬、肥料を含む）
その他処理困難物	廃タイヤ（ホイール含む）、大型農業用機械（部品含む）、バッテリー、ピアノ（電子ピアノを除く）、耐火金庫、ボイラ等の給湯器、廃船、太陽熱温水器、ソーラーパネル

6. ごみ処理計画・施設計画

(1) 収集・運搬計画

収集・運搬については、以前、旧町ごとに収集回数が異なっていたが、平成 22 年度から全市域統一し収集を行っている。今後も環境・衛生面に配慮しつつ、効率的な収集運搬に努める。

また、事業系ごみは、排出者自らが運搬処理を行うこととする。

(2) 中間処理計画

① 中間処理に関する目標

中間処理については、峰山クリーンセンターでの焼却処理及びリサイクルプラザでの資源化処理が行われている。今後も、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、搬入されたごみについては適正処理を行うこととする。

同施設の使用期間については、施設周辺地区の合意が得られたことから、平成 29 年度から 15 年間延長し、平成 43 年度までとする。これに伴い、長寿命化に向けた基幹的設備改良工事を予定することとし、想定されるスケジュールを表 4-6-1 に示す。

また、通常、ごみ処理施設の整備は調査・計画段階を含めて5箇年以上必要と考えられることから、平成 44 年度以降の時期施設の整備についても、計画的に検討していくことが求められる。想定される整備スケジュールを表 4-6-2 に示す。

6. ごみ処理計画・施設計画

(1) 処理計画

① 収集・運搬（委託）

委託による収集・運搬については、平成 22 年度から全市域統一し収集を行っている。今後も公衆衛生の向上、生活環境の保全及び高齢者等ごみ出し困難者の状況に配慮しつつ、市の統括処理責任に基づき効率的かつ適正な収集運搬に努める。

また、事業系ごみは排出者自らが運搬処理を行うこととし、これにより難しいときは法第 7 条第 1 項に基づく許可業者（※（１）②）に委託することができるものとする。

② 収集又は運搬業（※法第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業許可）

市域における一般廃棄物の排出量は年々減少傾向にあり、本許可業者による持込み量も大きな増加は見受けられないことから、現行の業者数で充足していると考えられる。

適正処理を根幹とする一般廃棄物処理業の本来目的に鑑み、また競争性や経済性を重要視することによる一般廃棄物の不適切な処理を防ぐことを目的に、一般廃棄物の収集運搬業については、特任事由が認められない限り、原則新規許可は行わない。

ただし、建築物の解体時に該当建築物の占有者等が残置し、かつ占有者による適切な処理が行われない廃棄物等の運搬を行う場合に限り、国の通知「建築物の解体時における残置物の取扱いについて」（平成 26 年 2 月 3 日付環廃産発第 1402031 号）に基づき、一般廃棄物収集運搬業許可を行うものとする。

③ 処分業

一般廃棄物処分業については、専ら再生利用目的の一般廃棄物のみの処分業を除き、一般廃棄物における市の処理責任を前提として、必要適切または処理困難性に基づく措置とするものとする。

その他許可基準等は法第 7 条第 5 項並びに第 10 項に基づくものとし、一般廃棄物の適正処理を目的に、本市一般廃棄物処理体制に適合していると認めるときでなければ、原則新規許可は行わない。

(2) 中間処理計画

① 中間処理に関する目標

中間処理については、峰山クリーンセンターでの焼却処理及びリサイクルプラザでの資源化処理が行われている。今後も、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、搬入されたごみについては適正処理を行うこととする。

同施設の使用期間については、施設周辺地区の合意が得られたことから、平成 29 年度から 15 年間延長し、令和 13 年度までとする。

ごみ処理施設の整備は調査・計画段階を含めて5箇年以上必要と考えられることから、令和 14 年度以降の時期施設の整備についても、計画的に検討していくことが求められる。想定される整備スケジュールを表 4-6-1に示す。

表 4-6-1 峰山クリーンセンター基幹的設備改良工事の予定（案）

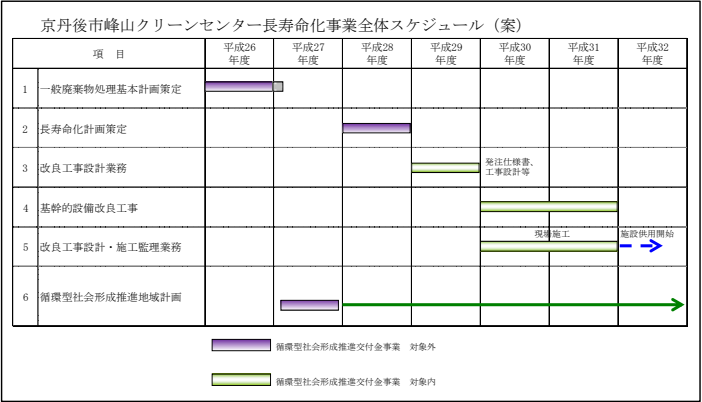


表 4-6-2 次期焼却施設整備の想定されるスケジュール

	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
基本構想									
施設基本計画・測量・地質調査									
環境影響調査									
基本設計									
実施設計・許認可申請									
整備工事									供用開始

②中間処理の方法

可燃ごみ（可燃性粗大ごみ含む）は、ごみ処理施設（峰山クリーンセンター）にて焼却処理を行い、資源ごみは、リサイクルプラザにて選別・圧縮処理などを行う。

メタン発酵処理が可能な食品廃棄物については、京丹後市エコエネルギーセンターでの資源化に努める。

(3)最終処分計画

①最終処分に関する目標

直接埋立の見直しおよび既に埋めたてられている廃棄物の再処理など施設の延命化に向けた最終処分量の削減を推進するとともに、次期施設の計画的な整備についても検討していく。

表 4-6-1 峰山クリーンセンター基幹的設備改良工事の予定（案）

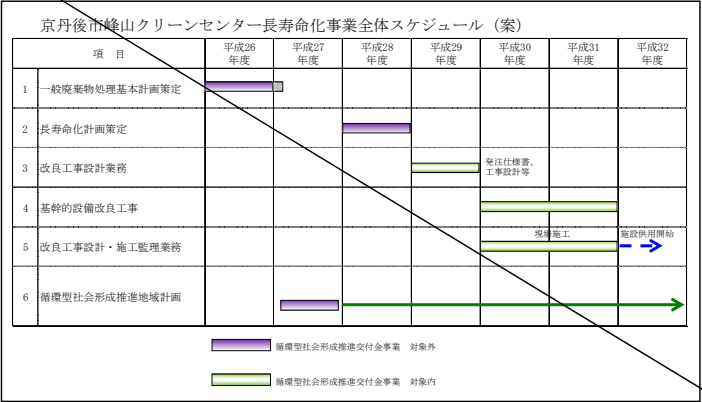


表 4-6-1 次期焼却施設整備の想定されるスケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
①基本構想									
②施設基本計画・測量・地質調査									
③環境影響調査									
④基本設計									
⑤実施設計・許認可申請									
⑥整備工事									供用開始

②中間処理の方法

可燃ごみ（可燃性粗大ごみ含む）は、ごみ処理施設（峰山クリーンセンター）にて焼却処理を行い、資源ごみは、リサイクルプラザにて選別・圧縮処理などを行う。

(3)最終処分計画

①最終処分に関する目標

直接埋立の見直しおよび処分済み廃棄物の再処理など施設の延命化に向けた最終処分量の削減を推進するとともに、既存施設の各終末期に向けた管理及び場内整理、次期施設の計画的な整備を進めていく。

②最終処分の方法

現在、峰山・大宮・網野・久美浜の4箇所に最終処分場を有している。平成25年度の最終処分量のうち約58.5%（重量ベース）が不燃ごみの直接埋立となっている。そのことから不燃ごみの直接埋立方法の見直しを検討していく。

表 4-6-3 最終処分量の内訳

最終処分量	不燃ごみ直接埋立量	焼却残渣
7,465 t	4,366 t (58.5%)	3,099 t (41.5%)

③開設曜日、開設日数の変更

ごみ処理事業の効率化と利用機会の不均衡是正を目的に、平成26年4月から、これまで施設ごとに異なっていた開設日の変更を行った。

見直しポイント

④次期施設の整備計画

既存4か所の最終処分場の埋立進捗状況について、平成25年7月に簡易測量を行ったところ、埋立容量の44%～65%が埋立済みという結果（表4-6-4）であった。これにより、仮に現行の埋立状況のまま推移した場合、いずれの施設も埋立終了予定年限より3～11年間（平成31年度～41年度まで）の延長活用が見込めることになる。

しかしながら、際限なく発生が予想される海岸漂着ごみ、あるいは近年、突発的に発生する豪雨や巨大化した台風などによる不測の大量発生ごみも懸念されることから、早期に次期施設の整備も検討していく必要がある。仮に、次期施設を平成35年度に供用開始するとした場合の、通常考えられる最終処分場の施設整備スケジュール（案）を表4-6-5に示す。

表 4-6-4 最終処分場簡易測量結果（平成25年7月実施）

現行の各最終処分場の予定使用年限と残余年数				
	峰山最終処分場	大宮最終処分場	網野最終処分場	久美浜最終処分場
①使用開始年度	平成13年度	昭和57年度	平成14年度	平成17年度
②使用予定年限	平成27年度 (15年間)	平成34年度 (41年間)	平成28年度 (15年間)	平成26年度 (10年間)
③埋立容量(m³)	43,000 m³	86,300 m³	75,000 m³	24,800 m³
④既埋立率(%) (簡易測量の結果)	56 %	65 %	64 %	44 %
⑤埋立残余年数	平成25年度を含めて あと10年間使用可能 (平成34年度まで)	平成25年度を含めて あと17年間使用可能 (平成41年度まで)	平成25年度を含めて あと6年間使用可能 (平成31年度まで)	平成25年度を含めて あと13年間使用可能 (平成37年度まで)

※⑤「埋立残余年数」は、供用開始～H24年度までの埋立実績(m³)を、使用年数で除して「1年あたり埋立量」を出し算出した。

②最終処分の方法

現在、峰山・大宮・網野・久美浜の4箇所に最終処分場を有している。本計画前期以降、排出者による場内での分別、分別品目における資源化利用のための外部処理等を進め、また、今後は焼却残さの配分調整を見直すなど、継続して不燃ごみの直接埋立方法の最適化を検討していく。

③開設日、持込可能日

平成26年4月から、これまで施設ごとに異なっていた開設日の変更を行った。
施設ごとの開設日については、現行体制を維持するものとし、施設数の減少等処理体制の変化に応じて変更を行うものとする。

一般廃棄物を市の処理施設に直接排出しようとする際は、市が定める施設開設日・開設時間内に行うものとし、家庭系・事業系それぞれの排出ルールに従い排出者自らが運搬し持ち込むものとします。

④次期施設の整備計画

既存4か所の最終処分場の埋立進捗状況について、令和元年10月の簡易測量の結果は、埋立容量の65%～91%が埋立済みという結果（表4-6-2）であった。

表 4-6-2 最終処分場簡易測量結果（令和元年10月実施）

各最終処分場の予定使用年限と残余年数					(R1.10月現在)
	峰山最終処分場	大宮最終処分場	網野最終処分場	久美浜最終処分場	
①使用開始年度	平成13年度	昭和57年度	平成14年度	平成17年度	
②使用予定年限	令和4年度 (22年間)	令和元年度 (39年間)	令和2年度 (19年間)	令和6年度 (20年間)	
③埋立容量(m³)	43,000 m³	86,300 m³	75,000 m³	24,800 m³	
④既埋立率(%) (簡易測量の結果)	H30	77%	72%	88%	63%
	R1	81%	73%	91%	65%
⑤埋立残余年数	令和5年度まで	令和15年度	令和3年度	令和9年度まで	

※⑤「埋立残余年数」は、供用開始～H30年度までの埋立実績(m³)を、使用年数で除して「1年あたり埋立量」を算出し推計。

全最終処分場の現状を鑑みて、継続的な施設整備及び維持管理計画を進めていく必要がある。（令和2年3月現在）

令和2年3月現在における新最終処分場の施設整備スケジュールを表4-6-3に示す。また、網野最終処分場にあつては、次期施設の整備進捗にあわせた運用を行うものとする。

表 4-6-5 H35 年度供用開始の場合の施設整備スケジュール（案）

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
①基本構想									
②施設基本計画・測量・地質調査									
③環境影響調査									
④基本設計									
⑤実施設計・許認可申請									
⑥整備工事									供用開始

7. その他の方針

(1) 廃棄物減量等推進審議会

本市の廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議するものであり、市民、事業者、識見を有する者その他適当と認める者のうちから委員を委嘱するものである。

ごみ減量化などの施策の実施については、市民生活に密接な関係があり、また市民、事業者の協力なくして施策を推進することは困難である。

したがって、今後もごみ処理に関する重要案件については本審議会に諮問し、市民や事業者などへのごみ処理に対する理解と信頼を深めるよう努めるものとする。

(2) 廃棄物減量等推進員

一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができることとなっていることから、必要に応じてその委嘱について検討する。

(3) 災害時などにおける広域的処理に関する事項

近年、気候変動や異常気象等が原因と考えられる突発的な集中豪雨や巨大化した台風等が頻発している。市単独あるいは通常の処理体制では対応できないような廃棄物の一時多量発生が懸念されることから、一時仮置き場の想定のほか、近隣市町との共同処理体制の確立に努めることとする。

(4) 不法投棄対策

京都府における不法投棄等特別対策と連動し、不法投棄等撲滅京都府民会議など関係団体との連携を持ちながら、市民・事業者に対する啓発、違法行為の情報収集・分析、

表 4-6-3 新最終処分場の施設整備スケジュール（計画）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①基本構想						
②施設基本計画・測量・地質調査						
③環境影響調査						
④基本設計						
⑤実施設計・許認可申請						
⑥整備工事						供用開始

7. その他の方針

(1) 廃棄物減量等推進審議会

本市の廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議するものであり、市民、事業者、識見を有する者その他適当と認める者のうちから委員を委嘱するものである。

ごみ減量化などの施策の実施については、市民生活に密接な関係があり、また市民、事業者の協力なくして施策を推進することは困難である。

したがって、今後もごみ処理に関する重要案件については本審議会に諮問し、市民や事業者などへのごみ処理に対する理解と信頼を深めるよう努めるものとする。

(2) 廃棄物減量等推進員

一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができることとなっていることから、必要に応じてその委嘱について検討する。

(3) 災害時などにおける広域的処理に関する事項

近年、気候変動や異常気象等が原因と考えられる突発的な集中豪雨や巨大化した台風等が頻発している。市単独あるいは通常の処理体制では対応できないような廃棄物の一時多量発生が懸念されることから、一時仮置き場の想定のほか、近隣市町との共同処理体制の確立に努めることとし、災害廃棄物処理基本計画の策定及び各種協定の締結等、体制整備を進める。

(4) 不法投棄対策

京都府における不法投棄等特別対策と連動し、不法投棄等撲滅京都府民会議など関係団体との連携を持ちながら、市民・事業者に対する啓発、違法行為の情報収集・分析、

監視パトロールの強化、行為の中止・改善指導などを強めるとともに、市民・事業者・行政の協働により不法投棄を許さない地域づくりと早期発見通報体制の確立を目指す。また、各種団体等が行うボランティア回収等へも、用具の貸出し、受入施設の臨時開設等、行政として積極的に支援を行うこととする。

(5) その他

適正なごみ処理を遂行することは重要な行政目標のひとつである。このため、他の関連部署や関係機関との連携を強化し、協力、理解を深めるとともに、市民の生活・活動に根差したごみ処理施策を検討し、円滑な推進を図る。

また、積極的に廃棄物処理に関する計画や目標を積極的に情報公開し、環境教育、活動支援など、市民・事業者・行政が一体となった廃棄物処理を進めていくこととする。

監視パトロールの強化、行為の中止・改善指導などを強めるとともに、市民・事業者・行政の協働により不法投棄を許さない地域づくりと早期発見通報体制の確立を目指す。また、各種団体等が行うボランティア回収等へも、用具の貸出し、受入施設の臨時開設等、行政として積極的に支援を行うこととする。

(5) その他

適正なごみ処理を遂行することは重要な行政目標のひとつである。このため、他の関連部署や関係機関との連携を強化し、協力、理解を深めるとともに、市民の生活・活動に根差したごみ処理施策を検討し、円滑な推進を図る。

また、持続可能な社会の担い手づくりの観点から環境問題を捉え、次代を担う若年層とともに環境に接する全ての市民の参加と協働による環境負荷の少ない地域づくり推進に向け、廃棄物処理に関する計画や目標を積極的に情報公開するとともに効果的かつ適正な広報・啓発に努め、特に若い世代を対象とした環境教育に取り組み、その他の活動支援などとあわせて市民・事業者・行政が一体となった廃棄物処理を進めていくこととする。



5 章 生活排水処理基本計画

5 章 生活排水処理基本計画

5 章 生活排水処理基本計画

1. はじめに

(1)生活排水処理の現状

①し尿・生活排水処理事業の歴史・経緯

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬、処理については、網野・久美浜町は、平成 16 年 3 月まで各町単独で行ってきた。一方、峰山・大宮・丹後・弥栄町は、昭和 48 年 3 月 28 日に設立された一部事務組合「竹野川環境衛生組合」で平成 16 年 3 月まで行ってきた。平成 16 年 4 月、峰山・大宮・網野・丹後・弥栄・久美浜町の合併で市制が施行され、以降全ての一般廃棄物処理業務について本市で行っている。

②し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の流れを図 5-1-1 に示す。

本市におけるし尿の収集・運搬は、網野町内分については本市で行っており、その他の地区については本市が委託した業者で行っている。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っている。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、網野町内分については網野衛生センターに、峰山・大宮・丹後・弥栄町内分については竹野川衛生センターに、久美浜町内分については久美浜衛生センターに、それぞれ搬入され、全量適正処理が行われている。

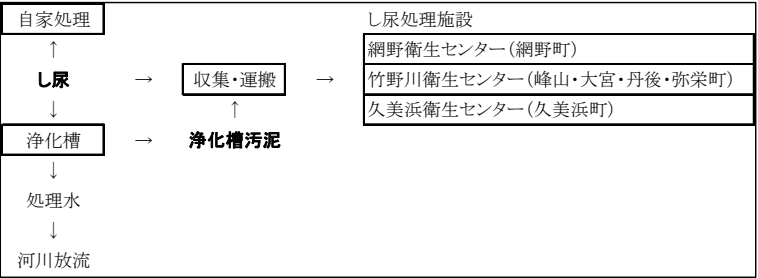


図 5-1-1 本市のし尿及び浄化槽汚泥の流れ

③中間処理・資源化・最終処分の状況

本市のし尿処理施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）の概要を表 5-1-1～表 5-1-3 に示す。

第 5 章 生活排水処理基本計画

1. はじめに

(1)生活排水処理の現状

①し尿・生活排水処理事業の歴史・経緯

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬、処理については、網野・久美浜町は、平成 16 年 3 月まで各町単独で行ってきた。一方、峰山・大宮・丹後・弥栄町は、昭和 48 年 3 月 28 日に設立された一部事務組合「竹野川環境衛生組合」で平成 16 年 3 月まで行ってきた。平成 16 年 4 月、峰山・大宮・網野・丹後・弥栄・久美浜町の合併で市制が施行され、以降全ての一般廃棄物処理業務について本市で行っている。

②し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の流れを図 5-1-1 に示す。

本市におけるし尿の収集・運搬は、網野町内分については本市で行っており、その他の地区については本市が委託した業者で行っている。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っている。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、網野町内分については網野衛生センターに、峰山・大宮・丹後・弥栄町内分については竹野川衛生センターに、久美浜町内分については久美浜衛生センターに、それぞれ搬入され、全量適正処理が行われている。

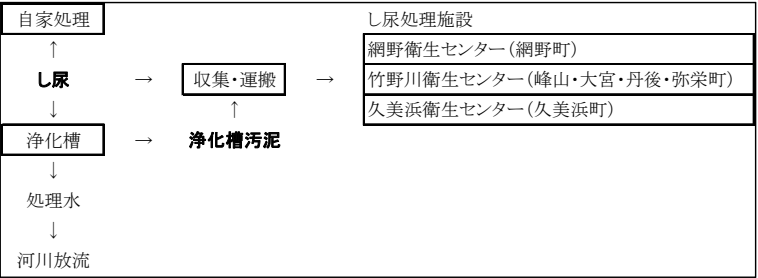


図 5-1-1 本市のし尿及び浄化槽汚泥の流れ

③中間処理・資源化・最終処分の状況

本市のし尿処理施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）の概要を表 5-1-1～表 5-1-3 に示す。

表 5-1-1 し尿処理施設（網野衛生センター）の概要

施設名称		網野衛生センター
所在地		京丹後市網野町高橋 524 番地
竣工年月		昭和 62 年 3 月
公称能力		36kL/日 (し尿 34.4kL/日、浄化槽汚泥 1.6kL/日)
処理方式		低希釈二段活性汚泥処理＋高度処理
主要設備概要	前処理設備	破砕機＋スクリーン
	主処理設備	二段活性汚泥処理＋凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理＋ろ過＋滅菌
	汚泥処理設備	濃縮＋脱水＋乾燥＋焼却
	臭気処理設備	酸洗浄法＋アルカリ洗浄法
処理水質	p H	5.8～8.6
	B O D	10mg/L
	S S	10mg/L
	C O D	30mg/L
	T－N	10mg/L
	T－P	1mg/L
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	1,000 個/cm³ 以下
運営管理		委託

表 5-1-2 し尿処理施設（竹野川衛生センター）の概要

施設名称		竹野川衛生センター
所在地		京丹後市弥栄町和田野 38 番地の 1
竣工年月		平成 11 年 3 月
公称能力		70kL/日 (し尿 63kL/日、浄化槽汚泥 7kL/日)
処理方式		標準脱窒素処理＋高度処理
主要設備概要	前処理設備	破砕機＋スクリーン
	主処理設備	標準脱窒素処理＋凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理＋ろ過＋滅菌
	汚泥処理設備	濃縮＋脱水＋焼却
	臭気処理設備	高濃度臭気：生物脱臭＋燃焼脱臭 中濃度臭気：酸洗浄＋アルカリ洗浄 ＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
処理水質	p H	5.8～8.6
	B O D	10mg/L
	S S	10mg/L
	C O D	20mg/L
	T－N	10mg/L
	T－P	1mg/L
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	100 個/cm³ 以下
運営管理		委託

表 5-1-1 し尿処理施設（網野衛生センター）の概要

施設名称		網野衛生センター
所在地		京丹後市網野町高橋 524 番地
竣工年月		昭和 62 年 3 月
公称能力		36kL/日 (し尿 34.4kL/日、浄化槽汚泥 1.6kL/日)
処理方式		低希釈二段活性汚泥処理＋高度処理
主要設備概要	前処理設備	破砕機＋スクリーン
	主処理設備	二段活性汚泥処理＋凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理＋ろ過＋滅菌
	汚泥処理設備	濃縮＋脱水＋乾燥＋焼却
	臭気処理設備	酸洗浄法＋アルカリ洗浄法
処理水質	p H	5.8～8.6
	B O D	10mg/L
	S S	10mg/L
	C O D	30mg/L
	T－N	10mg/L
	T－P	1mg/L
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	1,000 個/cm³ 以下
運営管理		委託

表 5-1-2 し尿処理施設（竹野川衛生センター）の概要

施設名称		竹野川衛生センター
所在地		京丹後市弥栄町和田野 38 番地の 1
竣工年月		平成 11 年 3 月
公称能力		70kL/日 (し尿 63kL/日、浄化槽汚泥 7kL/日)
処理方式		標準脱窒素処理＋高度処理
主要設備概要	前処理設備	破砕機＋スクリーン
	主処理設備	標準脱窒素処理＋凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理＋ろ過＋滅菌
	汚泥処理設備	濃縮＋脱水＋焼却
	臭気処理設備	高濃度臭気：生物脱臭＋燃焼脱臭 中濃度臭気：酸洗浄＋アルカリ洗浄 ＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
処理水質	p H	5.8～8.6
	B O D	10mg/L
	S S	10mg/L
	C O D	20mg/L
	T－N	10mg/L
	T－P	1mg/L
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	100 個/cm³ 以下
運営管理		委託

表 5-1-3 し尿処理施設（久美浜衛生センター）の概要

施設名称	久美浜衛生センター	
所在地	京丹後市久美浜町湊宮 468 番地の 252	
竣工年月	平成元年 3 月	
公称能力	25kL/日 (し尿 23.125kL/日、浄化槽汚泥 1.875kL/日)	
処理方式	低希釈二段活性汚泥処理＋高度処理	
主要設備概要	前処理設備	破砕機＋スクリーン
	主処理設備	二段活性汚泥処理＋凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理＋ろ過＋滅菌
	汚泥処理設備	濃縮＋脱水＋焼却
	臭気処理設備	高濃度臭気：生物脱臭＋燃焼脱臭 中低濃度臭気：酸洗浄＋アルカリ洗浄 ＋活性炭吸着
処理水質	pH	5.8～8.6
	BOD	10mg/L
	SS	10mg/L
	COD	30mg/L
	T-N	10mg/L
	T-P	1mg/L
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	1,000 個/cm ³ 以下
運営管理	委託	

表 5-1-3 し尿処理施設（久美浜衛生センター）の概要

施設名称	久美浜衛生センター	
所在地	京丹後市久美浜町湊宮 468 番地の 252	
竣工年月	平成元年 3 月	
公称能力	25kL/日 (し尿 23.125kL/日、浄化槽汚泥 1.875kL/日)	
処理方式	低希釈二段活性汚泥処理＋高度処理	
主要設備概要	前処理設備	破砕機＋スクリーン
	主処理設備	二段活性汚泥処理＋凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理＋ろ過＋滅菌
	汚泥処理設備	濃縮＋脱水＋焼却
	臭気処理設備	高濃度臭気：生物脱臭＋燃焼脱臭 中低濃度臭気：酸洗浄＋アルカリ洗浄 ＋活性炭吸着
処理水質	pH	5.8～8.6
	BOD	10mg/L
	SS	10mg/L
	COD	30mg/L
	T-N	10mg/L
	T-P	1mg/L
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	1,000 個/cm ³ 以下
運営管理	委託	

④生活排水処理施設（集合処理）の整備状況

本市における生活排水処理施設（集合処理）の整備状況を表 5-1-4 に示す。

本市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設による処理が行われている。

④生活排水処理施設（集合処理）の整備状況

本市における生活排水処理施設（集合処理）の整備状況を表 5-1-4 に示す。

本市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設による処理が行われている。

表 5-1-4 生活排水処理施設（集合処理）の整備状況

施設名	計画 処理区域	計画 処理人口	整備 予定年度	備考
公共下水道・特定環境保全公共下水道	峰山・大宮処理区 (峰山町・大宮町)	18,800人	平成7年度 ～平成32年度	
公共下水道	網野処理区 (網野町)	8,600人	平成16年度 ～平成32年度	
特定環境保全公共下水道	橘処理区 (網野町)	3,000人	平成6年度 ～平成32年度	
	丹後処理区 (丹後町)	2,300人	平成7年度 ～平成21年度	整備完了
	久美浜処理区 (久美浜町)	4,230人	平成4年度 ～23年度	整備完了
農業集落排水施設	佐濃南処理区 (久美浜町)※1	756人	平成18年度 ～平成23年度	整備完了
	川上南部処理区 (久美浜町)※1	386人	平成8年度 ～平成13年度	整備完了
	三重処理区 (大宮町)※1	279人	平成9年度 ～平成13年度	整備完了
	森本処理区 (大宮町)※1	201人	平成9年度 ～平成13年度	整備完了
	成願寺処理区 (丹後町)※1	373人	平成6年度 ～平成9年度	整備完了
	和田野処理区 (弥栄町)※1	1,697人	平成元年度 ～平成4年度	整備完了
	黒部処理区 (弥栄町)※1	1,162人	平成4年度 ～平成6年度	整備完了
	溝谷・吉野処理区 (弥栄町)※1	2,265人	平成7年度 ～平成12年度	整備完了
漁業集落排水施設	砂方処理区 (丹後町)※1	176人	平成7年度 ～平成10年度	整備完了
※1 計画処理人口は、平成25年度末の計画区域内人口				

(2) 生活排水処理の実績

① 排出量の推移

本市のし尿及び浄化槽汚泥の排出（搬入）量の推移を表 5-1-5 に示す。し尿量および浄化槽汚泥量とも平成 21 年度～25 年度の実績は減少傾向にある。

表 5-1-5 し尿及び浄化槽汚泥の排出（搬入）量の推移

	単位:KL/年				
	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
し尿量	32,629	31,603	31,942	29,782	29,379
浄化槽汚泥量	12,309	11,869	12,162	12,374	12,241
合計	44,938	43,472	44,104	42,156	41,620
し尿原単位(L/人/日)	2.45	2.61	2.81	2.80	2.91
浄化槽汚泥原単位(L/人/日)	3.47	2.99	3.11	3.00	3.00

表 5-1-4 生活排水処理施設（集合処理）の整備状況

施設名	計画 処理区域	計画 処理人口	整備 予定年度	備考
公共下水道・特定環境保全公共下水道	峰山・大宮処理区 (峰山町・大宮町)	15,487人	平成7年度 ～令和2年度	
公共下水道	網野処理区 (網野町)	4,476人	平成16年度 ～令和2年度	
特定環境保全公共下水道	橘処理区 (網野町)	2,139人	平成6年度 ～令和2年度	
	丹後処理区 (丹後町)	2,343人	平成7年度 ～平成21年度	整備完了
	久美浜処理区 (久美浜町)	4,193人	平成4年度 ～平成23年度	整備完了
農業集落排水施設	佐濃南処理区 (久美浜町)	710人	平成18年度 ～平成23年度	整備完了
	川上南部処理区 (久美浜町)	343人	平成8年度 ～平成13年度	整備完了
	三重処理区 (大宮町)	263人	平成9年度 ～平成13年度	整備完了
	森本処理区 (大宮町)	170人	平成9年度 ～平成13年度	整備完了
	成願寺処理区 (丹後町)	332人	平成6年度 ～平成9年度	整備完了
	和田野処理区 (弥栄町)	1,493人	平成元年度 ～平成4年度	整備完了
	黒部処理区 (弥栄町)	1,056人	平成4年度 ～平成6年度	整備完了
	溝谷・吉野処理区 (弥栄町)	2,130人	平成7年度 ～平成12年度	整備完了
漁業集落排水施設	砂方処理区 (丹後町)	151人	平成7年度 ～平成10年度	整備完了

※京丹後市水洗化計画(平成29年6月策定)より

※計画処理人口は、平成30年度末の計画区域内人口

(2) 生活排水処理の実績

① 排出量の推移

本市のし尿及び浄化槽汚泥の排出（搬入）量の推移を表 5-1-5 に示す。し尿量については、公共下水道への接続等に伴い減少、浄化槽汚泥量については、市設置浄化槽の整備等に伴い増加の傾向にある。

表 5-1-5 し尿及び浄化槽汚泥の排出（搬入）量の推移

	単位:KL/年					
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
し尿量	29,379	27,915	27,497	26,511	26,475	24,763
浄化槽汚泥量	12,241	12,051	12,590	12,613	12,659	13,082
合計	41,620	39,966	40,087	39,124	39,134	37,845
し尿原単位(L/人/日)	2.91	2.88	2.98	3.05	3.20	3.17
浄化槽汚泥原単位(L/人/日)	3.00	3.55	3.71	3.73	3.91	4.04

②処理経費

処理経費の推移を表 5-1-6 に示す。処理及び維持管理費は、平成 21 年度を除くと、約 5 億円/年で推移している。

表 5-1-6 処理経費の推移

【歳入】		単位:千円				
項 目		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定財源	国庫支出金	0	0	0	0	37,000
	都道府県支出金	14,200	0	940	7,434	3,962
	地方債	81,500	17,000	18,700	63,600	0
	使用料および手数料	271,116	274,720	280,922	250,086	263,372
	その他	0	202	0	0	0
一般財源		250,365	232,889	227,064	248,458	243,448
合計		617,181	524,811	527,626	569,578	547,782

【歳出】			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
項 目							
建設・改良費	工事費	中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	調査費		0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0
	人件費		73,018	68,027	69,562	63,506	62,294
処理・維持管理費	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	241,576	174,360	171,321	228,465	223,579
		最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費		282,087	266,138	260,912	248,376	245,783
	その他		0		0	0	0
	小計		596,681	508,525	501,795	540,347	531,656
その他		20,500	16,286	25,831	29,231	16,126	
合計		617,181	524,811	527,626	569,578	547,782	

資料:一般廃棄物処理事業実態調査

(3)関係法令・計画等

①国の廃棄物処理行政の動向

国では、生活排水対策の推進にあたり、水質汚濁防止法により、生活排水対策に係る各主体（行政、国民）の責務の明確化や浄化槽法によるし尿処理等の規定（合併処理浄化槽）を図るとともに、生活排水処理施設の整備としては、公共下水道の整備、補助金制度による浄化槽の整備、交付金制度による汚水処理施設の整備促進、農業集落排水施設の整備を進めることとしている。

また、近年の窒素・りん等の排出基準強化、ふっ素・ほう素の排出基準設定など、水質規制を取り巻く状況も年々変化してきており、様々な自治体において施設の維持管理方法の改善や、施設改良・更新などが行われている。また、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物・リサイクル関連の法整備が進む中、し尿等処理施設においても従来の衛生処理の観点から、平成 10 年以降は資源化設備を兼ね備えた「汚泥再生処理センター」のみが国庫補助対象となり、平成 17 年度に創設された循環型社会形成推進交付にも適用されている。

②処理経費

処理経費の推移を表 5-1-6 に示す。処理及び維持管理費は、5億円台で推移し6億円に近づいている。歳入はし尿処理手数料を平成 26 年度から 2 年ごとに段階的に 3 段階に区分し改定を行った。

表 5-1-6 処理経費の推移

【歳入】		単位:千円					
項 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特定財源	国庫支出金	37,000	44,200	0	0	0	0
	都道府県支出金	3,962	820	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	使用料および手数料	263,372	315,757	257,499	274,259	273,750	282,296
	その他	0	0	22,696	24,022	25,870	25,310
一般財源		243,448	206,186	261,804	271,980	280,585	285,755
合計		547,782	566,963	541,999	570,261	580,205	593,361

【歳出】		項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
建設・改良費	工事費	中間処理施設	0	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
	調査費	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	0	
処理・維持管理費	人件費	62,294	57,588	56,475	56,083	61,385	55,495	
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0	0
		中間処理費	223,579	236,151	165,338	155,342	149,963	180,164
		最終処分費	0	0	0	0	0	0
	車両等購入費	0	0	0	0	0	0	
	委託費	245,783	243,708	235,176	281,733	288,251	269,044	
	その他	0	0	0	0	0	0	
小計	531,656	537,447	456,989	493,158	499,599	504,703		
その他	16,126	29,516	85,010	77,103	80,606	88,658		
合計	547,782	566,963	541,999	570,261	580,205	593,361		

資料:一般廃棄物処理事業実態調査

(3)関係法令・計画等

①国の廃棄物処理行政の動向

国では、生活排水対策の推進にあたり、水質汚濁防止法により、生活排水対策に係る各主体（行政、国民）の責務の明確化や浄化槽法によるし尿処理等の規定（合併処理浄化槽）を図るとともに、生活排水処理施設の整備としては、公共下水道の整備、補助金制度による浄化槽の整備、交付金制度による汚水処理施設の整備促進、農業集落排水施設の整備を進めることとしている。

また、近年の窒素・りん等の排出基準強化、ふっ素・ほう素の排出基準設定など、水質規制を取り巻く状況も年々変化してきており、様々な自治体において施設の維持管理方法の改善や、施設改良・更新などが行われている。また、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物・リサイクル関連の法整備が進む中、し尿等処理施設においても従来の衛生処理の観点から、平成 9 年より資源化設備を兼ね備えた「汚泥再生処理センター」のみが国庫補助対象となり、平成 17 年度に創設された循環型社会形成推進交付にも適用されている。

また、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投棄についても「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」(ロンドン条約 96 年議定書)を踏まえて施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成 14 年政令第 2 号)により、新たなし尿及び浄化槽汚泥を海洋投棄することが禁止され、同時にこれまで海洋投棄を実施していた者についても平成 19 年 2 月以降より禁止されている。

②府の廃棄物処理行政の動向

京都府は、府内全域の水洗化施設の整備を計画的、効率的に実施し、快適な生活を営み、河川等の水質保全を図っていくため、平成 22 年 10 月、「京都府水洗化総合計画 2010」を策定し、施策を推進している。

同計画では、整備目標を平成 32 年度末に 99.9%として水洗化をほぼ完了する計画である。

③関係法令等

○浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)

単独処理浄化槽は、汚濁負荷の大きい雑排水を未処理で放流するだけでなく、し尿による汚濁負荷も大きく、くみ取り便所を用いてし尿処理施設で処理される場合よりも逆に汚濁負荷を増大させるものであるため、公共用水域の保全に対して大きな弊害となっている。このため、生活排水対策への社会的意識の高まりに対応して、単独処理浄化槽の新設禁止のために平成 12 年 6 月に浄化槽法を改正し、平成 13 年 4 月より施行している。

また、平成 17 年 5 月には、「浄化槽からの放流水に係る水質基準の創設」、「浄化槽設置後の水質検査の検査時期の適正化」等に関する改正がなされ、平成 18 年 2 月より施行している。

○循環型社会形成推進交付金制度

一般廃棄物処理施設の整備において、3R の推進や広域的処理の観点から、いままでの補助金制度に代り、平成 17 年 4 月、循環型社会形成推進交付金制度が創設、施行された。一部の例外地域を除き人口 5 万人以上または面積 400km²以上の広域的地域を対象としている。

④生活排水処理技術の動向

○汚泥再生処理センター

衛生処理を目的としたし尿処理施設に替わり、資源化設備を備えた汚泥再生処理センターが平成 9 年より国庫補助の対象となった。

汚泥処理センターは、し尿、浄化槽汚泥及び生ごみなどの有機性廃棄物を併せて処

また、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投棄についても「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」(ロンドン条約 96 年議定書)を踏まえて施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成 14 年政令第 2 号)により、新たなし尿及び浄化槽汚泥を海洋投棄することが禁止され、同時にこれまで海洋投棄を実施していた者についても平成 19 年 2 月以降より禁止されている。

②京都府の廃棄物処理行政の動向

京都府では、平成 22 年 10 月策定の「京都府水洗化総合計画 2010」の検証と見直しを行い、平成 28 年 3 月に「京都府水洗化総合計画 2015(水環境政策のグランドデザイン)」を策定し、府民の水洗化の実現に向けて早期整備の一層促進を図っている。

③関係法令等

○浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)

単独処理浄化槽は、汚濁負荷の大きい雑排水を未処理で放流するだけでなく、し尿による汚濁負荷も大きく、くみ取り便所を用いてし尿処理施設で処理される場合よりも逆に汚濁負荷を増大させるものであるため、公共用水域の保全に対して大きな弊害となっている。このため、生活排水対策への社会的意識の高まりに対応して、単独処理浄化槽の新設禁止のために平成 12 年 6 月に浄化槽法を改正し、平成 13 年 4 月より施行している。

また、平成 17 年 5 月には、「浄化槽からの放流水に係る水質基準の創設」、「浄化槽設置後の水質検査の検査時期の適正化」等に関する改正がなされ、平成 18 年 2 月より施行している。

○循環型社会形成推進交付金制度

一般廃棄物処理施設の整備において、3R の推進や広域的処理の観点から、いままでの補助金制度に代り、平成 17 年 4 月、循環型社会形成推進交付金制度が創設、施行された。一部の例外地域を除き人口 5 万人以上または面積 400km²以上の広域的地域を対象としている。

④生活排水処理技術の動向

○汚泥再生処理センター

衛生処理を目的としたし尿処理施設に替わり、資源化設備を備えた汚泥再生処理センターが平成 9 年より国庫補助の対象となった。

汚泥再生処理センターは、し尿、浄化槽汚泥及び生ごみなどの有機性廃棄物を併せ

理すると共に、資源を回収する施設であり、水処理設備、資源化設備などから構成されている。

近年、公共下水道などの整備により、し尿は減少傾向にあるが、浄化槽汚泥など汚泥の比率が上がってきており、50%を超えるケースも多い。また、汲み取りし尿や浄化槽汚泥が薄くなる傾向があり、収集車両に浄化槽汚泥濃縮車を用いているケースもある。バキューム車の臭気についても、燃焼式、活性炭吸着＋水溶式などによる対策が行なわれている。し尿処理の整備方法として、し尿処理設備の一部の機能を省略し、下水道放流を行うケースも増加している。

資源回収としては、メタンガス化によるエネルギー・電力回収、汚泥などの炭化による土壌改良利用、排水からのリン回収、セメント原料としての利用などの検討が進められている。

○合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の技術の方向性としては、生物処理機能を向上させることによる設備のコンパクト化と水質の高度化がある。

水質規制の厳しい地域において、窒素・リン・浮遊物質など、BOD 以外の項目の水質要求に対応する水質高度化がある。さらに、両方の要素（省スペース、水質高度化）に対応する浄化槽として、膜分離型浄化槽が実用化されている。

また、余剰汚泥の減量化も一つのテーマであり、膜分離活性汚泥法等の長い汚泥日齢（SRT）での運転による汚泥の自己酸化を進める方法、嫌気性処理の効率化等による汚泥の可溶化を図る方法などがある。その他、現在研究中の技術として、マグネシウム添加新活性汚泥法、余剰汚泥のオゾン処理法、好気性高熱細菌法、酵素や生物製剤を使用して汚泥の減量化を行う方法等の研究が進められている。

(4)問題点の整理と課題の抽出

①生活排水の排出時に関する課題

本市の生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口）は、平成 25 年度現在で 49.2%となっており、生活排水処理施設の整備及び水洗化率のさらなる向上が求められる。

- ・公共用水域の保全のため、生活排水処理施設の整備及び水洗化率の向上が求められる。
- ・ディスポーザーの使用に関する検討が必要である。
- ・節水型衛生機器の普及促進に係る啓発が必要である。

②収集運搬に関する課題

収集運搬については、公共下水道や浄化槽の普及に伴い、し尿収集量・業務量の減少が想定されるなど、主に以下の課題がある。

- ・公共下水道や浄化槽の普及に伴い、し尿収集量・業務量の減少が想定される。

て処理すると共に、資源を回収する施設であり、水処理設備、資源化設備などから構成されている。

近年、公共下水道などの整備により、し尿は減少傾向にあるが、浄化槽汚泥など汚泥の比率が上がってきており、50%を超えるケースも多い。また、汲み取りし尿や浄化槽汚泥が薄くなる傾向があり、収集車両に浄化槽汚泥濃縮車を用いているケースもある。バキューム車の臭気についても、燃焼式、活性炭吸着＋水溶式などによる対策が行なわれている。し尿処理の整備方法として、し尿処理設備の一部の機能を省略し、下水道放流を行うケースも増加している。

資源回収としては、メタンガス化によるエネルギー・電力回収、汚泥などの炭化による土壌改良利用、排水からのリン回収、セメント原料としての利用などの検討が進められている。

○合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の技術の方向性としては、生物処理機能を向上させることによる設備のコンパクト化と水質の高度化がある。

水質規制の厳しい地域において、窒素・リン・浮遊物質など、BOD 以外の項目の水質要求に対応する水質高度化がある。さらに、両方の要素（省スペース、水質高度化）に対応する浄化槽として、膜分離型浄化槽が実用化されている。

また、余剰汚泥の減量化も一つのテーマであり、膜分離活性汚泥法等の長い汚泥日齢（SRT）での運転による汚泥の自己酸化を進める方法、嫌気性処理の効率化等による汚泥の可溶化を図る方法などがある。その他、現在研究中の技術として、マグネシウム添加新活性汚泥法、余剰汚泥のオゾン処理法、好気性高熱細菌法、酵素や生物製剤を使用して汚泥の減量化を行う方法等の研究が進められている。

(4)問題点の整理と課題の抽出

①生活排水の排出時に関する課題

本市の生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口）は、平成30年度末で57.6%となっており、生活排水処理施設の整備及び水洗化率のさらなる向上が求められる。

- ・公共用水域の保全のため、生活排水処理施設の整備及び水洗化率の向上が求められる。
- ・ディスポーザーの使用に関する検討が必要である。
- ・節水型衛生機器の普及促進に係る啓発が必要である。

②収集運搬に関する課題

収集運搬については、公共下水道や浄化槽の普及に伴い、し尿収集量・業務量の減少が想定されるなど、主に以下の課題がある。

- ・公共下水道や浄化槽の普及に伴い、し尿収集量・業務量の減少が想定される。

- ・し尿の計画収集や口座振替の普及を推進し、事務処理経費の削減に努める必要がある。

③中間処理、最終処分に関する課題

し尿・浄化槽汚泥処理については、市内に3施設あるし尿処理施設にて処理が行われている。今後も安定した中間処理を行っていく上で、以下の課題がある。

- ・公共下水道や浄化槽の普及に伴い、し尿および浄化槽汚泥の量や割合によって処理工程等を検討する必要がある。
- ・将来の処理量（し尿と浄化槽汚泥の総量）は減少傾向にあり、それに応じた合理的・効果的な処理（運営）を検討する必要がある。
- ・し尿、浄化槽、下水汚泥の最終処分についても、安定的、効果的な減量化を図るため、焼却処分のほか、資源の有効利用やコスト削減、地球温暖化防止の観点からも、民間委託も含めて汚泥のコンポスト化（堆肥化）を継続して検討する必要がある。

2. 基本方針

(1)生活排水処理に係る理念、目標

本市では、生活排水による水質悪化が懸念されており、その対応の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきている。このようなことから、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、河川や湖沼などの水辺が市民生活のうるおいの場としての役割を取り戻すことを目指すものとする。

(2)生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本方針として、水の適正利用に関する普及啓発を行うとともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとする。

- ①人口の密集地域においては、集合処理施設を整備する。このため、下水道、農業集落排水等の施設の特性をよく分析し、適切な施設の配置を図る。
- ②集落の形態をなしていない、分散して所在する家屋については、戸別に合併処理浄化槽の普及を推進する。
- ③単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽等への転換を促進する。

- ・し尿の計画収集や口座振替の普及を推進し、事務処理経費の削減に努める必要がある。

③中間処理、最終処分に関する課題

し尿・浄化槽汚泥処理については、市内に3施設あるし尿処理施設にて処理が行われている。今後も安定した中間処理を行っていく上で、以下の課題がある。

- ・公共下水道や浄化槽の普及に伴い、し尿および浄化槽汚泥の量や割合によって処理工程等を検討する必要がある。
- ・将来の処理量（し尿と浄化槽汚泥の総量）は減少傾向にあり、それに応じた合理的・効果的な処理（運営）を検討する必要がある。
- ・し尿、浄化槽、下水汚泥の最終処分についても、安定的、効果的な減量化を図るため、焼却処分のほか、資源の有効利用やコスト削減、地球温暖化防止の観点からも、民間委託も含めて汚泥のコンポスト化（堆肥化）を継続して検討する必要がある。

2. 基本方針

(1)生活排水処理に係る理念、目標

本市では、生活排水による水質悪化が懸念されており、その対応の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきている。このようなことから、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、河川や湖沼などの水辺が市民生活のうるおいの場としての役割を取り戻すことを目指すものとする。

(2)生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本方針として、水の適正利用に関する普及啓発を行うとともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとする。

- ①人口の密集地域においては、集合処理施設を整備する。このため、下水道、農業集落排水等の施設の特性をよく分析し、適切な施設の配置を図る。
- ②集落の形態をなしていない、分散して所在する家屋については、戸別に合併処理浄化槽の普及を推進する。
- ③単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽等への転換を促進する。

3. 生活排水の排出の状況

本市における処理形態別人口の推移を表 5-3-1 に示す。

表 5-3-1 処理形態別人口の推移（実績）

単位：人					
	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
行政区域内人口	61,661	60,858	60,070	59,633	58,881
計画処理区域内人口	61,661	60,858	60,070	59,633	58,881
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	22,522	25,408	26,794	28,097	28,948
(1) 合併処理浄化槽	7,693	9,112	9,083	9,322	9,328
(2) 公共下水道	9,200	10,541	11,741	12,725	13,528
(3) 農業集落排水施設	5,481	5,605	5,815	5,903	5,942
(4) 漁業集落排水施設	148	150	155	147	150
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	2,015	1,750	1,674	1,991	1,845
3. 非水洗化人口	37,124	33,700	31,602	29,545	28,088
(1) 計画収集人口	36,472	33,163	31,162	29,127	27,691
(2) 自家処理人口	652	537	440	418	397
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

4. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体を表 5-4-1 に示す。

表 5-4-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類	処理主体
1. 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	市 個人等
2. 公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
3. 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
4. 漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
5. 単独処理浄化槽	し尿	個人等
6. し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

3. 生活排水の排出の状況

本市における処理形態別人口の推移を表 5-3-1 に示す。

表 5-3-1 処理形態別人口の推移（実績）

単位：人						
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
行政区域内人口	58,881	58,104	57,287	56,337	55,502	54,688
計画処理区域内人口	58,881	58,104	57,287	56,337	55,502	54,688
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	28,948	29,355	29,904	30,575	31,013	31,521
(1) 合併処理浄化槽	9,328	9,302	9,298	9,272	8,881	8,876
(2) 公共下水道	13,528	14,000	14,607	15,331	16,243	16,839
(3) 農業集落排水施設	5,942	5,907	5,851	5,834	5,753	5,672
(4) 漁業集落排水施設	150	146	148	138	136	134
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	1,845	1,772	1,709	1,595	1,473	1,436
3. 非水洗化人口	28,088	26,977	25,674	24,167	23,016	21,731
(1) 計画収集人口	27,691	26,600	25,316	23,827	22,676	21,391
(2) 自家処理人口	397	377	358	340	340	340
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0
水洗化率	49.2%	50.5%	52.2%	54.3%	55.9%	57.6%

4. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体を表 5-4-1 に示す。

表 5-4-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類	処理主体
1. 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	市 個人等
2. 公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
3. 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
4. 漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
5. 単独処理浄化槽	し尿	個人等
6. し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

5. 生活排水の処理計画

(1)処理目標

先に、基本方針に掲げた理念、目標を達成するため、本市では、生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口）の目標値を設定し、生活排水処理率の向上に努めることとする。本市では、平成 41 年度に生活排水処理率 82.7%を目標とし、目標達成のために、京丹後市水洗化計画に基づき、人口密集地区については、公共下水道等の集合処理による整備を進めるとともに、個別処理とした地域においては市もしくは施設設置者等が事業主体となり、合併処理浄化槽の設置促進に努める。

また、非水洗化世帯及び自家処理世帯に対する広報・指導等により、集合処理型施設への速やかな接続、あるいは合併処理浄化槽への切り替えを図るものとする。

表 5-5-1 生活排水の処理の目標

	現在 (平成25年度)	中間目標年度 (平成31年度)	目標年度 (平成41年度)
生活排水処理率	49.2%	68.3%	82.7%

(2)人口の内訳

人口については、水洗化率との密接な関係があるため、本計画における計画処理区域内人口および行政区内人口については、平成 25 年度、平成 31 年度を京丹後市水洗化計画の推計人口とし、平成 41 年度は、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）で設定した人口を用いる。

表 5-5-2 人口の内訳

	現在 (平成25年度)	中間目標年度 (平成31年度)	目標年度 (平成41年度)
1.行政区内人口	58,881	54,492	46,885
2.計画処理区域内人口	58,881	54,492	46,885
3.水洗化・生活排水処理人口	28,948	37,237	38,780

(3)生活排水を処理する区域及び人口等

本市における生活排水の処理形態別推計人口を表 5-5-3 に示す。

5. 生活排水の処理計画

(1)処理目標

先に、基本方針に掲げた理念、目標を達成するため、本市では、生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口）の目標値を設定し、生活排水処理率の向上に努めることとする。本市では、令和 11 年度に生活排水処理率 82.7%を目標としてきたが、実績値を考慮した結果 69.8%を新たな目標値とする。しかしながら目標達成のために、京丹後市水洗化計画に基づき、人口密集地区については、公共下水道等の集合処理による整備を進めるとともに、個別処理とした地域においては市もしくは施設設置者等が事業主体となり、合併処理浄化槽の設置促進に努める。

また、非水洗化世帯及び自家処理世帯に対する広報・指導等により、集合処理型施設への速やかな接続、あるいは合併処理浄化槽への切り替えを図るものとする。

表 5-5-1 生活排水の処理の目標

	平成25年度 (基準年度)	令和元年度 (中間目標年度)	令和6年度 (中間目標年度)	令和11年度 (目標年度)
生活排水処理率	49.2%	59.7%	65.0%	69.8%

(2)人口の内訳

人口については、水洗化率との密接な関係があるため、本計画における計画処理区域内人口および行政区内人口については、平成 25 年度は実績人口令和元年度及び令和 11 年度は京丹後市水洗化計画の推計人口を基本として実績人口と比較し算出した人口を用いる。

表 5-5-2 人口の内訳

	平成25年度 (基準年度)	令和元年度 (中間目標年度)	令和6年度 (中間目標年度)	令和11年度 (目標年度)
1.行政区内人口	58,881	53,903	49,962	45,975
2.計画処理区域内人口	58,881	53,903	49,962	45,975
3.水洗化・生活排水処理人口	28,948	32,157	32,483	32,082

(3)生活排水を処理する区域及び人口等

本市における生活排水の処理形態別推計人口を表 5-5-3 に示す。

表 5-5-3 生活排水の処理形態別推計人口

単位:人

	現在 (平成25年度)	中間目標年度 (平成31年度)	目標年度 (平成41年度)
行政区域内人口	58,881	54,492	46,885
計画処理区域内人口	58,881	54,492	46,885
1.水洗化・生活雑排水処理人口	28,948	37,237	38,780
(1) 合併処理浄化槽	9,328	9,546	8,598
(2) 公共下水道	13,528	21,528	24,409
(3) 農業集落排水施設	5,942	6,025	5,655
(4) 漁業集落排水施設	150	138	118
2.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,845	1,625	1,251
3.非水洗化人口	28,088	15,630	6,854
(1) 計画収集人口	27,691	15,291	6,518
(2) 自家処理人口	397	339	336
計画処理区域外人口	0	0	0

(4) 施設及びその整備計画の概要

本市における施設整備計画の概要を表 5-5-4 に示す。

表 5-5-4 施設整備計画の概要

施設名	計画 処理区域	計画 処理人口	整備 予定年度	事業費 見込み
公共下水道・特定環境保全公共下水道	峰山・大宮処理区 (峰山町・大宮町)	18,800人	平成7年度 ～平成32年度	23,413百万円
公共下水道	網野処理区 (網野町)	8,600人	平成16年度 ～平成32年度	7,884百万円
特定環境保全公共下水道	橘処理区 (網野町)	3,000人	平成6年度 ～平成32年度	5,194百万円
合併処理浄化槽	集合処理施設以外の 行政区域全域	市または施設設置者等により整備		

表 5-5-3 生活排水の処理形態別推計人口

単位:人

	平成25年度 (基準年度)	令和元年度 (中間目標年度)	令和6年度 (中間目標年度)	令和11年度 (目標年度)
行政区域内人口	58,881	53,903	49,962	45,975
計画処理区域内人口	58,881	53,903	49,962	45,975
1.水洗化・生活雑排水処理人口	28,948	32,157	32,483	32,082
(1) 合併処理浄化槽	9,328	8,891	9,114	9,419
(2) 公共下水道	13,528	17,504	17,900	17,502
(3) 農業集落排水施設	5,942	5,632	5,349	5,048
(4) 漁業集落排水施設	150	130	120	113
2.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,845	1,370	1,126	928
3.非水洗化人口	28,088	20,376	16,353	12,965
(1) 計画収集人口	27,691	20,069	16,108	12,771
(2) 自家処理人口	397	307	245	194
計画処理区域外人口	0	0	0	0
水洗化率	49.2%	59.7%	65.0%	69.8%

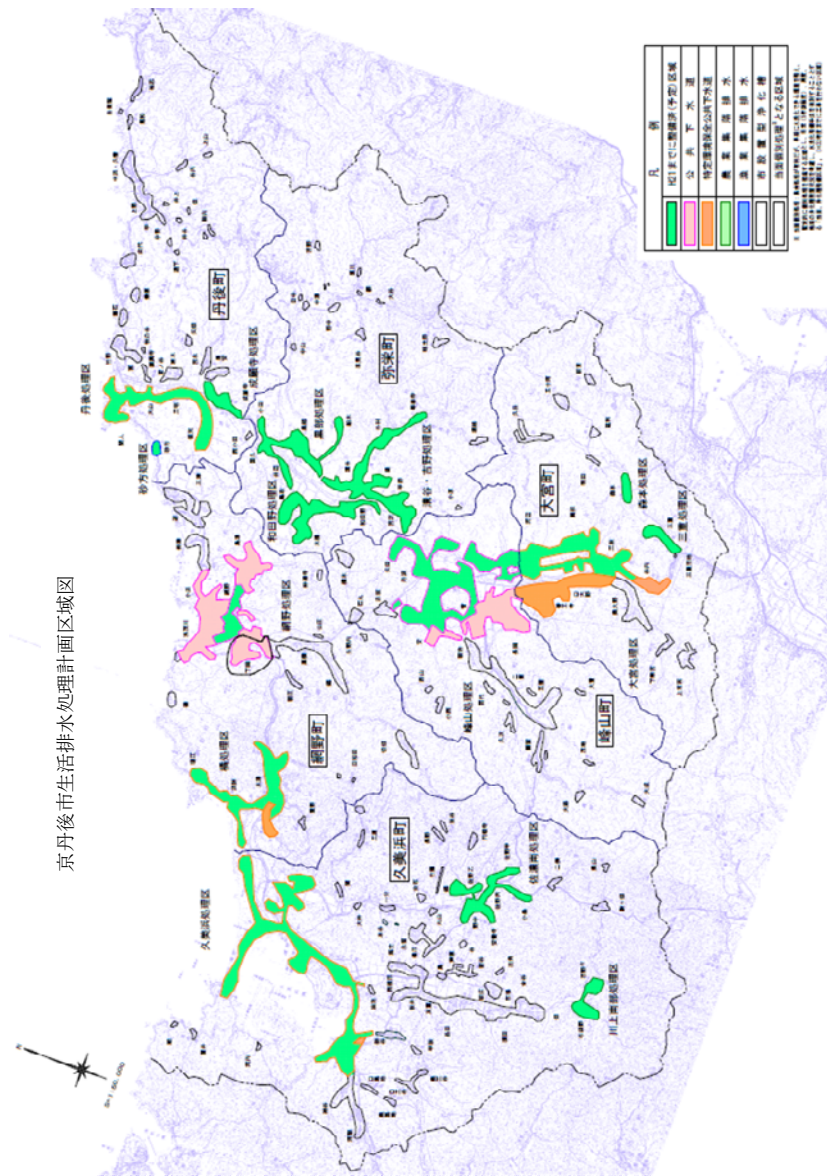
(4) 施設及びその整備計画の概要

本市における施設整備計画の概要を表 5-5-4 に示す。

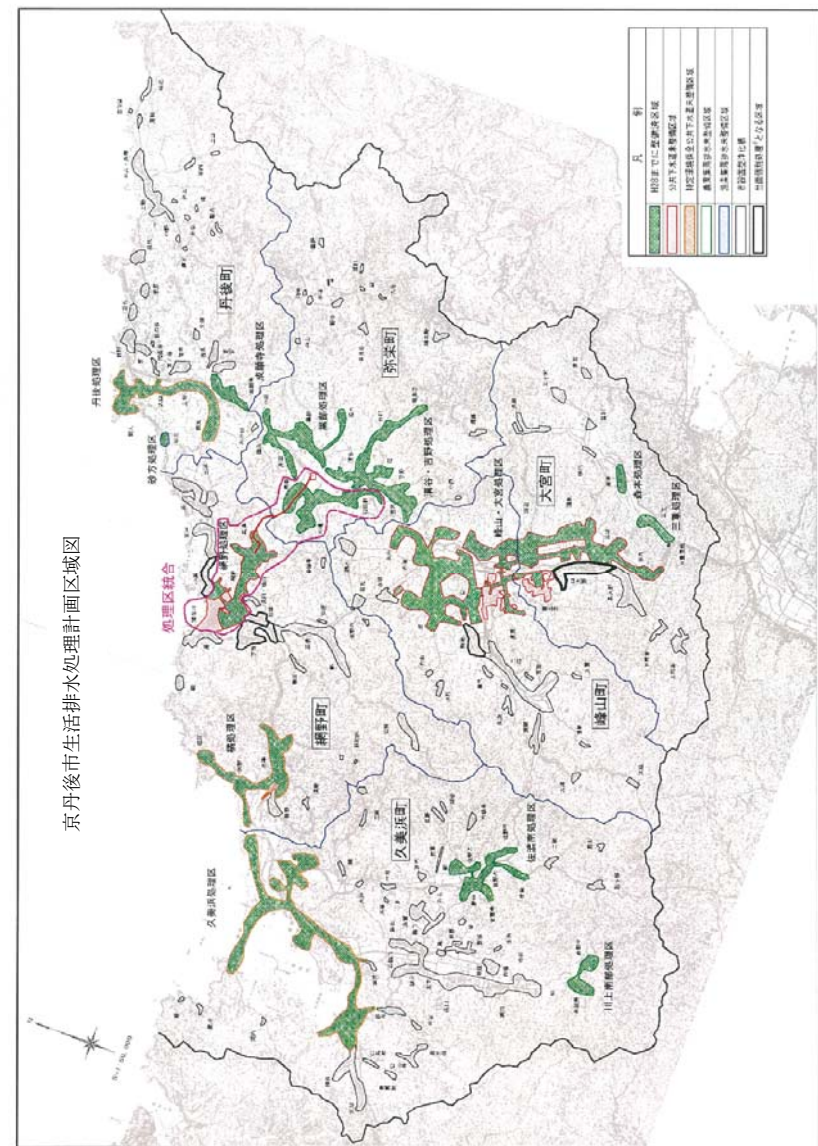
表 5-5-4 施設整備計画の概要

施設名	計画 処理区域	計画 処理人口	整備 予定年度	事業費 見込み
公共下水道・特定環境保全公共下水道	峰山・大宮処理区 (峰山町・大宮町)	15,193人	平成7年度 ～令和2年度	24,686百万円
公共下水道	網野処理区 (網野町)	7,679人	平成16年度 ～令和2年度	8,516百万円
特定環境保全公共下水道	橘処理区 (網野町)	2,363人	平成6年度 ～令和2年度	5,019百万円
合併処理浄化槽	集合処理施設以外の 行政区域全域	市または施設設置者等により整備		

※京丹後市水洗化計画(平成29年6月策定)より



生活排水処理計画区域図



生活排水処理計画区域図

6. し尿・汚泥の処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

計画 1 人 1 日平均排出量については、本市の過去 5 年の実績平均値を用いた。表 5-6-1 に計画 1 人 1 日平均排出量を示す。

表 5-6-1 計画 1 人 1 日平均排出量

	平成21年度～平成25年度 実績平均値	全国平均値(参考値)
し尿	2.72 L/人・日	2.27 L/人・日
浄化槽汚泥	3.12 L/人・日	1.42 L/人・日

(2) 排出管理・再資源化計画

① 排出管理に関する目標

し尿については、公衆衛生の見地から、今後もその適正処理を進めるものとする。

浄化槽汚泥については、浄化槽の適正な管理により、公共用水域の水質汚濁負荷を削減していくことを目標とする。

② 排出管理の方法

し尿については、簡易水洗トイレの普及等により単位排出量が増加する傾向にある。また、浄化槽汚泥については、合併処理浄化槽の普及により、今後、排出量が増加することが考えられる。

よって、本市では浄化槽の保守点検・清掃・定期検査など、適正な維持管理について、今後も引き続き指導や検査を実施していく。

③ 再資源化の方法

生活排水施設から発生する汚泥は、単に処理処分するだけではなく、資源として有効利用すべきものであり、肥料・燃料・建設資材等の幅広い活用が考えられる。

しかしながら、全国的にみると、最終的にし尿処理汚泥となって乾燥や焼却後、埋立処分されているものが大部分であり、コンポストとして有効利用されている割合は低いのが現状である。

本市から排出されるし尿処理汚泥は、今後、堆肥化等による資源化について継続して検討を行っていく。

6. し尿・汚泥の処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

計画 1 人 1 日平均排出量については、本市の過去 5 年の実績平均値を用いた。表 5-6-1 に計画 1 人 1 日平均排出量を示す。

表 5-6-1 計画 1 人 1 日平均排出量

	平成26年度～平成30年度 実績平均値	全国平均値(参考値)
し尿	3.06 L/人・日	2.51 L/人・日
浄化槽汚泥	3.79 L/人・日	1.51 L/人・日

※全国平均値(参考値): 環境省 日本の廃棄物処理(平成27年度版)引用

(2) 排出管理・再資源化計画

① 排出管理に関する目標

し尿については、公衆衛生の見地から、今後もその適正処理を進めるものとする。

浄化槽汚泥については、浄化槽の適正な管理により、公共用水域の水質汚濁負荷を削減していくことを目標とする。

② 排出管理の方法

し尿については、簡易水洗トイレの普及等により単位排出量が増加する傾向にある。また、浄化槽汚泥については、合併処理浄化槽の普及により、今後、排出量が増加することが考えられる。

よって、本市では浄化槽の保守点検・清掃・定期検査など、適正な維持管理について、今後も引き続き指導や検査を実施していく。

③ 再資源化の方法

生活排水施設から発生する汚泥は、単に処理処分するだけではなく、資源として有効利用すべきものであり、肥料・燃料・建設資材等の幅広い活用が考えられる。

しかしながら、全国的にみると、最終的にし尿処理汚泥となって乾燥や焼却後、埋立処分されているものが大部分であり、コンポストとして有効利用されている割合は低いのが現状である。

本市から排出されるし尿処理汚泥は、今後、堆肥化等による資源化について継続して検討を行っていく。

(3) 収集・運搬計画

① 収集・運搬に関する目標

本市におけるし尿の収集・運搬は、網野町内分については本市で行っており、その他の地区については本市が委託した業者で行っている。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っている。

当面この体制を維持していくが、取扱量の減少が想定されるため、収集・運搬体制に関する見直しを適宜行いながら、安定したし尿の収集・運搬を行っていくことを目標とする。

② 収集・運搬の範囲・方法

収集・運搬の範囲は現行どおり行政区域全域とする。収集・運搬は本市の事務とし、形態はし尿については当面の間は直営及び委託業者、浄化槽汚泥については許可業者により行うこととする。なお、本市においては、近年ではし尿収集量の急速な減少は見られないものの、将来は減少すると予測される。しかし、収集・運搬は規模を縮小してでも継続していく必要がある。また、し尿の計画収集や口座振替の普及を推進し、事務処理経費の削減に努めていく。

③ 収集・運搬の量

し尿・浄化槽汚泥排出量の推計に基づき、収集・運搬量の見込みを以下の通りとする。

表 5-6-2 収集・運搬量の見込み

	平成 25 年度 (基準年度)	平成 31 年度 (中間目標年度)	平成 41 年度 (目標年度)
し 尿	27,444 kl	15,155 kl	6,460 kl
浄化槽汚泥	12,707 kl	12,705 kl	11,201 kl
合 計	40,151 kl	27,860 kl	17,661 kl

(4) 中間処理計画

① 中間処理に関する目標

本市から排出されるし尿、浄化槽汚泥の処理は、現状どおり各し尿処理施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）において全量適正処理を行うものとする。

② 中間処理の方法及び量

し尿処理施設における処理は、現状どおり各し尿処理施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）において全量適正処理を行うものとする。

(3) 収集・運搬計画

① 収集・運搬に関する目標

本市におけるし尿の収集・運搬は、網野町内分については本市で行っており、その他の地区については本市が委託した業者で行っている。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っている。

当面この体制を維持していくが、取扱量の減少が想定されるため、収集・運搬体制に関する見直しを適宜行いながら、安定したし尿の収集・運搬を行っていくことを目標とする。

② 収集・運搬の範囲・方法

収集・運搬の範囲は現行どおり行政区域全域とする。収集・運搬は本市の事務とし、形態はし尿については当面の間は直営及び委託業者、浄化槽汚泥については許可業者により行うこととする。なお、本市においては、近年ではし尿収集量の急速な減少は見られないものの、将来は減少すると予測される。しかし、収集・運搬は規模を縮小してでも継続していく必要がある。また、し尿の計画収集や口座振替の普及を推進し、事務処理経費の削減に努めていく。

③ 収集・運搬の量

し尿・浄化槽汚泥排出量の推計に基づき、収集・運搬量の見込みを以下の通りとする。

表 5-6-2 収集・運搬量の見込み

	単位:KL/年			
	平成25年度 (基準年度)	令和元年度 (中間目標年度)	令和6年度 (中間目標年度)	令和11年度 (目標年度)
し 尿	27,444	23,397	18,652	14,856
浄化槽汚泥	12,707	13,067	13,104	13,359
合 計	40,151	36,464	31,756	28,215

(4) 中間処理計画

① 中間処理に関する目標

本市から排出されるし尿、浄化槽汚泥の処理は、現状どおり各し尿処理施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）において全量適正処理を行うものとする。

② 中間処理の方法及び量

し尿処理施設における処理は、現状どおり各し尿処理施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）において全量適正処理を行うものとする。

なお、竹野川衛生センターにおいては、集落排水施設で発生する脱水汚泥、引抜汚泥及び公共下水道汚泥を受け入れることとする。

し尿処理施設の処理過程で発生するし渣・汚泥については、堆肥化等による資源化について継続的に検討を行い、その他の残渣はし尿処理施設内の焼却設備で焼却処理を行うものとする。

し尿・浄化槽汚泥排出量の推計に基づき、中間処理量の見込みを以下の通りとする。

表 5-6-3 中間処理量の見込み

			単位:KL/年
	現在 (平成25年度)	中間目標年度 (平成31年度)	目標年度 (平成41年度)
し 尿	27,444	15,155	6,460
浄化槽汚泥	12,707	12,705	11,201
合 計	40,151	27,860	17,661

③処理施設及びその整備計画の概要

将来の処理量は、公共下水道事業等の進捗に併せて減少傾向が予想されるが、処理量の変動を考慮しながら、市内に3施設ある処理施設を合理的・効果的な処理（運営）を検討する。

また、3施設における処理以外にも下水道汚泥の資源化に向けた検討を行っていく。

(5)最終処分計画

①最終処分に関する目標

各し尿処理施設の焼却設備より発生する焼却残渣は、現状どおり全量埋立処分を行うものとする。

②最終処分の方法及び量

焼却残渣の最終処分は、最終処分場にて全量埋立処分を行うものとする。

③処理施設及び整備計画の概要

一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の最終処分計画に準ずる。

なお、竹野川衛生センターにおいては、集落排水施設で発生する脱水汚泥、引抜汚泥及び公共下水道汚泥を受け入れることとする。

し尿処理施設の処理過程で発生するし渣・汚泥については、堆肥化等による資源化について継続的に検討を行い、その他の残渣はし尿処理施設内の焼却設備で焼却処理を行うものとする。

し尿・浄化槽汚泥排出量の推計に基づき、中間処理量の見込みを以下の通りとする。

表 5-6-3 中間処理量の見込み

				単位:KL/年
	平成25年度 (基準年度)	令和元年度 (中間目標年度)	令和6年度 (中間目標年度)	令和11年度 (目標年度)
し 尿	27,444	23,397	18,652	14,856
浄化槽汚泥	12,707	13,067	13,104	13,359
合 計	40,151	36,464	31,756	28,215

③処理施設及びその整備計画の概要

将来の処理量は、公共下水道事業等の進捗に併せて減少傾向が予想されるが、処理量の変動を考慮しながら、市内に3施設ある処理施設を合理的・効果的な処理（運営）を検討する。

また、3施設における処理以外にも下水道汚泥の資源化に向けた検討を行っていく。

(5)最終処分計画

①最終処分に関する目標

各し尿処理施設の焼却設備より発生する焼却残渣は、現状どおり全量埋立処分を行うものとする。

②最終処分の方法及び量

焼却残渣の最終処分は、最終処分場にて全量埋立処分を行うものとする。

③処理施設及び整備計画の概要

一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の最終処分計画に準ずる。

7. その他

(1) 広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、市民への周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

特に、台所での工夫等、家庭でできる排水対策を、地域での集会等を通じて周知を図るものとする。

浄化槽の管理については、定期的な保守点検、清掃および定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとする。

(2) 地域に関する諸計画との関係

本市では、公共下水道計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合性を図り、し尿および浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとする。

また、地域の開発計画等の策定に関しては、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していくものとする。

7. その他

(1) 広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、市民への周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

特に、台所での工夫等、家庭でできる排水対策を、地域での集会等を通じて周知を図るものとする。

浄化槽の管理については、定期的な保守点検、清掃および定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとする。

(2) 地域に関する諸計画との関係

本市では、公共下水道事業の計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合性を図り、し尿および浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとする。

また、地域の開発計画等の策定に関しては、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していくものとする。

第2章 地域の概況

現行

見直し(案)

第2章 地域の概況

1. 位置と地勢

本市は京都府の北部、丹後半島に位置し、東西約 35km、南北約 30km の広がりを持ち、面積約 501.84km²を有している。沿岸部などは山陰海岸国立公園、丹後天橋立大江山国定公園に指定され、内陸部には標高 400～600mの山々が連なっている。

表 2-1-1 京丹後市の概要

位置	東西	約 35 km
	南北	約 30 km
	面積	501.84 km ²
京丹後市役所の位置	東経	135度03分49秒
	北緯	35度37分15秒
	京丹後市峰山町杉谷889番地	

資料:京丹後市姿勢要覧



図 2-1-1 市位置図

2. 気象

本市における過去 10 年間の気温、降水量および日照時間を表 2-2-1 に、年平均気温および年降水量の推移を図 2-2-1 に、平成 25 年の気象の状況を表 2-2-2 および図 2-2-2 に示す。本市の気候は、夏の気温が高く、冬の降雪量が多い日本海側気候に属している。なお、平成 25 年の年平均気温は 15.4℃、年間降水量は 1,870mm である。

第2章 地域の概況

1. 位置と地勢

本市は京都府の北部、丹後半島に位置し、東西約 35km、南北約 30km の広がりを持ち、面積約 501.84km²を有している。沿岸部などは山陰海岸国立公園、丹後天橋立大江山国定公園に指定され、内陸部には標高 400～600mの山々が連なっている。

表 2-1-1 京丹後市の概要

位置	東西	約 35 km
	南北	約 30 km
	面積	501.84 km ²
京丹後市役所の位置	東経	135度03分49秒
	北緯	35度37分15秒
	京丹後市峰山町杉谷889番地	

資料:京丹後市姿勢要覧



図 2-1-1 市位置図

2. 気象

本市における過去 15 年間の気温、降水量および日照時間を表 2-2-1 に、年平均気温および年降水量の推移を図 2-2-1 に、平成 30 年の気象の状況を表 2-2-2 および図 2-2-2 に示す。本市の気候は、夏の気温が高く、冬の降雪量が多い日本海側気候に属している。なお、平成 30 年の年平均気温は 15.7℃、年間降水量は 2,241mm である。

表 2-2-1 気温、降水量および日照時間

	年平均 気温 (℃)	日最高 気温 (℃)	日最低 気温 (℃)	年降水量 (mm)	年間 日照時間 (時間)
平成16年	16.3	35.1	-4.3	2,113	1,829.9
平成17年	15.2	34.9	-3.4	2,257	1,620.9
平成18年	15.2	34.5	-2.9	1,912	1,598.2
平成19年	15.8	36.1	-0.1	1,957	1,649.8
平成20年	15.3	35.5	-0.9	1,782	1,685.6
平成21年	15.4	34.5	-0.9	1,814	1,444.1
平成22年	15.7	36.9	-2.0	2,124	1,679.4
平成23年	15.3	34.8	-2.8	2,441	1,603.9
平成24年	15.1	35.6	-2.0	2,192	1,580.8
平成25年	15.4	35	-2.4	1,870	1,737.4
平均値	15.5	35.3	-2.2	2,046	1,643.0

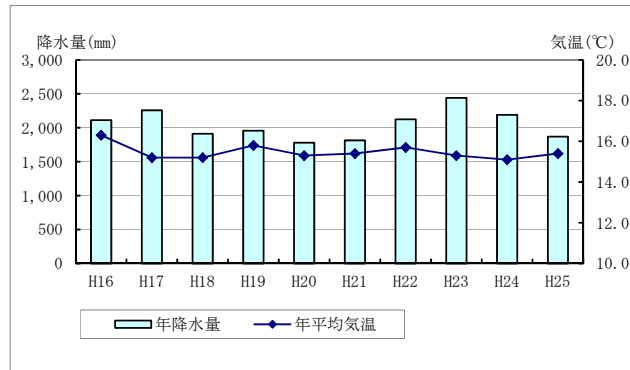


図 2-2-1 年平均気温および年降水量の推移

表 2-2-2 気象の状況（平成 25 年）

	月平均 気温 (℃)	日最高 気温 (℃)	日最低 気温 (℃)	月降水量 (mm)	月間 日照時間 (時間)
1 月	4.4	11.2	-1.7	146	55.2
2 月	4.5	15.9	-2.4	99	69.1
3 月	9.1	20.8	0.9	60	163.1
4 月	12	27.1	3.7	85	168.2
5 月	17.2	30.3	7.4	30	241.0
6 月	21.7	33.5	15.0	88	174.9
7 月	26.7	33	20.5	54	190.4
8 月	27.7	35	21.3	242	234.7
9 月	23.2	31.7	15.3	380	168.3
10月	19.4	30.4	12.4	244	103.6
11月	12.0	20.8	2.3	177	102.0
12月	6.9	15	0.0	268	66.9
通年	15.4	35.0	-2.4	1,870	1,569.1

表 2-2-1 気温、降水量および日照時間

	年平均 気温 (℃)	日最高 気温 (℃)	日最低 気温 (℃)	年降水量 (mm)	年間 日照時間 (時間)
平成16年	16.3	35.1	-4.3	2,113	1,829.9
平成17年	15.2	34.9	-3.4	2,257	1,620.9
平成18年	15.2	34.5	-2.9	1,912	1,598.2
平成19年	15.8	36.1	-0.1	1,957	1,649.8
平成20年	15.3	35.5	-0.9	1,782	1,685.6
平成21年	15.4	34.5	-0.9	1,814	1,444.1
平成22年	15.7	36.9	-2.0	2,124	1,679.4
平成23年	15.3	34.8	-2.8	2,441	1,603.9
平成24年	15.1	35.6	-2.0	2,192	1,580.8
平成25年	15.4	35	-2.4	1,870	1,737.4
平成26年	15.0	35.1	-1.3	1,815	1,635.2
平成27年	15.5	35.5	-1.6	1,682	1,597.3
平成28年	14.9	34.6	-5.1	1,828	1,547.5
平成29年	15.2	37.1	-1.9	1,798	1,771.9
平成30年	15.7	37.9	-3.9	2,241	1,744.0
平均値	15.4	35.5	-2.4	1,988	1,648.4



図 2-2-1 年平均気温および年降水量の推移

表 2-2-2 気象の状況（平成 30 年）

	月平均 気温 (℃)	日最高 気温 (℃)	日最低 気温 (℃)	月降水量 (mm)	月間 日照時間 (時間)
1月	4.2	15	-2.8	224	37.3
2月	3.6	13	-3.9	226	97.0
3月	9.7	23.4	1.1	144	178.2
4月	14.2	27	2.2	142	188.9
5月	18.1	31	8.9	153	174.6
6月	21.3	32.3	13.8	97	169.0
7月	27.0	34.1	20.0	314	270.4
8月	27.5	37.9	19.9	63	246.2
9月	22.6	33.5	16.4	546	90.2
10月	18.1	29.7	10.3	116	147.6
11月	13.9	22.4	5.7	68	103.8
12月	8.7	21.7	1.0	151	40.8
通年	15.7	37.9	-3.9	2,241	1,744.0

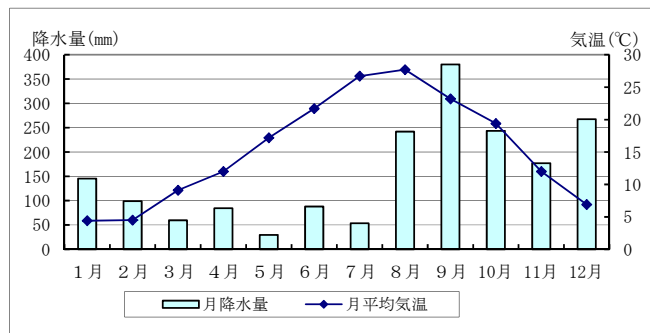


図 2-2-2 気象の状況（平成 25 年）

3. 河川

本市域には、竹野川、福田川、佐濃谷川、川上谷川等やこれらから分岐した支流が山間や市街地を流れ、日本海へ注いでいる。これらは、京都府が管理する 2 級河川と市の管理となる準用河川、さらに多くの普通河川とに区分される。主な河川の位置を図 2-3-1 に示す。

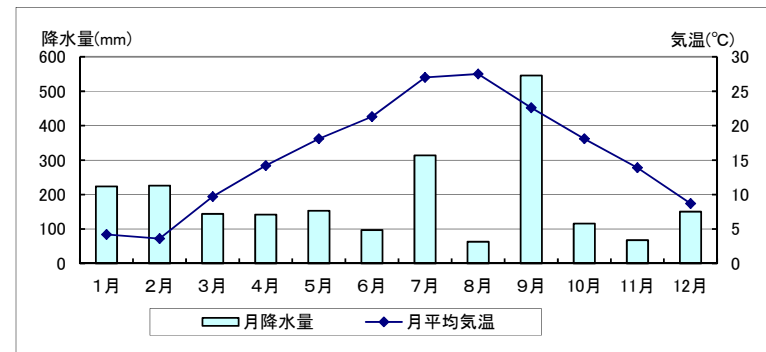


図 2-2-2 気象の状況（平成 30 年）

3. 河川

本市域には、竹野川、福田川、佐濃谷川、川上谷川等やこれらから分岐した支流が山間や市街地を流れ、日本海へ注いでいる。これらは、京都府が管理する 2 級河川と市の管理となる準用河川、さらに多くの普通河川とに区分される。主な河川の位置を図 2-3-1 に示す。

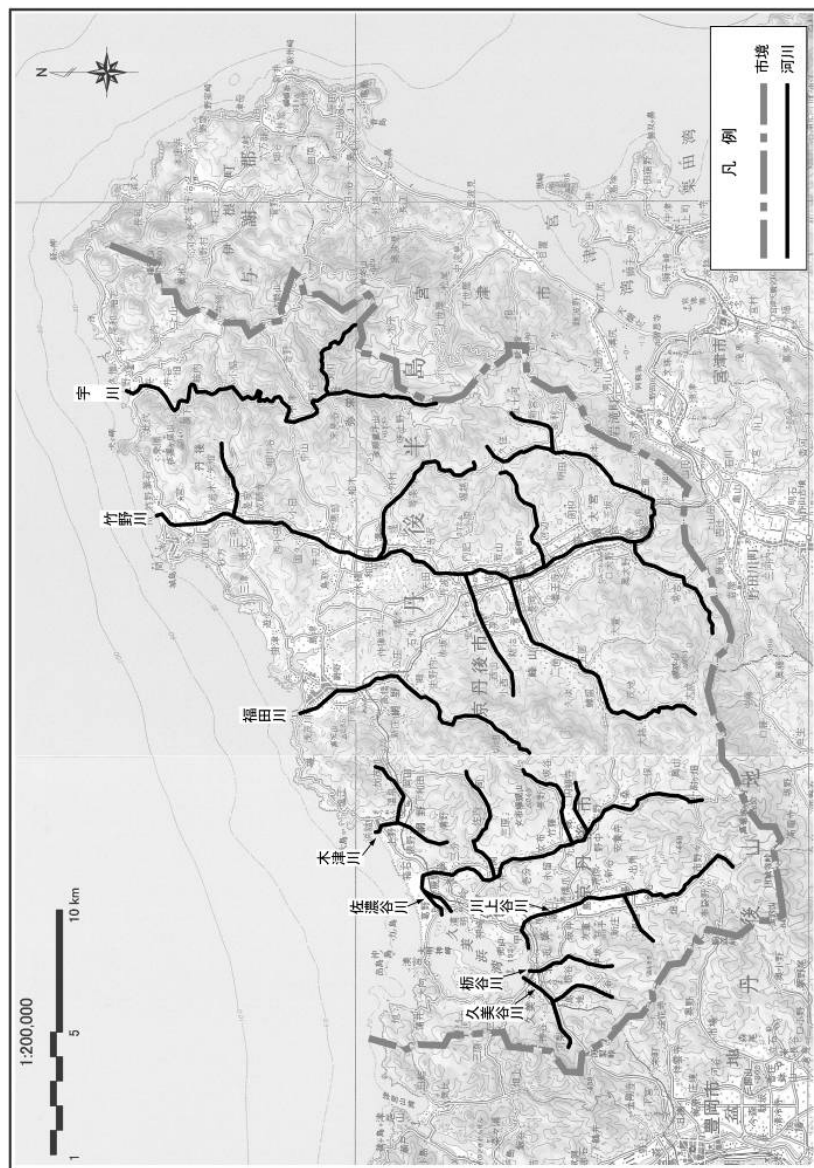


図 2-3-1 主な河川の位置

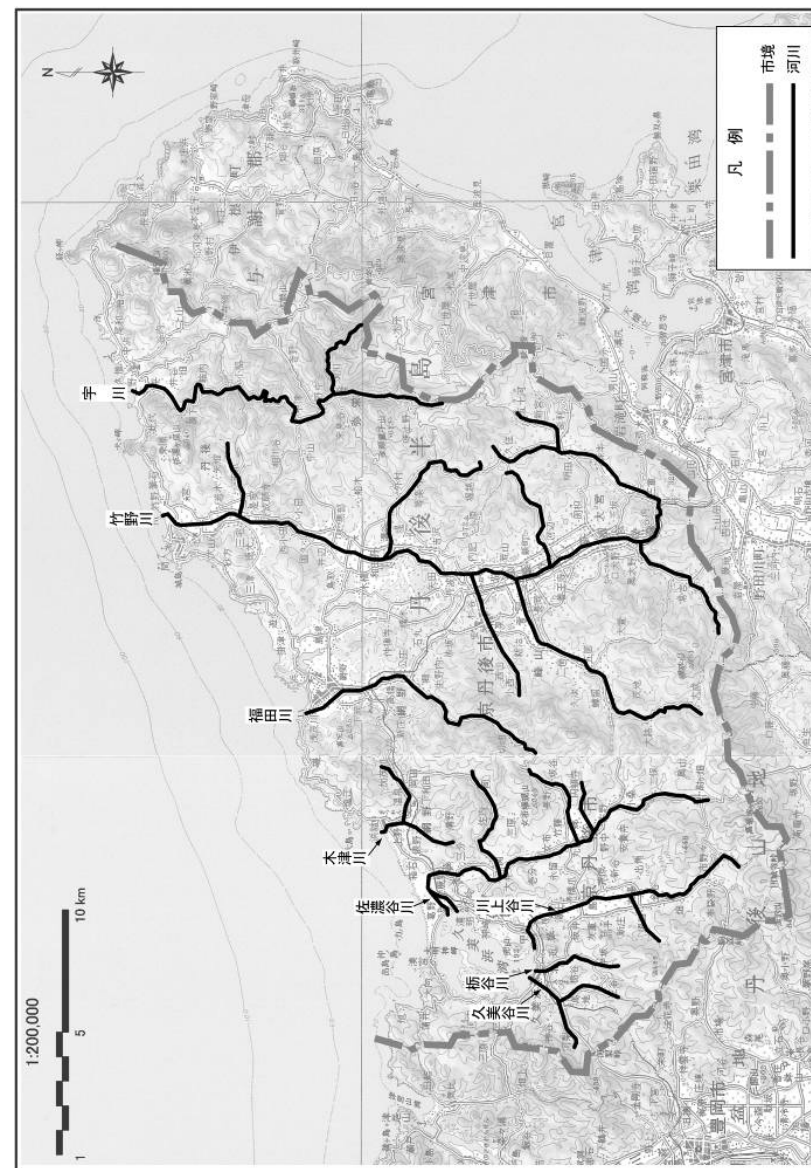


図 2-3-1 主な河川の位置

4. 沿革

本地域では、リアス式海岸部の良好な湾や入江を通して、古代から大陸・朝鮮半島と活発な交流が行われてきた。市内からは約 2,000 年前の中国貨幣や日本最古の紀年銘鏡、日本海側最大の前方後円墳などの遺物・遺跡が多く発見されており、独自の経済文化圏を形成し繁栄していたことがうかがわれる。近世には回船業や丹後ちりめんの生産が地域の産業を支え、今日では、新たに機械金属工業・観光産業が地域の発展を担いつつある。

5. 人口

(1)人口推移

本市の人口および世帯数の推移を表 2-5-1 および図 2-5-1 に示す。平成 25 度の人口 58,881 人、世帯数 22,618 世帯となっている。平成 20 年度以降、人口は減少傾向にあるが、世帯数は微増している。

表 2-5-1 住民基本台帳による人口および世帯数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人 口 (人)	65,129	64,289	63,521	62,828	62,172	61,592	60,784	60,070	59,633	58,881
世帯数 (世帯)	21,522	21,788	21,873	21,967	22,086	22,141	22,178	22,224	22,510	22,618
1世帯当たりの人数 (人)	3.0	3.0	2.9	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6

※各年度3月末日現在

資料：京丹後市市民課

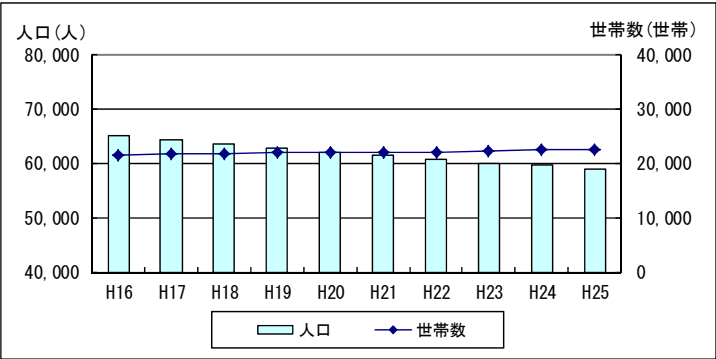


図 2-5-1 人口および世帯数の推移

4. 沿革

本地域では、リアス式海岸部の良好な湾や入江を通して、古代から大陸・朝鮮半島と活発な交流が行われてきた。市内からは約 2,000 年前の中国貨幣や日本最古の紀年銘鏡、日本海側最大の前方後円墳などの遺物・遺跡が多く発見されており、独自の経済文化圏を形成し繁栄していたことがうかがわれる。近世には回船業や丹後ちりめんの生産が地域の産業を支え、今日では、新たに機械金属工業・観光産業が地域の発展を担いつつある。

5. 人口

(1)人口推移

本市の人口および世帯数の推移を表 2-5-1 および図 2-5-1 に示す。平成 30 度の人口 54,688 人、世帯数 22,787 世帯となっている。平成 20 年度以降、人口は減少傾向にあるが、世帯数は微増している。

表 2-5-1 住民基本台帳による人口および世帯数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人 口 (人)	65,129	64,289	63,521	62,828	62,172	61,592	60,784	60,070	59,633	58,881	58,104	57,287	56,337	55,502	54,688
世帯数 (世帯)	21,522	21,788	21,873	21,967	22,086	22,141	22,178	22,224	22,510	22,618	22,662	22,716	22,662	22,692	22,787
1世帯当たりの人数 (人)	3.0	3.0	2.9	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4

※各年度3月末日現在

資料：京丹後市市民課

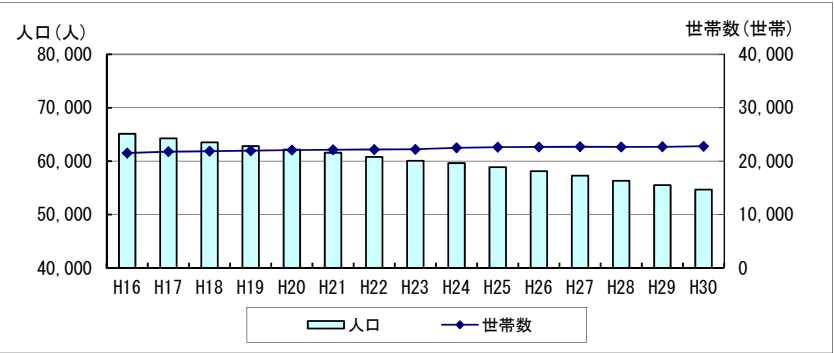


図 2-5-1 人口および世帯数の推移

(2)人口動態

平成 19 年から平成 24 年における本市の人口動態（自然動態）を表 2-5-2 に示す。
平成 19 年以降、死亡が出生を上回っており、少子化等による自然減が進んでいる。

表 2-5-2 人口動態（自然動態）

単位：人

	自然動態		
	出 生	死 亡	増 減
平成19年	438	819	-381
平成20年	438	758	-320
平成21年	420	744	-324
平成22年	382	782	-400
平成23年	369	771	-402
平成24年	357	832	-475

※各年1月～12月 資料：京都府 保健福祉統計年報

6. 市街地・集落

本市における平成 16 年度から平成 25 年度の地区別人口の推移を表 2-6-1 に示す。平成 16 年度以降、全地区の人口は減少傾向にある。

表 2-6-1 地区別人口の推移

単位：人

区分	総 数	峰山	大宮	網野	丹後	弥栄	久美浜
平成16年度	65,129	13,525	11,048	15,932	6,982	5,953	11,689
平成17年度	64,289	13,411	10,968	15,707	6,844	5,863	11,496
平成18年度	63,521	13,324	10,874	15,536	6,699	5,785	11,303
平成19年度	62,828	13,258	10,904	15,271	6,571	5,689	11,135
平成20年度	62,172	13,211	10,857	15,078	6,414	5,644	10,968
平成21年度	61,592	13,145	10,779	14,860	6,311	5,630	10,867
平成22年度	60,784	12,995	10,702	14,645	6,212	5,540	10,690
平成23年度	60,070	12,893	10,654	14,407	6,077	5,481	10,558
平成24年度	59,633	12,868	10,713	14,291	5,940	5,422	10,399
平成25年度	58,881	12,734	10,668	14,050	5,839	5,337	10,253
H16 - H25	-6,248	-791	-380	-1,882	-1,143	-616	-1,436

※各年度3月末日現在

資料：京丹後市市民課

(2)人口動態

平成 24 年から平成 29 年における本市の人口動態（自然動態）を表 2-5-2 に示す。
死亡が出生を上回っており、少子化等による自然減が進んでいる。

表 2-5-2 人口動態（自然動態）

単位：人

	自然動態		
	出 生	死 亡	増 減
平成24年	357	832	-475
平成25年	373	848	-475
平成26年	388	800	-412
平成27年	357	832	-475
平成28年	371	841	-470
平成29年	342	845	-503

※各年1月～12月 資料：京都府 保健福祉統計年報

6. 市街地・集落

本市における平成 21 年度から平成 30 年度の地区別人口の推移を表 2-6-1 に示す。平成 16 年度以降、全地区の人口は減少傾向にある。

表 2-6-1 地区別人口の推移

単位：人

区分	総 数	峰山	大宮	網野	丹後	弥栄	久美浜
平成21年度	61,592	13,145	10,779	14,860	6,311	5,630	10,867
平成22年度	60,784	12,995	10,702	14,645	6,212	5,540	10,690
平成23年度	60,070	12,893	10,654	14,407	6,077	5,481	10,558
平成24年度	59,633	12,868	10,713	14,291	5,940	5,422	10,399
平成25年度	58,881	12,734	10,668	14,050	5,839	5,337	10,253
平成26年度	58,104	12,606	10,583	13,869	5,687	5,255	10,104
平成27年度	57,287	12,510	10,429	13,648	5,572	5,165	9,963
平成28年度	56,337	12,387	10,346	13,346	5,392	5,089	9,777
平成29年度	55,502	12,281	10,287	13,105	5,279	4,959	9,591
平成30年度	54,688	12,166	10,221	12,827	5,147	4,867	9,460
H21 - H30	-6,904	-979	-558	-2,033	-1,164	-763	-1,407

※各年度3月末日現在

資料：京丹後市市民課

7. 産業

(1)産業別人口

本市における産業大分類別就業者数を表 2-7-1 および図 2-7-1 に示す。平成 22 年度現在、本市における産業別就業者割合は、第 3 次産業が 56.4%であり最も多い。

表 2-7-1 産業大分類別就業者数（省略）

		単位：人
		平成22年
総	数	29,717
第 1 次 産 業		2,714
第 2 次 産 業		9,215
第 3 次 産 業		16,745
分 類 不 能		1,043
就業者割合	第 1 次産業	9.1%
	第 2 次産業	31.0%
	第 3 次産業	56.4%
	分類不能	3.6%

※10月1日現在 資料：国勢調査（平成22年度）

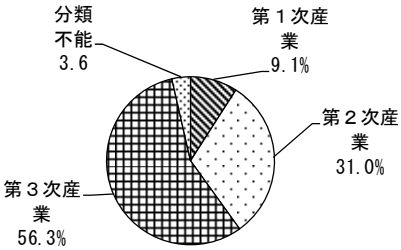


図 2-7-1 産業大分類別就業者割合

7. 産業

(1)産業別人口

本市における産業大分類別就業者数を表 2-7-1 および図 2-7-1 に示す。平成 27 年度現在、本市における産業別就業者割合は、第 3 次産業が 57.6%であり最も多い。

表 2-7-1 産業大分類別就業者数

		単位：人
		平成27年
総	数	28,457
第 1 次 産 業		2,317
第 2 次 産 業		8,331
第 3 次 産 業		16,365
分 類 不 能		1,444
就業者割合	第 1 次産業	8.1%
	第 2 次産業	29.3%
	第 3 次産業	57.6%
	分類不能	5.1%

※10月1日現在 資料：国勢調査（平成27年度）

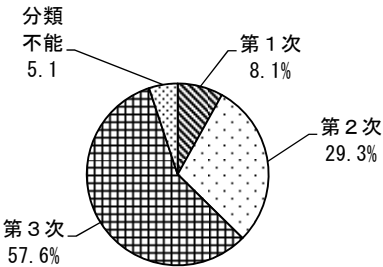


図 2-7-1 産業大分類別就業者割合

(2)農業

本市における農家数、農家人口及び経営耕地面積の推移を表 2-7-2 に示す。昭和 55 年以降、農家数および農家人口の減少が著しい。

表 2-7-2 農家数、農家人口及び経営耕地面積の推移

	農家数 (戸)	農家人口 (人)	経営耕地面積			
			総 数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)
昭和55年	7,136	31,673	4,394	3,781	522	90
昭和60年	6,563	28,874	4,250	3,670	491	88
平成2年	5,588	24,576	4,070	3,503	475	91
平成7年	5,049	21,714	4,059	3,377	568	114
平成12年	4,526	19,459	3,957	3,264	587	106
平成17年	4,135	11,725	3,593	2,896	585	112
平成22年	3,692	9,385	3,294	2,726	460	108

※各年2月1日現在 資料：農林業センサス
※平成22年の農家人口は、販売農家人口

(3)林業

本市における森林面積の状況を表 2-7-3 に示す。

表 2-7-3 森林面積の状況

単位：ha

	総数	国有林	公有林	私有林	その他林
平成19年	37,248.13	1,184.83	2,419.31	33,640.05	3.94
平成20年	37,248.13	1,184.83	2,419.31	33,640.05	3.94
平成21年	37,244.78	1,184.56	2,419.31	33,636.97	3.94
平成22年	37,238.45	1,184.56	2,419.31	33,630.64	3.94
平成23年	37,221.38	1,184.56	2,453.29	33,579.59	3.94
平成24年	37,262.01	1,184.56	2,445.27	33,628.24	3.94
平成25年	37,233.02	1,155.66	2,462.50	33,610.92	3.94

※各年4月1日現在 資料：京丹後市統計書（平成22年版）

(4)漁業

丹後半島の沖合は大変良い漁場であり、本市内には 13 の漁港が存在し、海面漁業、養殖業が営まれている。本市における漁業経営体数、海面漁業漁船隻数および動力船合計トン数の状況を表 2-7-4 に示す。

表 2-7-4 漁業経営体数、海面漁業漁船隻数および動力船合計トン数の状況

漁業経営体数 (経営体)	海面漁業漁船隻数 (隻)	動力船合計トン数 (t)
354	349	661

※平成24年12月31日現在 資料：京丹後市統計書（平成25年版）

(2)農業

本市における農家数、農家人口及び経営耕地面積の推移を表 2-7-2 に示す。昭和 55 年以降、農家数および農家人口の減少が著しい。

表 2-7-2 農家数、農家人口及び経営耕地面積の推移

	農家数 (戸)	農家人口 (人)	経営耕地面積			
			総 数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)
昭和55年	7,136	31,673	4,394	3,781	522	90
昭和60年	6,563	28,874	4,250	3,670	491	88
平成2年	5,588	24,576	4,070	3,503	475	91
平成7年	5,049	21,714	4,059	3,377	568	114
平成12年	4,526	19,459	3,957	3,264	587	106
平成17年	4,135	11,725	3,593	2,896	585	112
平成22年	3,692	9,385	3,294	2,726	460	108
平成27年	3,124	6,914	3,294	2,445	320	74

※各年2月1日現在 資料：農林業センサス
※平成27年の農家人口は、販売農家人口

(3)林業

本市における森林面積の状況を表 2-7-3 に示す。

表 2-7-3 森林面積の状況

単位：ha

	総数	国有林	公有林	私有林	その他林
平成24年	37,262.01	1,184.56	2,445.27	33,628.24	3.94
平成25年	37,233.02	1,155.66	2,462.50	33,610.92	3.94
平成26年	37,243.81	1,155.66	2,461.29	33,622.92	3.94
平成27年	37,238.40	1,155.66	3,407.89	32,670.91	3.94
平成28年	37,260.19	1,123.17	3,388.76	32,690.32	3.94
平成29年	37,191.02	1,123.17	3,378.25	32,685.66	3.94
平成30年	37,179.08	1,123.17	3,379.13	32,672.84	3.94

※各年4月1日現在 資料：京丹後市統計書

(4)漁業

丹後半島の沖合は大変良い漁場であり、本市内には 13 の漁港が存在し、海面漁業、養殖業が営まれている。本市における漁業経営体数、海面漁業漁船隻数および動力船合計トン数の状況を表 2-7-4 に示す。

表 2-7-4 漁業経営体数、海面漁業漁船隻数および動力船合計トン数の状況

漁業経営体数 (経営体)	海面漁業漁船隻数 (隻)	動力船合計トン数 (t)
283	329	661

※平成29年12月31日現在 資料：京丹後市統計書（平成30年版）

(5)工業

本市における事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移を表 2-7-5 に示す。平成 2 年以降、事業所数及び従業者数は減少している。

表 2-7-5 事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成 2 年	5,193	14,758	11,965,145
平成 7 年	4,226	12,456	9,291,371
平成10年	3,229	10,078	7,748,652
平成12年	2,861	9,482	8,025,997
平成15年	2,405	8,492	7,719,147
平成19年	230	4,953	8,251,463
平成20年	253	5,026	8,042,019
平成21年	211	4,375	6,814,650
平成22年	207	4,417	7,253,086
平成23年	217	4,123	6,479,331

※各年12月31日現在 資料：京丹後市統計書（平成25年版）
※H19年以降は、従業員4人以上の事業所を対象

(6)商業

本市における商店数、従業者数及び年間販売額の推移を表 2-7-6 に示す。商店数、従業者数および年間販売額は、平成 6 年以降減少傾向にある。

表 2-7-6 商店数、従業員数および年間販売額の推移（省略）

	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)
平成3年	1,460	5,493	13,751,951
平成6年	1,364	5,200	13,244,729
平成9年	1,279	4,447	12,965,946
平成11年	1,244	5,117	12,093,158
平成14年	1,143	5,102	10,755,049
平成16年	1,102	5,108	10,404,962
平成19年	1,015	4,869	8,732,145

※平成3, 6, 11年は7月1日現在 資料：京丹後市統計書（平成25年版）
※平成9, 14, 16, 19年は6月1日現在

(5)工業

本市における事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移を表 2-7-5 に示す。平成 2 年以降、事業所数及び従業者数は減少している。

表 2-7-5 事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成 2 年	5,193	14,758	11,965,145
平成 7 年	4,226	12,456	9,291,371
平成10年	3,229	10,078	7,748,652
平成12年	2,861	9,482	8,025,997
平成15年	2,405	8,492	7,719,147
平成19年	230	4,953	8,251,463
平成20年	253	5,026	8,042,019
平成21年	211	4,375	6,814,650
平成22年	207	4,417	7,253,086
平成23年	217	4,123	6,479,331
平成24年	198	4,271	6,543,966
平成25年	186	4,284	5,544,432
平成26年	183	4,086	5,640,429
平成27年	195	4,188	5,531,169
平成28年	172	4,231	6,933,443

※各年12月31日現在 資料：京丹後市統計書（平成30年版）
※H19年以降は、従業員4人以上の事業所を対象

(6)商業

本市における商店数、従業者数及び年間販売額の推移を表 2-7-6 に示す。商店数、従業者数および年間販売額は、平成 3 年以降減少傾向にある。

表 2-7-6 商店数、従業員数および年間販売額の推移

	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
平成3年	1,460	5,493	137,519
平成6年	1,364	5,200	132,447
平成9年	1,279	4,447	129,659
平成11年	1,244	5,117	120,931
平成14年	1,143	5,102	107,550
平成16年	1,102	5,108	104,049
平成19年	1,015	4,869	87,321
平成26年	696	3,300	67,633

※各年6月1日現在 資料：京丹後市統計書（平成30年版）

8. 文化財

本市の主な文化財及び記念物を表 2-8-1 および表 2-8-2 に示す。かつて「丹後王国」
として栄えた本市には、日本海側屈指の史跡群や貴重な出土品が多く存在する。

表 2-8-1 主な文化財および記念物(1)

区分		名 称	所在地
国指定	史跡・遺跡	銚子山古墳 第一、第二古墳	網野町網野
		産土山古墳	丹後町竹野
		神明山古墳	丹後町宮
	指定考古資料	函石浜遺物包含地	久美浜町湊宮
		大田南5号墳方格規矩四神鏡	峰山町矢田・弥栄町和田野(町境)
		奈具岡遺跡出土品	弥栄町溝谷
	建造物	湯舟坂2号墳出土品	久美浜町須田
		縁城寺宝篋印塔	峰山町橋木 縁城寺
	彫刻	本願寺本堂	久美浜町十楽 本願寺
		木造千手観音立像	峰山町橋木 縁城寺
木造薬師如来及び 両脇立日光・月光菩薩像		久美浜町円頓寺 円頓寺	
工芸品	石燈籠	大宮町周枳 大宮實神社	
	天然記念物	郷村断層（ごうむらだんそう）	網野町郷・生野内
国登録	建造物	旧口大野村役場庁舎	大宮町口大野
		稲葉家住宅主屋	久美浜町土居
		稲葉家住宅長屋門	久美浜町土居
		稲葉家住宅南宝蔵	久美浜町土居
		稲葉家住宅北宝蔵	久美浜町土居
府指定	史跡・遺跡	湧田山古墳群	峰山町丹波・矢田
		大宮實神社境内	大宮町周枳
		黒部銚子山古墳	弥栄町黒部
		遠處遺跡製鉄工房跡	弥栄町木橋
		高山12号墳	丹後町徳光
		湯舟坂2号墳	久美浜町須田
	指定考古資料	三坂神社墳墓群出土品	大宮町口大野
		奈具岡北1号墳出土品	弥栄町溝谷
		大田南2号墳出土品	峰山町矢田・弥栄町和田野(町境)
	建造物	銅経筒	久美浜町円頓寺
		本殿	網野町木津 売布神社
		本殿	久美浜町新町 神谷神社
		参考館（旧久美浜県庁舎玄関棟）	久美浜町新町 神谷神社
		丹後震災記念館	峰山町室
	絵画	絹本着色松井康之像	久美浜町新町 宗雲寺
		絹本着色松井与八郎像	久美浜町湊宮 宝泉寺
		絹本着色当麻曼荼羅図	久美浜町十楽 本願寺
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	久美浜町十楽 本願寺
		木造薬師如来及び両脇侍像	丹後町成願寺 成願寺
	工芸品	金銅装笈（附 金銅装笈残闕1個）	峰山町橋木 縁城寺
		石燈籠	弥栄町溝谷 溝谷神社
		熊野十二社権現懸仏	久美浜町円頓寺 円頓寺
		木造扁額	久美浜町西本町 如意寺
	古文書	円頓寺惣門再興勸進状	久美浜町円頓寺 円頓寺
	歴史資料	玄圃霊三関係資料	久美浜町新町 宗雲寺
	無形民俗	黒部の踊子	弥栄町黒部
		野中の田楽	弥栄町野中
		舟木の踊子	弥栄町舟木

8. 文化財

本市の主な文化財及び記念物を表 2-8-1 および表 2-8-2 に示す。かつて「丹後王国」
として栄えた本市には、日本海側屈指の史跡群や貴重な出土品が多く存在する。

表 2-8-1 主な文化財および記念物(1)

区分	名 称	所在地	
国指定	史跡・遺跡	銚子山古墳 第一、第二古墳	網野町網野
		産土山古墳	丹後町竹野
		神明山古墳	丹後町宮
	指定考古資料	函石浜遺物包含地	久美浜町湊宮
		大田南5号墳方格規矩四神鏡	峰山町矢田・弥栄町和田野(町境)
		奈具岡遺跡出土品	弥栄町溝谷
	建造物	湯舟坂2号墳出土品	久美浜町須田
		縁城寺宝篋印塔	峰山町橋木 縁城寺
	彫刻	本願寺本堂	久美浜町十楽 本願寺
		木造千手観音立像	峰山町橋木 縁城寺
木造薬師如来及び 両脇立日光・月光菩薩像		久美浜町円頓寺 円頓寺	
工芸品	石燈籠	大宮町周枳 大宮賣神社	
	天然記念物 郷村断層（ごうむらだんそう）	網野町郷・生野内	
国登録	建造物	旧口大野村役場庁舎 大宮町口大野	
府指定	史跡・遺跡	稲葉家住宅主屋	久美浜町土居
		稲葉家住宅長屋門	久美浜町土居
		稲葉家住宅南宝蔵	久美浜町土居
		稲葉家住宅北宝蔵	久美浜町土居
		湧田山古墳群	峰山町丹波・矢田
		大宮賣神社境内	大宮町周枳
	指定考古資料	黒部銚子山古墳	弥栄町黒部
		遠處遺跡製鉄工房跡	弥栄町木橋
		高山12号墳	丹後町徳光
		湯舟坂2号墳	久美浜町須田
		三坂神社墳墓群出土品	大宮町口大野
		奈具岡北1号墳出土品	弥栄町溝谷
	建造物	大田南2号墳出土品	峰山町矢田・弥栄町和田野(町境)
		銅経筒	久美浜町円頓寺
		本殿	網野町木津 売布神社
		本殿	久美浜町新町 神谷神社
		参考館（旧久美浜県庁舎玄関棟）	久美浜町新町 神谷神社
		丹後震災記念館	峰山町室
	絵画	絹本着色松井康之像	久美浜町新町 宗雲寺
		絹本着色松井与八郎像	久美浜町湊宮 宝泉寺
		絹本着色当麻曼荼羅図	久美浜町十楽 本願寺
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	久美浜町十楽 本願寺
		木造薬師如来及び両脇侍像	丹後町成願寺 成願寺
		工芸品	金銅装笈（附 金銅装笈残闕1個）
	石燈籠		弥栄町溝谷 溝谷神社
	熊野十二社権現懸仏		久美浜町円頓寺 円頓寺
	木造扁額		久美浜町西本町 如意寺
	古文書	円頓寺惣門再興勸進状	久美浜町円頓寺 円頓寺
歴史資料	玄圃霊三関係資料	久美浜町新町 宗雲寺	
無形民俗	黒部の踊子	弥栄町黒部	
	野中の田楽	弥栄町野中	
	舟木の踊子	弥栄町舟木	

表 2-8-2 主な文化財および記念物(2)

区分	名 称	所在地
府指定	名勝	庭園 久美浜町新町 宗雲寺
	天然記念物	アベサンショウウオ基準産地 大宮町善王寺
	文化財	多久神社文化財環境保全地区 峰山町丹波・矢田
	環境保全地区	竹野神社文化財環境保全地区 丹後町宮
府登録	文化財	神谷神社文化財環境保全地区 久美浜町新町
	指定考古資料	カジヤ古墳出土品 峰山町杉谷
	建造物	本殿 峰山町丹波 多久神社
		興法寺本堂 弥栄町小原 興法寺
		本殿 丹後町宮 竹野神社
		末社齋宮神社本殿 丹後町宮 竹野神社
		中門 丹後町宮 竹野神社
		神門 久美浜町新町 神谷神社
		境内社八幡神社本殿 久美浜町新町 神谷神社
		鳥居 久美浜町新町 神谷神社
		本殿 網野町浅茂川 日吉神社
	絵画	方丈障壁画（長沢芦州筆） 峰山町五箇 慶徳院
		絹本着色釈迦十六善神像 大宮町谷内 岩屋寺
		絹本着色地藏菩薩像 大宮町谷内 岩屋寺
		絹本着色五大尊像 大宮町谷内 岩屋寺
		絹本着色毘沙門天像 大宮町谷内 岩屋寺
		紙本着色齋宮大明神縁起 丹後町宮 竹野神社
		紙本着色等楽寺縁起 丹後町宮 竹野神社
		木造阿弥陀如来坐像 峰山町鱒留 全徳寺
	古文書	本願寺文書 久美浜町十楽 本願寺
	無形民俗	竹野のテンキテンキ 丹後町竹野
		遠下のちいらい踊 丹後町遠下
		大山の刀踊 丹後町大山
		市野々しょうぶ田植 久美浜町市野々
		甲坂の三番叟 久美浜町甲坂
		栃谷の三番叟 久美浜町板谷
		河梨の十二灯 久美浜町河梨
		布袋野の三番叟 久美浜町布袋野
		丹波の芝むくり 峰山町丹波
		五箇の三番叟 峰山町五箇
		周枳の三番叟・笹ばやし・神楽 大宮町周枳
	天然記念物	アベサンショウウオ 地域を定めず

表 2-8-2 主な文化財および記念物(2)

区分	名 称	所在地
府指定	名勝	庭園 久美浜町新町 宗雲寺
	天然記念物	アベサンショウウオ基準産地 大宮町善王寺
	文化財	多久神社文化財環境保全地区 峰山町丹波・矢田
	環境保全地区	竹野神社文化財環境保全地区 丹後町宮
府登録	文化財	神谷神社文化財環境保全地区 久美浜町新町
	指定考古資料	カジヤ古墳出土品 峰山町杉谷
	建造物	本殿 峰山町丹波 多久神社
		興法寺本堂 弥栄町小原 興法寺
		本殿 丹後町宮 竹野神社
		末社齋宮神社本殿 丹後町宮 竹野神社
		中門 丹後町宮 竹野神社
		神門 久美浜町新町 神谷神社
		境内社八幡神社本殿 久美浜町新町 神谷神社
		鳥居 久美浜町新町 神谷神社
		本殿 網野町浅茂川 日吉神社
	絵画	方丈障壁画（長沢芦州筆） 峰山町五箇 慶徳院
		絹本着色釈迦十六善神像 大宮町谷内 岩屋寺
		絹本着色地藏菩薩像 大宮町谷内 岩屋寺
		絹本着色五大尊像 大宮町谷内 岩屋寺
		絹本着色毘沙門天像 大宮町谷内 岩屋寺
		紙本着色齋宮大明神縁起 丹後町宮 竹野神社
		紙本着色等楽寺縁起 丹後町宮 竹野神社
		木造阿弥陀如来坐像 峰山町鱒留 全徳寺
	古文書	本願寺文書 久美浜町十楽 本願寺
	無形民俗	竹野のテンキテンキ 丹後町竹野
		遠下のちいらい踊 丹後町遠下
		大山の刀踊 丹後町大山
		市野々しょうぶ田植 久美浜町市野々
		甲坂の三番叟 久美浜町甲坂
		栃谷の三番叟 久美浜町板谷
		河梨の十二灯 久美浜町河梨
		布袋野の三番叟 久美浜町布袋野
		丹波の芝むくり 峰山町丹波
		五箇の三番叟 峰山町五箇
		周枳の三番叟・笹ばやし・神楽 大宮町周枳
	天然記念物	アベサンショウウオ 地域を定めず

9. 交通

本市内の交通の状況を図 2-9-1 に示す。

市内の主要道としては、国道 178 号、312 号、482 号が市内を環状に走り、これを補完する形で、府道及び市道が連絡している。

公共交通機関については、京阪神方面への主要なアクセスとなっている北近畿タンゴ鉄道が整備されており、京都・大阪方面へ直通特急等が運行されている。また、バス交通については、「上限 200 円バス」が走り、丹後海陸交通㈱による路線バス運行と久美浜町、丹後町・弥栄町などの一部地域を走る市営バス運行がしている。

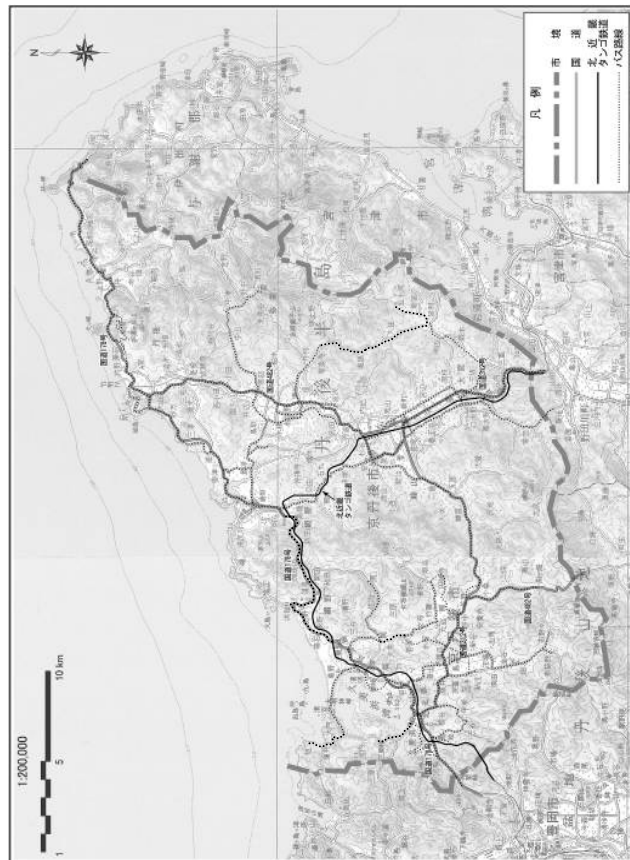


図 2-9-1 交通の状況

9. 交通

本市内の交通の状況を図 2-9-1 に示す。

市内の主要道としては、国道 178 号、312 号、482 号が市内を環状に走り、これを補完する形で、府道及び市道が連絡している。

公共交通機関については、京阪神方面への主要なアクセスとなっている京都丹後鉄道があり、京都・大阪方面への鉄道網が整備されている。また、バス交通については、丹後海陸交通㈱による路線バス運行と一部地域を走る市営バスが運行している。

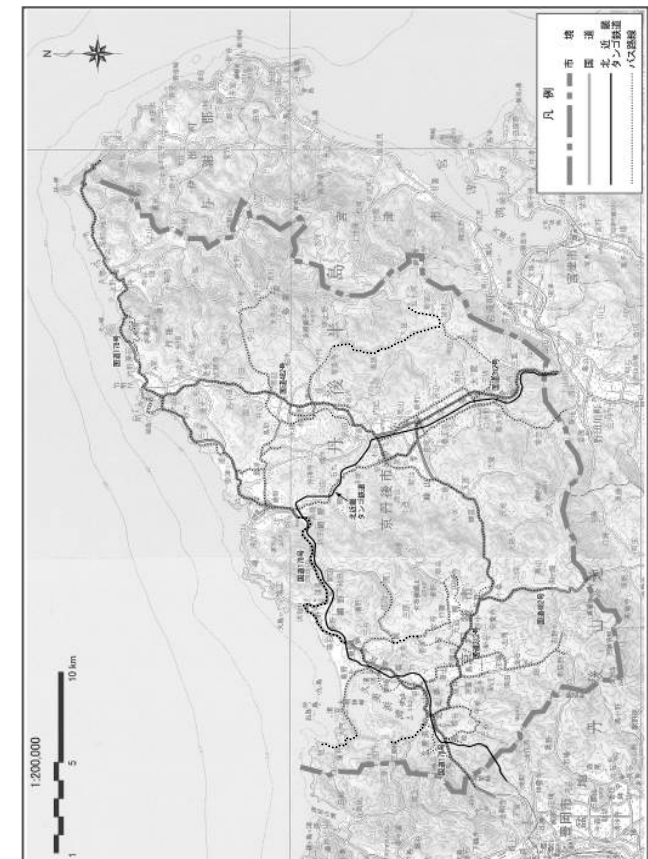


図 2-9-1 交通の状況

10. 観光

本市の観光入込客数および観光消費額の推移を表 2-10-1 に示す。観光については、平成 16 年以降、入込客数および観光消費額も減少している。

表 2-10-1 観光入込客数および観光消費額の推移

	入込客数 (人)	消費額 (千円)
平成16年	2,037,753	8,281,407
平成17年	1,930,593	7,751,208
平成18年	1,848,881	7,633,484
平成19年	1,926,625	8,242,518
平成20年	1,824,721	7,758,709
平成21年	1,721,865	6,893,400
平成22年	1,797,496	6,444,951
平成23年	1,752,115	6,289,245
平成24年	1,725,709	6,092,155

資料：京都府観光・商業室

資料：京丹後市統計書（平成25年版）

11. 土地利用

(1) 土地利用状況

本市の土地利用状況（課税の対象にならない土地を除く）を表 2-11-1 に示す。平成 25 年現在、山林の占める割合が最も多く、次いで田、畑の順となっている。

表 2-11-1 土地利用状況

	面積 (千㎡)	割合 (%)
田	39,610	23.7
畑	15,563	9.3
宅地	11,902	7.1
鉱泉地	1	0.0
池沼	42	0.0
山林	90,586	54.3
牧場	3	0.0
原野	6,586	3.9
雑種地	2,679	1.6
総面積	166,972	100.00

※平成25年1月1日現在 資料：京丹後市統計書（平成25年版）

10. 観光

本市の観光入込客数および観光消費額の推移を表 2-10-1 に示す。観光については、減少傾向にあった入込客数は自動車道の開通等により増加に転じているものの、観光消費額の伸びは低調な状況にある。

表 2-10-1 観光入込客数および観光消費額の推移

	入込客数 (人)	消費額 (千円)
平成16年	2,037,753	8,281,407
平成17年	1,930,593	7,751,208
平成18年	1,848,881	7,633,484
平成19年	1,926,625	8,242,518
平成20年	1,824,721	7,758,709
平成21年	1,721,865	6,893,400
平成22年	1,797,496	6,444,951
平成23年	1,752,115	6,289,245
平成24年	1,725,709	6,092,155
平成25年	1,758,624	6,100,065
平成26年	1,733,520	6,153,656
平成27年	2,193,385	6,702,462
平成28年	2,195,630	6,834,010
平成29年	2,184,798	6,442,855

資料：京都府観光・商業室

資料：京丹後市統計書

11. 土地利用

(1) 土地利用状況

本市の土地利用状況（課税の対象にならない土地を除く）を表 2-11-1 に示す。平成 30 年現在、山林の占める割合が最も多く、次いで田、畑の順となっている。

表 2-11-1 土地利用状況

	面積 (千㎡)	割合 (%)
田	38,643	23.3
畑	14,857	9.0
宅地	12,045	7.3
鉱泉地	1	0.0
池沼	39	0.0
山林	90,523	54.7
牧場	0	0.0
原野	6,744	4.1
雑種地	2,747	1.7
総面積	165,599	100.00

※平成30年1月1日現在 資料：京丹後市統計書（平成30年版）

(2)土地利用計画

総合計画では、市域の土地利用について、高速道路網が連携した広域ネットワークの形成による地域の活性化と、北近畿の中心に位置する京丹後市の立地特性を活かし、人と経済・文化が交流する活力あふれる拠点都市をめざすことが望ましいとしている。図 2-11-1 に市内都市機能構想図を示す。

①市街地ゾーン

北は網野の中心部から峰山の都市拠点を経て、南は国道 178 号沿いに広がる大宮までの、地域を市街地ゾーン（都市計画区域）とし、産業拠点を活かした職住近接の利便性の高い生活環境を築くとともに、商業の集積と活性化を図り、魅力ある都市空間を創出することが必要である。

②森林ゾーン

市街地ゾーンを挟んで東西に広がる山間部を森林ゾーンとし、北近畿最大級のブナ林をはじめとする豊かな自然環境や山並みなどの景観保全に努めるとともに、さまざまな自然学習・体験の場として整備することが望ましい。

③田園ゾーン

山間部と海浜部の間に広がる平地や丘陵地帯を田園ゾーンとし、稲作をはじめ、野菜、フルーツといった良質多彩な農産物を活用した農業の振興を図るとともに、滞在・体験型農業などによる交流の場づくりや、憩い、ふれあえる空間づくりを進めるべきである。

④海浜ゾーン

海岸線に沿った地域を海浜ゾーンとし、数多くの景勝地や温泉、観光資源など、世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークを活かしながら、海の京都構想の実施や日本一の砂浜海岸づくりなどにより、国内外の人々の交流を促進するべきである。

(2)土地利用計画

総合計画では、市域の土地利用について、高速道路網が連携した広域ネットワークの形成による地域の活性化と、北近畿の中心に位置する京丹後市の立地特性を活かし、人と経済・文化が交流する活力あふれる拠点都市をめざすことが望ましいとしている。図 2-11-1 に市内都市機能構想図を示す。

①市街地ゾーン

北は網野の中心部から峰山の都市拠点を経て、南は国道 178 号沿いに広がる大宮までの、地域を市街地ゾーン（都市計画区域）とし、産業拠点を活かした職住近接の利便性の高い生活環境を築くとともに、商業の集積と活性化を図り、魅力ある都市空間を創出することが必要である。

②森林ゾーン

市街地ゾーンを挟んで東西に広がる山間部を森林ゾーンとし、北近畿最大級のブナ林をはじめとする豊かな自然環境や山並みなどの景観保全に努めるとともに、さまざまな自然学習・体験の場として整備することが望ましい。

③田園ゾーン

山間部と海浜部の間に広がる平地や丘陵地帯を田園ゾーンとし、稲作をはじめ、野菜、フルーツといった良質多彩な農産物を活用した農業の振興を図るとともに、滞在・体験型農業などによる交流の場づくりや、憩い、ふれあえる空間づくりを進めるべきである。

④海浜ゾーン

海岸線に沿った地域を海浜ゾーンとし、数多くの景勝地や温泉、観光資源など、世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークを活かしながら、海の京都などの取り組み強化により、国内外の人々の交流を促進するべきである。

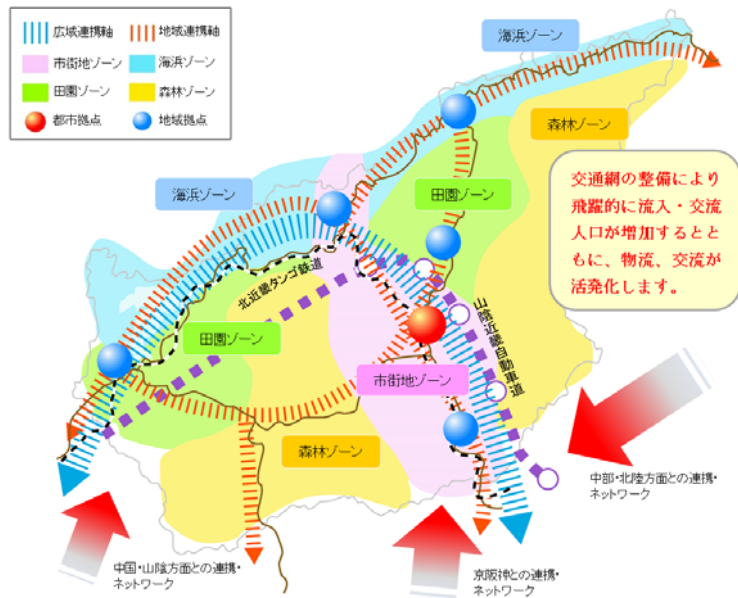


図 2-11-1 市内都市機能構想図

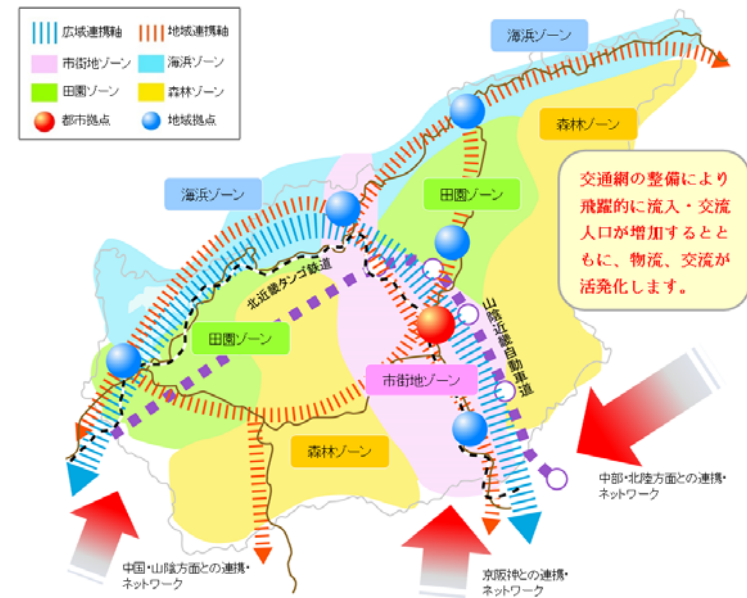


図 2-11-1 市内都市機能構想図

(3) 都市計画

本市の都市計画区域は、峰山町全域と網野町の一部となっているが、これは合併以前の旧町の都市計画を継承したもので、市街地形成を図る上でアンバランスな問題が生じている。今後、市全体として地域バランスがとれた適正な土地利用の規制・誘導を図るために、都市計画の再編を予定している。都市計画区域面積を表 2-11-2 に示す。

表 2-11-2 都市計画区域面積

都市計画区域名	都市計画区域 (ha)
峰 山	6,745
網 野	1,313

※平成25年4月1日現在

資料：京丹後市統計書（平成25年版）

(3) 都市計画

本市の都市計画区域は、峰山町と網野町と大宮町の一部となった。都市計画区域面積を表 2-11-2 に示す。

表 2-11-2 都市計画区域面積

都市計画区域名	都市計画区域 (ha)
峰 山	2,890
大 宮	1,916
網 野	1,492

※平成30年4月1日現在

資料：京丹後市統計書（平成30年版）

12. 開発・将来計画

(1) 総合計画における基本理念

1) 基本理念

まちづくりは、市の最高規範として制定された「京丹後市まちづくり基本条例」第4条に定める「まちづくりの基本理念」に沿って、市民の福祉の増進と地域社会の発展を目指し、市民及び市が、自治と協働によって進める必要があります。

「自治と協働によって進めるまちづくり」

2) 目 標

まちづくり基本条例に掲げる目標を基本に次のように定めます。

- ①歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち
- ②美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち
- ③健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち
- ④安全で安心して暮らせるまち
- ⑤お互いに支え合い、助け合うまち
- ⑥次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいだき、いきいきと成長するまち
- ⑦誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち

3) 将来像

ひと みず みどり 市民総参加で飛躍するまち
北近畿新時代へ和のちから輝く 京丹後

これからのまちづくりは、経済的な豊かさだけでなく、さまざまな人との結びつきの中で、自らの存在意義の確認や、自己実現を通じて、お互いに支え合い、助け合うまちづくりを進め、市民誰もが幸福を追求できる環境を整えることが重要です。

以上のような考え方をまちづくりの根幹に据え、第1次総合計画の「ひと みず みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」を継承しながら、10年後の将来像を上記に掲げ、市民の参加と協働のもと、まちづくりを推進していく必要があります。

また、「丹後は日本のふるさと」で日本的な心を代表する、誰もが互いを大切にし、他人とも協力し合うことの意味を込め「和」という漢字を使用しています。

4) 目標と基本方針

将来像及びまちづくりの目標の実現に向け、以下の基本方針を設定します。

目標1. 歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち

基本方針.1 産業基盤の維持・発展を図るとともに京丹後型

基本方針.2 京丹後ならではの観光・交流で極上のふるさとをつくります。

目標2. 美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち

基本方針.3 次世代エネルギーを活かし、環境未来都市をつくります

目標3. 健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち

基本方針.4 生涯現役で活躍する健康長寿社会を形成します

目標4. 安全で安心して暮らせるまち

基本方針.5 災害に強く、安心して暮らせるまちをつくります

基本方針.6 地域生活に活力を生む社会基盤を着実に整備します

目標5. お互いに支え合い、助け合うまち

基本方針.7 支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進します

基本方針.8 参加と協働でいきいきと活躍できる環境を築きます

目標6. 次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいだき、いきいきと成長するまち

基本方針.9 夢と希望をもって、未来に飛躍する人づくりを進めます

目標7. 誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち

基本方針.10 「幸福」を中心軸に据え総合計画の実現に向けた行財政運営

5) 基本計画・5つの重点項目（平成29年3月～）

市民と地域がキラリと『光り輝くまち』に

“あるもの探し”のまちづくりへ

<1>「地域づくり」 地域が元気に“輝く”、市民主役のまち

<2>「ひとづくり」 若者が希望に“輝く”、「おもろい」まち

<3>「ものづくり」 “輝く” 匠の技と資源が集積するまち

<4>「魅力づくり」 “輝く” 豊富な「食材」を活かしたまち

<5>「基盤づくり」 “輝く” 未来に、社会の基盤を築くまち